

東北学院大学論集

歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第46号

特集：帝国の類型

はじめに	渡辺 昭一	1
論文：		
1. 「ローマ帝国における臆卜師 (haruspices) の盛衰の諸原因」	平田 隆一	5
2. 「先秦巴国の構造 (梗概)」	谷口 満	39
3. 「帝国としての「キリスト教国」 普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説」	櫻井 康人	55
4. 「イングランド北部諸州の乱と「コモンウェルス」」	楠 義彦	89
5. 「戦後アジア国際秩序の再編とコロンボ・プランの指針 1950年第二回コモンウェルス諮問会議報告書分析」	渡辺 昭一	109
研究ノート：		
1. 「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考 デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐって(2)・レプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) の遺跡」	原 征明	133
2. 「ヴェブレンの資本主義史論 アメリカ帝国論への示唆」	森脇 龍	145

2010年

東北学院大学学術研究会

東北学院大学論集
歴史と文化

(旧歴史学・地理学)

第46号

特集：帝国の類型

2010年

東北学院大学学術研究会

特集：帝国の類型

はじめに 渡辺 昭一 1

論文：

1. 「ローマ帝国における臆卜師(haruspices)の盛衰の諸原因」 平田 隆一 5

2. 「先秦巴国の構造（梗概）」 谷口 満 39

3. 「帝国としての「キリスト教国」

- 普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説 」 櫻井 康人 55

4. 「イングランド北部諸州の乱と「コモンウェルス」」 楠 義彦 89

5. 「戦後アジア国際秩序の再編とコロombo・プランの指針

1950年第二回コモンウェルス諮問会議報告書分析 」 渡辺 昭一 109

研究ノート：

1. 「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考 デーンロウ (Danelaw)

地帯をめぐって(2)・レプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) の遺跡 」

..... 原 征明 133

2. 「ヴェブレンの資本主義史論 アメリカ帝国論への示唆 」 森脇 龍 145

はじめに

渡辺 昭一

21世紀に突入して間もなく起きた同時多発テロ事件（9.11事件）が世界中を震撼させたことは記憶に新しい。1980年代後半のゴルバチョフのペレストロイカからベルリンの壁崩壊さらにはソ連邦の解体へと続き、まさにその一連の事件は、20世紀的世界の基本構造をなしてきた冷戦体制が終結した瞬間であった。その後アメリカの一極支配が際立ってくると、マスコミをはじめ国内外における研究において、アメリカがあたかも「帝国」であるかのような論調が数多くみられるようになり、これまでの帝国の在り方を含めて、帝国とは何かということ問い直し始めるようになった¹。

2003年に出版された山本有造編『帝国の研究』名古屋大学出版会がそのブームのきっかけを作ったと言ってもよい。編者の山本氏は、日本近現代史の研究者でありながら、ベイリヤドイルなどの帝国論をモデルにして、歴史の横断的視点からのみならず通時的視点からさまざまな帝国の在り方を検討して、「帝国」の持つ類型²的特質を描き出した。また、2004年5月に一橋大学において開かれた歴史学研究会大会の全体会で「グローバル権力としての帝国」が取り上げられ、杉山正明氏（京都大学）と秋田茂氏（大阪大学）の報告をもとに帝国の在り方が論じられ、分科会においてもそれぞれの時代における「帝国」がキーワードして意識され問題が検討されたことによって、歴史の横軸だけでなく縦軸を意識した研究へと一歩進んだ³。

本特集は、こうした時代的要求を意識しつつ、執筆者の問題関心や研究領域が異なっても、それぞれの時代において存在した帝国との関連で、当該時期に見られた諸問題を探ろうとした論集である。以下、簡単に各論文の概略を紹介して、読者の理解を深めたい。

平田論文は、本来エトルスキ固有のものである臍卜占術 *haruspicina* が何故にローマ帝国において徴用され、そして、最終的に禁止されるにいたったのかについて、その原因を宗教的、政治的、社会・経済的側面から解明しようとしている。ローマは、王政期と共和政期を通じてエトルスキの影響を受けたが、特に卜占術が重要な要素であった。「臍卜師」

1 たとえば、山内昌之・増田一夫・村田雄二郎編『帝国とは何か』岩波書店、1996年；アントニオ・ネグリ & マイケル・ハート編『帝国』以文社、2003年；特集「帝国を読む」『現代思想』31-2、2003年；特集「帝国の生成と国民国家」『アソシエ』14、2004年；山本吉宣『「帝国」の国際政治学』東信堂、2006年等が挙げられる。

2 C.A.Bayly, *Imperial Meridian: The British Empire and the World, 1780-1830*, London, 1989；M.Doyle, *Empires*, Ithaca and London, 1986.

3 2004年度歴史学研究会大会プログラム。歴史学研究会は、同研究会編集の『歴史学研究』776号（2003年）と777号（2003年）に特集『帝国への新たな視座、』を掲載するとともに、歴史学研究会編『帝国への新たな視座』青木書店、2005年も発刊し、帝国への関心を喚起した。

Haruspices は元来臍ト占い haruspicina を行うエトルスキの占い師であったが、共和政ローマは、主要な国務の遂行に際して神々の承認を得るため、また天変地異に際してしかるべき手当を講ずるために彼らを重用し、「60人臍ト師団」を組織したり、彼らの『エトルスキ教典』をラテン語に翻訳したことを明らかにしている。そして、この haruspices は、帝政期においても重用されたが、キリスト教が国教となるに及んで、禁止されるに至ったことが論じられている。

谷口論文は、長江上流に位置した巴国をとりあげてその国家構造を復原し、中国古代における国家構造の一つの類型を提示することを意図している。中国古代の統一王朝といえば殷・周・秦・漢であるが、この四つの王朝の政治構造や社会制度はもちろん同じではなく、四王朝の政治構造や社会制度は、そのまま中国古代王朝の四類型を示すものとなっている。これらは、統一王朝ではないが、春秋戦国時代の列国も、それぞれ古代国家のある類型を示していることが論じられている。

櫻井論文は、普遍教会会議決議録のレヴェルにおいて、「帝国」としての「キリスト教国」の一側面を明らかにしようとしている。中世ヨーロッパ世界における二度の西ローマ帝国の復活（800年のフランク国王カールへの皇帝戴冠と962年の東フランク国王オットー1世への皇帝戴冠）から読み取れるように、中世ヨーロッパの皇帝たちが自らに「皇帝」imperatorの称号を帯びさせ、自らの支配領域を「帝国」とみなした。しかし、中世ヨーロッパの「帝国」は、「命令権」imperiumという政治上の職権に立脚する古代ローマの「帝国」とも、複数国家を様々なレヴェルで支配・統合することによって実現される近代以降の「帝国」とも、その性格を大きく異にした。中世ヨーロッパの皇帝に求められたのは、一方では「キリスト教国」Christianitasを外敵、すなわち異教徒から防衛することであり、もう一方ではその内部においても「平和」pax・「安定」quies・「協和」concordiaを体現することであった。あくまでも理念上の問題ではあるが、ここにおいて「帝国」と「キリスト教国」は相互に言い換えることが可能であり、逆説的ではあるが、「キリスト教国」の「平和」を実現するものが「皇帝」となりえる余地が、中世ヨーロッパ世界には残されていたことが論じられている。

原論文は、アングロ・サクソンのイングランドにおけるヴァイキング侵攻に関わるレプトン (Repton) 遺跡について検討している。「年代記」には、ヴァイキングの軍団が今日のダービシャー (Derbyshire) にある旧トレント (Old Trent) 川沿いのレプトンに防塁を築き越冬したとする記録が残されているが、ここを拠点とするヴァイキングの更なる侵攻は、やがてイングランドにおけるヴァイキング定住地域としての「デーンロウ地帯」(Danelaw) の形成の契機となり、その後さらにクヌート王 (Cnut, Canute) による「北海帝国」の形成をもたらす重要な歴史的事実となったことを明らかにしている。

楠論文は、テューダー朝で勃発した北部諸州の乱で登場した「コモンウェルス」という用語の持つ意味を検討した論文である。北部諸州の乱とは修道院解散を契機としたヘンリ8世時の大反乱のことであるが、反乱軍は恩寵の巡礼と自称し、反乱の正当性を示そうと

した。そのなかで、反乱軍は自らの行動を「コモンウェルスのための巡礼」と述べている。この「コモンウェルスのため」という表現を手がかりに、当時の「コモンウェルス」「ウェルス」「ウィール」という言葉を、テキスト・マイニングの手法を用いて、*Letters and Papers*, 28 vols. と Edmund Dudley の *The Tree of Commonwealth* をもとに追求している。当時はヒューマニストによって主張された社会有機体説に基づくコモンウェルス論が一般的であり、コモンウェルスのための実力行使は極めて異例の用法であったことから、この反乱は到底一般の理解を得るには程遠く、暴力性が強調されて悪魔の反乱として歴史書で断罪されることになったことが論じられている。

森脇論文は、ヴェブレンの著作 *Absentee Ownership* (『不在所有論』(1923)) を取り上げ、「資本主義」の生成・展開・変容についての主張を検討してその特徴を明らかにしている。現下の世界恐慌的状况を引き起こしたのは、金融利害中心の企業行動が製造業・産業を犠牲にしかつ歪め、それらを利益獲得の手段としか捉えないアメリカの経済体制であると、ヴェブレンはこのアメリカ経済の特質を逸早く見抜いていた。不在所有 = 法人企業・株式会社の追求する「金儲け」と機械制産業・製造業の「物作り」とを一貫して峻別して論じ、法人企業・株式会社の活動の金融化・金融偏重が惹き起す経済・産業の変容に注目するのは、彼の独自の見地である。アメリカ帝国論に与える彼の示唆は、極めて重要であると論じている。

渡辺論文は、第二次世界大戦後の南・東南アジアにおける新国際秩序形成において重要な役割を果たした経済開発計画「コロンボ・プラン」の具体的内容とその特徴を明らかにしようとしている。第二次世界大戦後に脱植民地化 = アジア諸国の独立が開始されたことを受けて、イギリスは、帝国解体後の影響力の行使手段としてコモンウェルス体制の再編を行おうとした。軍事的支配をもはや望めない状況下において、経済的に引き続きアジア経済に関与しようとして、「コロンボ・プラン」を開始した。この計画は、アジア側の潜在的な経済発展力と経済支援額の枠組みを確定する作業であったが、イギリスと並んで、新たなリーダーとしてインドやオーストラリアが台頭する基盤を与えたことを検討している。

なお、この研究の推進に当たって、平成 19 年度東北学院大学共同研究助成金（研究代表：渡辺昭一）の補助を受けたことを記して、謝辞としたい。

ローマ帝国における臆卜師 (haruspices) の盛衰の諸原因

平 田 隆 一

序論 問題の所在

エトルスキ民族は古代地中海諸民族の多神教とは異なり、ユダヤ教やキリスト教と同様に啓示された教義を有した。その教義は『エトルスキ教典』(Etrusca disciplina)として書き留められており、エトルスキはこの教典に基づいて入念にト占や儀式を行った。このト占を担当したのが「臆卜師」haruspices(単数haruspex)であり、彼らは「臆ト占い」haruspicinaを行って神々の意向を探り、然るべき手当を講じた。エトルスキと同様に儀式と占いを重んじたローマ人は、共和政期にエトルスキのト占術を修得し、エトルスキの臆卜師を重用して、「60人臆卜師団」を組織し、『エトルスキ教典』をラテン語に翻訳した。エトルリアの諸都市国家は、前1世紀初頭にローマ国家に吸収され民族としての独立性を失ったが、帝政時代にもローマ帝国の諸都市で臆卜師が活躍し、キリスト教徒の迫害など重要な政策に関与した。しかしキリスト教が公認され、国教になるに及んで臆ト占いは禁止された。

独立期エトルスキの臆卜師および臆卜術については多数の研究があり⁽¹⁾、研究者それぞれの観点から論述されてきた。筆者もエトルスキ宗教とローマ共和政国家の関係に関する諸学説を紹介しつつ検討し、そのさい臆卜術についても若干論及したが⁽²⁾、関連史料を綿密に考証するには至らなかった。

一方ローマ帝政期における臆卜師たちの活動は、従来それほど注目されなかったけれども、1990年代以降ブリケル、モンテロー、ハークなどにより精力的に研究が推し進められ

(1) A. Bouché-Leclercq, *Histoire de la divination dans l'antiquité, t.4 Divination italique : étrusque, latine, romaine. Index general*, Paris 1882 [Darmstadt 1978] (以下Bouchéとして引用); C.D. Thulin, *Die etruskische Disciplin, Teil I-III*, Darmstadt 1968 [1905, 1906, 1909]; G. Wissowa, *Religion und Kultus der Römer*, 1921² [1971], 543ff.; A. Grenier, *Les religions étrusque et romaine*, Paris 1948.; R. Bloch, *Les prodiges dans l'antiquité classique (Grèce, Etrurie, Rome)*, Paris 1963; G. Dumézil, *La religion romaine archaïque, suivi d'un appendice sur la religion des étrusques*, Paris 1966; M. Torelli, *Elogia Tarquiniensis*, Firenze 1975, 105ff.; J.A. Pfiffig, *Religio Etrusca*, Graz 1975 (= *Religio*), 44ff., 114ff., 139ff., 367ff. B. MacBain, *Prodigy and Expiation: a Study in Religion and Politics in Republican Rome*, Bruxelles 1982. なお以上の著書には、多かれ少なかれ帝政期の臆卜師に関する記述もある。

(2) 平田隆一「ローマ共和政国家とエトルスキ宗教 研究ノートから」『教養部紀要』(東北大学) 41 (1984)、214~234; 「古代ローマにおける宗教 王政・共和政時代の国家宗教と外来宗教」『ローマにおける宗教とそのかたち(続)』西洋史研究会 1997年、15~41。

(3) ている。ブリケルは、ローマ帝国が臍卜師を重用し「ローマ異教の最後の砦」と見なしたのは、エトルスキの宗教がイタリア伝来の宗教で成文化された『エトルスキ教典』を持ち、キリスト教に対抗しようとするような教義を本来の教典に加えていたからだとして主張し、彼らが最終的にキリスト教に敗れた要因として後述の4点を指摘した。他方モンテロは(4) セプティミウス・セウェールス以降の各皇帝が臍卜師にどう対応したかを分析して、彼らのト占の背後に元老院の利害があったことを析出し、臍卜術はキリスト教に最終的打撃を受ける前に新プラトン主義哲学者など他の諸々の異教に攻撃されて弱体化したと論定した。これに対しハークは(5) こう反論する——臍卜術は各地に広まったけれども、純然たる道具としての役割を付与されていて、決まった範囲内に限定されていた。そして公的臍卜師は主導権を持たず、私的臍卜師は見立てを個人的問題に限らなければならなかった、と。

先に筆者は市民向けの公開講演会で、エトルスキの宗教がキリスト教に敗れた要因としてブリケルが挙げる諸点を検討し、私見を披瀝した(6)。しかし講演会での報告はその性格上概略的にならざるを得ず、そこで提示した見解も厳密な論証を経ていなかった。さらにモンテロおよびハークの書物はまだ入手していなかった。本稿の課題は、改めてこれらの学説を批判的に検討しつつ、本来エトルスキの臍卜師だった臍卜師が何故ローマ帝国において重用され、そして禁止されたのか、その原因を多面的に単に宗教的・政治的側面だけではなく社会・経済的側面からも共和政初期にまで遡って探究することである。かかる歴史的・多面的な考究は、以下の3点から必須であると考えらる。

エトルスキ臍卜師の機能・性格・出自が、ローマ国家との関わり合いの中で歴史の推移とともに何らかの変化を蒙ったことは、当然予想されるので、問題の解明には、それらがエトルリアとローマでどのような変遷をたどったかを明確にしなければならない。その前提として、予め本来のエトルスキ臍卜師の実態を把握することが肝要であり、またそのような変化を検証するには、エトルスキ宗教の特質ないし特徴を把握しておく必要がある。かかる観点から本稿では、エトルスキ臍卜師とローマとの関わりが始まった共和政初期にまで遡って、本来の臍卜師の機能・性格・出自がどのように変貌したかを考証する。

ローマ宗教を支える社会的基盤として次の5つの層があると考えられる。即ち、下層から上層への順に、(a) 個人、(b) 家、(c) 何らかの団体ないし共同組織、(d) 都市(国家)、

(3) D. Briquel, *Chrétien et Haruspices. La religion étrusque, dernier rempart du paganisme romain*, Paris 1997 (= *Chrétien*) ; *La civilisation étrusque*, Paris 1999 (= *La civilisation*), 242f., 265ff.

(4) S. Montero Herrero, 'Neoplatonismo y haruspicina : historia de un enfrentamiento', *Gerión*, 6, 1988, 69-84 ; 'Papa Inocencio I ante las tradiciones religiosas paganas', *Cristianismo y aculturación en tiempos del Imperio Romano*, Antig. crist. (Murcia) VII, 1990, 405-412 ; *Política y adivinación en el Bajo Imperio Romano : emperadores y haruspices (193 D.C.-408 D.C.)*, Bruxelles 1991 (= *Política*).

(5) M.-L. Haack, *Les haruspices dans le monde romain*, Scripta antiqua 2003. (なお id., *Prosopographie des haruspices romains*, Firenze 2006 は筆者未入手)。

(6) 「エトルスキの宗教とローマ帝国」『東北学院大学オープン・リサーチ・センター(ヨーロッパ)研究プロジェクト報告書・ヨーロッパ・グローバリゼーションと諸文化圏の変容』(2008年3月)、214ff.

(e) 国家ないし帝国である。各層における崇拜ないし礼拝の対象は、(a) 個人の守護神たる genius など、(b) 家代々の祖先の霊もしくは祖先神、竈の神など、(c) 例えば集落あるいは教会等が崇拜する共通の特定の神、(d) 都市(国家) 独自の守護神、(e) 国家ないし帝国の至高神およびそれに連なる神々、である。これらのうち個人的崇拜を超越した公的礼拝が要求される神々ないし神は (d) と (e) であり、(d) の都市(国家) 守護神の祭礼には市民の参加が求められ、少なくともその祭礼を侮蔑したり拒絶することは許されない。(e) は国家ないし帝国が統治の必要上設定した国家神であり、国家・帝国による祭儀を伴い、これに異を唱えることは国家・帝国への反逆と見なされる。ローマ宗教の社会的基盤が以上のものであったとすれば、エトルスキの臆ト師がローマ国家ないし帝国のレヴェルだけではなく、(a) ~ (d) の各レヴェルにおいてローマ社会とどう係わったのかが問われよう。とりわけ、個人を包摂して社会を構成する基層である家との関わりが、問題解明のための重要なポイントになるであろう。

従来通説によれば、原始キリスト教は幾度もの迫害に耐えたのち、初のキリスト教徒の皇帝たるコンスタンティヌス帝によって公認され、テオドシウス帝により唯一の国教と認定されて、異教に対し全面的な勝利を収めたとされる。しかし最近の学説では、そのような発展路線は事実と反するとして排斥され、そして国教と認定される以前には様々なキリスト教が存在し、⁽⁸⁾ これらの諸キリスト教の間の競争を勝ち抜いた宗派が唯一正統なキリスト教として国教とされたと論定される。またキリスト教はコンスタンティヌス帝以前にすでに公認されており、同帝はそれを確認したにすぎず、彼自身は古来の多神教を信奉する「異教徒」であつて、⁽⁹⁾ 異教はその後も テオドシウス以降も 存続したと主張される。⁽¹⁰⁾ 他方、多くの「異教」も概して一神教に傾斜を帯びる傾向があり、⁽¹¹⁾ 伝統的宗教は衰退していった。⁽¹²⁾ このような宗教的・政治的状況を踏まえた上で、臆ト師がキリスト教とどのように係わったのかを問題とすべきであろう。

(7) P. Turcan (translated by A. Nevill), *The Gods of Ancient Rome. Religion in Everyday Life from Archaic to Imperial Times*, Edinburgh, 2000, 14ff. は、家の宗教から叙述を始めている。Cf. Ph.F. Esler, 'The Mediterranean context of early Christianity'; in: Ph.F. Esler (ed.), *The Early Christian World, I-II*, New York 2000 (= *Christian World, I, II*), I, 15f.

(8) S.E. McGrinn, 'Internal renewal and dissent in the early Christian world'; in: *Christian World*, II, 893-906.

(9) 例えば E. Lehmeier und G. Gottlieb, 'Kaiser Konstantin und die Kirche'; in: H. Schlang-Schöningh, (Hrsg.), *Konstantin und das Christentum*, Stuttgart 2007 (= *Konstantin*), 166f.によれば、コンスタンティヌス大帝は pontifex maximus としてニカイアの公会議に臨席し、その後帝の宗教観、宗教的機能は変わらなかった。

(10) R. McMullen, *Christianity & Paganism in the Fourth to Eighth Centuries*, New Haven and London 1997; P. Hadot, 'La fine del paganismò'; in: H.-C. Puech (ed.), *Le religioni nel mondo antico*, Paris 1987, 293-326.

(11) P. Athanassiadi and M. Frede (ed.), *Pagan Monotheism in the Late Antiquity*, Oxford 1999 (= *Pagan Monotheism*) 所収の諸論文、特に P. Athanassiadi and M. Frede, 'Introduction', 1-20 と M.L. West, 'Towards Monotheism', 21-40. Geerlings, Illinger (Hrsg.), *Monotheismus Skepsis Toleranz*, Tournhout 2009 (= *Monotheismus*) 所収の諸論文参照。

(12) J. Geffcken, *Der Ausgang des griechisch-römischen Heidentum*, Heidelberg 1929, 20ff.

エトルスキの臍卜師

エトルスキ臍卜師の実態解明に先立って、まずエトルスキ宗教の主要な特徴とみられる点を摘記する。

創唱宗教 伝承によると、タルクイニーの農夫が畑を耕していると、土の中からタゲス (Tages) と呼ばれる、古老の知恵を持つ神童が現れ、集まってきたエトルリア中の人々に教えを垂れたという。この伝説による限り、エトルスキ宗教は多神教でありながら、ギリシアやイタリア諸民族の自然宗教とは異なり創唱宗教ということになる。

書かれた教典 タゲスの言葉を教義として書きとめたのが、ラテン語で “Etrusca disciplina” 『エトルスキ教典』と呼ばれる3部から成る文書 libri haruspiciini 「臍卜の書」、libri fulgurales 「雷電の書」、libri rituales 「儀式の書」⁽¹⁴⁾ である。しかし実際には、この教典はローマ帝政期にかなり改訂されている。

神々の坐 エトルスキの神々はティンまたはティニア (Tin / Tinia) を主神とし、独自の役割を与えられていた。彼らは16の区に分割された宇宙 天空と地下 にそれぞれ固有の座を有し、これらの座は動物の内臓、特に肝臓に投影され、その特定の部位に定置された。従って大宇宙に住む神々の意向は、小宇宙たる肝臓によって窺い知ることができると考えられ、ト占のためエトルスキの臍卜師は主として肝臓を用いた。⁽¹⁵⁾

主神と隠れた神々 神々には序列があって、主神ティニアは3つの雷を保有した。しかしティニアが自由に投下できる雷は一つだけで、もう一つは12柱の「同意する神々」の承認が必要であり、そして国家の命運に関わる最も重要な3つ目の雷を投下するには、より上位の「隠れた神々」の同意が不可欠だった。これらの隠れた神々は運命を司るが、人数や性別は不明であり、その名前を口にすることは禁じられていた。⁽¹⁶⁾ つまりティニアは全ての神々に君臨する絶対的な至高神ではなかった。またウォルシニーの守護神ウォルトウムナ (Voltumna, Vertumnus, Vortumnus) は、「エトルリアの主神」と称されている。しかしウォルシニーはエトルスキ12都市国家連合の拠点であり、そのためこの都市国家の守護神がエトルスキ民族の統合を象徴する神と見なされたのである。従ってウォルトウムナは、実際には民族全体の最高神とは認められず、しかも前264年にローマに搬出されてしまった(なお、ウォルトウムナはローマの神としてその後500年以上も崇拜された。)

宿命論 エトルスキは個人的にも民族としてもこれらの神々を信じ、神々の意向には唯々諾々と従うしかないと考えた。何であれ神が定めたことは、延期は出来ても回避や変更は不可能だった。⁽¹⁷⁾ 全

(13) Colum. X 346. Cf. O.W. von Vacano, *Die Etrusker. Werden und geistige Welt*, Stuttgart 1955, 66ff.

(14) Thulin, *Disciplin*, I, 1ff.; Pfiffig, *Religio*, 36ff.; Briquel, *La civilization*, 234ff. なおこの他に libri achelontici と libri fatales があり、いずれも libri rituales に含まれる。

(15) Thulin, *Disciplin*, I, 1ff.; II, 1ff., 106ff.; Pfiffig, *Religio*, 115ff., 127ff., 150ff.

(16) エトルスキの神々については、M. Pallottino, 'Deorum sedes' (1956), in: id., *Saggi di antichità*, II, Roma 1979 (= *Saggi*), 779ff.

(17)
盛期には 墓の壁画に見られるように 人生を謳歌するようなところもあったが、少なくとも
衰退期には如上の宿命論が支配的になった。

ト占と儀式順守 エトルスキの臍卜師は重要事項についてト占によって神意を伺い、
儀式や祭礼を厳格に励行した。このように儀礼を順守したために、彼らは古代において「最
も宗教に専心する民族」(Liv., 5, 6) と評された。儀礼の目的は神々を宥め、「神々の平和」
を保持すること、その結果として地上の平和を保つことだった。(18)

目的論的思考 エトルスキ人は自然現象を目的論的に解釈した。セネカ (Seneca, *Q. Nat.*, 32) によれば、「我々 (ローマ人) は雲が衝突したので稲妻が発生すると考えるが、
エトルスキ人は稲妻が発生するように雲が衝突すると信じている」のである。

saeculum エトルスキ人は、個々の人間に寿命があるように国家や民族にも寿命があ
り、エトルスキ民族には寿命として 10 個の saeculum が与えられていると信じていた。(19) 1 sae-
culum は大抵の場合ざっと「100 年間」つまり「1 世紀」だった。彼らの見解によれば、人
間も国家もその寿命を多少は延長できても、定められた宿命は逃れられないのである。

エトルスキ宗教のこれらの特徴を念頭に置きつつ、まずエトルスキ語の碑銘文史料を中
心に臍卜師の実態について考察する。

ところで、「臍卜師」と訳出したラテン語 *haruspex* は、*haru-*と*-spex* の合成語である。
-spex は *auspex* < *avis-spex* (原意「鳥を見る人」から「鳥卜官」) に見られるように、紛れも
なくラテン語であるが、*haru-*はラテン語では解釈できず、その本来の意味についてはい
くつかの仮説が提唱されている。(20) 本来の意味はどうあれ、エトルスキ臍卜術の実態に即
して言えば、肝臓が主であるが肺臓や心臓などの内臓器官もト占の手段とされているので、
「肝臓占い師」あるいは「腸卜師」よりは一般的に「臍卜師」と訳した方が適切であろう。

この *haruspex* を含むラテン語碑文は、100 点ほど出土しているが、エトルスキ語と併
記されているのは、古代ウンブリア地方 (*ager Gallicus*) のペザロで出土し前 1 世紀の第
4 四半世紀に編年される次の 1 点のみである。(21)

(1) Um 1.7 [L. CA]FATIUS. L. F. STE. HARUSPE[X] FULGURIATOR
cafates. lr. lr. net vis. trutnvt. frontac.

このラテン語・エトルスキ語併用文のうち、ラテン語の方はとりあえず「ル(キウス)・

(17) R. Bloch, 'Liberté et déterminisme dans la divination romaine', in: M. Renard, et al. (ed.), *Hommage à Jean Bayet*, Bruxelles-Berchem 1964 (= *Hommage*), 89-100. Bouché, 81ff.によれば、彼らは宿命を予知して回避した。

(18) Thulin, *Disciplin*, 1ff.; Pfiffig, *Religio*, 103ff.

(19) Bouché, 85ff.; Thulin, *Disciplin*, 63ff.; Pfiffig, *Religio*, 159ff.

(20) 古代人にとって *haruspex* は "inspecteur de l'autel" か "inspecteur de la victime" だった (Bouché, p.62, n.1). Cf. Walde-Hoffmann, *Lateinisches etymologisches Wörterbuch*, Heidelberg 1965⁴, I, 365f. ("Eingeweideschauer").

(21) Thulin, 150-1; Briquel, *Chrétiens*, 28-40; また Torelli, 122-4 も参照。

(22) 以下でエトルスキ語の引用は、記号・番号とも H. Rix, *Etruskische Texte. Edtio minor*, I-II, Tübingen 1991 (= *ET*)による。

カファティウス、ル(キウス)の息子、ステ(ラティーナ区)、臆卜師、雷卜師」と訳出できる。エトルスキ語の人名部分は、ブラエノーメンが氏族名の後に来ているだけでラテン語と同じであり、語順通り訳せば「カファテス・ラ(リス)、ラ(リス)の(息子)」となる。問題となるのは次の3点である。

FULGURIATOR は普通の語形では *fulgurator* であるので、両者はどう異なるのか。

ラテン語では2語の *HARUSPE[X] FULGURIATOR* が、エトルスキ語では3語で表されているので、*haruspex* に相当する用語が *net vis* だけなのか、あるいは *net vis trutnvt* の2語なのか。

frontac の最初の母音を表す文字 *o* は、エトルスキ語碑銘文においてはこの個所だけで使われている唯一の用例である(エトルスキ語では *o* と *u* の発音は区別されず、他所では文字としては *u* だけが用いられている)。

net vis と *trutnut* という単語はそれぞれ碑文(2)と(3)では単独で用いられている。

(2) Cl 1.1036 *nae cicu² pe nal³ net viś* (クルーシウム出土)

人名部分は「ナエ・キク、ペトニ(の息子)」と訳せる。

(3) TA 1.174 *apries. ar. v². trutnu* (タルクイニー出土)

人名部分は「アプリエス[氏族名]・アル(ント)、ウ(エル)ト(ウル)(の息子)」と訳せる。

さて、(2)の *net vis* が *haruspex* を表すことはほぼ確実視されているので、⁽²³⁾*FULGURIATOR* に相当する用語は *trutnvt frontac* ということになる。しかし(3)で *trutnu* は単独で用いられており、これだけで *FULGURIATOR* ないし *fulgurator* を意味すると解釈できるし、⁽²⁴⁾またそう解釈すべきであろう。とすれば、問題は *frontac* の正確な綴りと意味ということになる。筆者は文字 *o* が全く例外的な用例であることを重視して、これは ⁽²⁵⁾の真ん中の点が欠損したか単なる誤記であると見なし *f(a)r n(a)tac* と補読し、ここに *far na e* と同じ語幹 *far n(a)-* が認められると考える。*far na e* はヴルチの石棺の蓋に刻まれた人名とともに現れ (*Vc* 1.64 ; 1.92 ; 1.93)、筆者はそれを埋葬の状況から「埋葬された」と訳した (*- e* が動詞の受動完了形を表す接尾辞であることはほぼ確定的である)。⁽²⁶⁾*far n(a)-* が「埋める」を意味する形容詞ないし分詞なら、*f(a)r n(a)tac* は「埋める(人)」を意味すると想定できよう。

ところでブロックによれば、*fulgurator* には2つの意味 「雷卜師」と「雷を引き寄せ

23) D.H. Steinbauer, *Neues Handbuch des Etruskischen*, S. Katharinen 1999, 449 ; G.M. Facchetti, *L'enigma della lin gua etrusca*, Roma 2001², 257 ; J.A., Pfiffig, *Die etruskische Sprache*, Graz 1969 (= *Sprache*), 279f.

24) Steinbauer, 482 : "Blitzdeuter" ; Facchetti, 104 : "scrutatore (del fulmine)". これに対し Pfiffig, *Sprache*, 289 : "sakrales Amt".

25) M. Buffa, *Nuova raccolta di iscrizioni etrusche*, Firenze 1935, n.1150 は *frnta* と読み、H.L. Stoltenberg, *Etruskische Namen für Personen und Gruppen*, Leverkusen 1958, 55 はこれを正しいと評価 ("Opferpriester"). Steinbauer, 195f., 421f. は、*F(e)rxtac* と読み、ラテン語のトリブス名 *Stellatina* に対応するかも知れないとする ("ferentinus"). Pfiffig, *Sprache*, 289 は *frontac* を *fulguriator* と比定する。

(26) 平田隆一 『エトルスキ国制の研究』南窓社、1982年 (= 『国制』)、33。

る人」があり、fulguriator は fulgurire から派生したので後者を意味し、(1)のラテン語 FULGURIATOR が 2 行目の真ん中に一語だけ記されているのは、この人物が雷を引き寄せる稀有の能力を持っていたからである⁽²⁷⁾（実際かかる能力を主張する臆ト師がローマ帝政末期に存在した [後記 27 頁]）。もしここで FULGURIATOR が「雷ト師」ではなく「雷を引き寄せる人」を表すのなら (haruspex 「臆ト師」は普通「雷ト師」を兼ねているので、両者を併記するのはむしろ奇妙に思われる)、frontac = f(a)r n(a)tac は「雷を埋める (人)」という意味で trutinvt を限定し、両者でもって「落雷させる臆ト師」を表すと把握されよう。

碑文(1)と(2)で言及された臆ト師は、碑文(3)の「雷ト師」と同様にプラエノーメンと氏族名 (家族名) に加えて父名も掲示しており、これはエトルスキの墓碑で政務官が言及される場合の公式な人名表記法である⁽²⁸⁾。(1)の cafa(s) はクルーシウムとペルージャでかなり頻出する家族名であり、カファテ家は当地の有力者であったと推定される。しかしこの一族から政務官が輩出したことを示す記録は現存しない。

注目されるのはむしろ、この石碑が本来のエトルリアでなくエトルリア外のペザロで出土し、前 1 世紀の最後の四半世紀に編年されることである。この時期にクルーシウムもペルージャも、もはやかつての独立の都市国家ではなく、ローマ国家に属する地方自治都市であった。碑文が発見されたペザロ (ラテン語で Pisaurum) はすでに前 184 年にローマ市民植民市として建設されていたが⁽²⁹⁾、前 1 世紀末にここでラテン語とエトルスキ語が併用されたということは、当地に移住していたクルーシウムないしペルージャの有力氏族が臆ト師として活躍していたことを物語る。この事実と「ピアチェンツァの肝臓」の検討結果を基にして、一般的に次のように推論できる 即ちローマ帝政の最初期にエトルスキの臆ト師はエトルリアを越えて、イタリア各地の自治都市で公式にト占活動を行っていたと。彼らは以下で考察する諸点から判断して、恐らく「都市臆ト師」であって、ローマ帝国から派遣された臆ト師ではなかったと考えられる。

一方(2)において、nae はリックスによれば (ET, ad tit.)、cneve はラテン語の Gnaeus であり、クルーシウムで典型的なプラエノーメンではない。また家族名 cicu の例証はさほど多くないので、同家はその都市でそれほど有力な家柄だったとは見なし難い。他方 pe nal は男性形家族名 pe na の属格ではなく、女性形家族名 pe ni の属格と把握される。何故なら人名定型において父称は父のプラエノーメンだけを用いるのが通例であり、家族名の使用は母称の場合に限られるから⁽³⁰⁾。だとすれば、ナエ・キクの人名構造は父称を欠き母称だけということになる。家族名 pe na は殆どクルーシウムだけでかなり頻出する家族名であり、ペトナ家は当地の有力者であった可能性が高いが、母称だけの記載は、母方

(27) Bloch, *Les prodiges*, p.150-1, n.2; MacBain, 51f.

(28) 平田 『国制』、270。

(29) *Kleine Pauly*, 4, 868.

(30) 平田 『国制』 269ff.; 同「古典古代における女性の地位：エトルリアの場合」『国際文化研究の発展に向けて』東北大学国際文化研究科、2000 年、115 頁以下。

(ペトナ家)の方が父方(キク家)よりも有力な家柄だったためだろうか。ともあれナエ・キクが内臓占いに関わったことは紛れもない事実である。この碑文の年代は「後期」(前450年～前1世紀)とだけ判定され、詳細は皆目分らない。キクおよびペトナー族の誰であれこの都市国家で政務官を務めたという史料は現存しない。

臆ト師が都市国家の有力者であったにも拘らず政務官でなかったことは、次のタルクイニー出土の碑文(前2世紀)によって確認できる。

(4) T 1. 17 *l(a)ris. pulenas. larces. clan. lar al papacs. ²vel urus. nefts. prumts. pules. larisal. creices ³ancn. zi . ne rac. acasce. creals. tar nal . spu⁴rem. lucairce. ipa. ru cva. ca as. hermeri. slica em. pa anac. alumna e hermu* (以下省略)。

ここで冒頭の2行は、石棺の蓋に横臥して文字(当該碑文)が刻まれた巻物を繰り広げている人物の名前、即ち「ラリス・プレナス、ラルケの息子(*clan*)、ラルトの *papacs* (甥)⁽³¹⁾、ウェルトウルの子孫(*nefts*)、プレ・ラリス・クレイケ〔ギリシア人ラリス・プレ〕の曾孫(*prumts*)」である。

この人物ラリス・プレナスは3代遡って自分の家系を誇示し、しかも曾祖父がギリシア人であることを最後のコグノーメン *creice-s* (ラテン語 *Graecus* に相当する)によって明示している。曾祖父まで遡って家系を記載した墓碑銘は、エトルリアでは他に例がない。彼は古来の名家ではないけれども、タルクイニーに移住して当地の有力者になったことを誇示したかったのであろう。3行目の *ancn. zi . ne rac. acasce.* において *ne -rac* は *net -vis* と同一の語幹を有しているので、間違いなく「内臓」に関わる意味を持っており、そして *-rac* を「占い」と解すれば、*zi* が「書く、書物」という概念を表すことは確定している。当該部分は「彼はこの (*an-cn*) 内臓占いの書 (*zi*) を作成した (*acasce*)」と訳出できる。この解釈が正鵠を射ていれば、*zi ne rac* はラテン語で *libri haruspicini* と訳された書物と同定され、プレナスはその一部を執筆したということになるであろう。彼が臆ト師だったとは明記されていないけれども、手にしている臆ト書を自ら作成したと称している以上、臆ト師だったと認定して差し支えなからう。

これに続く個所で確実に読み取れるのは、ラリス・プレナスが「タルクイニーで (*tar -nal*) 都市国家を (*spurem*) 治めた (*lucair-ce*)」、そして「カタ *ca a-s*」と「パカナ *pa ana-c*」という神に関わったことだけである。カタは太陽神と考えられ、パカナは *Bacchus* に由来する神名であり、*spur-*はほぼ確実に「都市国家、都市」を意味し、*lucair-ce* は「治めた、統治した」—むしろ「君臨した」—を表す (*-ce* は動詞過去形で、語根 *luc-*は「王」を意味するエトルスキ語由来のラテン語 *lucumo* と同根の可能性⁽³²⁾がある)。従って彼がタルクイニーで宗教

(31) J. Heurgon, 'Influence grecque sur la religion étrusque : l'inscription de *laris pulenas*' (1957), in : J. Heurgon, *Scripta Varia*, Bruxelles 1986 (= *Scripta*), 369 : "Larthis fratris filius". これに対し Steinbauer, 451 "Enkel"; Pfiffig, *Sprache*, 298 "Enkel".

(32) ただし「王」そのものを意味するのではない(平田『国制』131頁)。

的な大権を保持していたことは疑問の余地がない。引用文最後の単語 *hermu* の後に約 30 語が続くが、この省略した個所の確実な解釈は殆ど不可能であり、彼が記した「臆ト書」の内容はこれ以上究明できない。ただし彼が その宗教的大権にも拘わらず 当地の主要政務官職 (*zila* , *pur* , *maru*) に就任したことを示す記載は見出せない。

ウルゴンは、⁽³³⁾ トゥスカニアで実証される政務官職 *maru pa a uras ca sc* (AT 1. 32) 「バッカナーリスとカタのマル」と関連づけて、ラリス・プレナスはバッカナーリスとカタの神官であって都市の *rex sacrorum* 「祭儀王」だったと見なしている。ここに *maru* や *cepen* といった称号は見当たらないが、*lucair-ce* に想定した「君臨した」という意味から言って、彼は実質的に *rex sacrorum* の役割を果たしたと推断できよう。もっとも彼に先立つ 3 代にわたるプレナス家の歴史において、一門の誰かが上記の諸官職のどれかに就いたことを実証する碑銘文は残されていない。ともあれ以上の考察により、この臆ト師がたとえ古来の名門の出ではなかったにせよ都市国家タルクイニーの有力者であり、正規の政務官ではなかったけれども臆ト師として政治に介入できたことは明白である。

一般的に言って、エトルスキ社会において臆ト師は責任を伴う名誉ある地位にあったと評定される。というのは公式に臆ト師として勤務するには、『エトルスキ教典』を十分にマスターするなど相当の研鑽を必要としたに違いなく、また後述のように、彼らには単に宗教的な知識や技術だけではなく、様々な分野、とりわけ軍事に関する幅広い知識と的確な現状分析能力も求められたから。そのため近隣諸民族、特にローマとの戦争が絶え間なかった時期に、エトルスキ都市国家の臆ト師にはかなり長期にわたる修学を援護する相当の経済力が不可欠であり、それほどの経済的余裕を持ちえたのは、貴族もしくは裕福な平民だけだったろう。従ってその職掌は、貴族ないし有力者の家で代々受け継がれたと考えられる。

ラリス・プレナスの場合、もしウルゴンの考証通りこの碑文の作成年代が前 200 年頃な⁽³⁴⁾ら、それはタルクイニーがローマの同盟国としてハンニバル戦争を戦い抜いた直後である。従ってプレナスは疑いもなくこの大戦を経験しており、ひょっとすると臆ト師としてローマ軍に同行した可能性もある。もしそうなら、タルクイニーにおいて彼が絶大な威信を發揮しえたのは、最終的に勝利に輝いたこの戦争におけるそのような軍事的体験に裏打ちされたからかも知れない。

以上挙げた 2 つの単語の他に、*net* -を語幹とする用語はエトルスキ語碑銘文中に見出せない。しかしながら、恐らく臆ト師が関与したと推定される儀式に関する史料が残されている。即ち、何月何日にどの神にどんな供犠を捧げるべきことを内容とする文書「壘麻布の書」(=LL) と、いわゆる「カプアの瓦板」=TC) である。注目されるのは、現存するエトルスキ語資料の中で最も多くの語数 (約 1500 語) を含む「壘麻布の書」に、数回に

(33) Heurgon, 'Influence...' ; 366ff.

(34) Heurgon, 'Influence...' ; 364 ; id., *La vie quotidienne chez les Etrusques*, Paris 1963, 292.

わたり出てくる *śpureri me lumeric* という語句 (例えば LL 6) である。この文書は その作成年代は不明であるが エトルスキの祭事暦を記述したものであり、*śpur-eri* はほぼ確実に「都市国家 (*śpur*) のために (-*eri*)」と解釈され、*me lum-eri-c* は「そして(-*c*) *me-lum* のために (-*eri*)」訳される。ここで *me lum* は *śpur* と対になっているので、都市(国家)と対比されるような公的共通組織体を表すことは確実である。*me lum* の意味については諸論があるが、それが *śpur* の後で言及されていることと、都市国家より上位の組織体たる「連邦」ないし「連合」には別なエトルスキ語 (*me -l*) が想定されることを顧慮すれば、*me lum* は *śpur* の下部組織 (地方自治体) だったと推定できる。この推定が的外れでなく、そしてここで言及された儀式に臍卜師が関与していたならば、彼は都市国家のみならずその下部組織体においても公務として卜占を行ったことになる。

エトルスキ語碑銘文史料の他に、考古学史料からも若干ながら知見が得られる。

臍卜師による卜占の手段は、本来的には動物の内臓、主に肝臓であるが、ヴルチ出土の鏡の裏面に肝臓を検視している男の像が線刻されており、*ar as* (Vc S 10) という名前が添え書きされている。この名前はギリシアの占い師の名前 Karchas からの借用語なので、これによって *ar as* の出自や社会的地位・役割を割り出すことはできない。

ところで臍卜師は、肝臓のどの部位に異常があるかによって供犠を行うべき神を特定するが、多数の神々の名前が刻まれている青銅製の肝臓の模型 (Pa 4.2) が実際にピアチェンツァ (プラケンティア) で発掘された (いわゆる「ピアチェンツァの肝臓」⁽³⁷⁾)。この模型は臍卜師を教育・養成するための器具と考えられるが、このような臍卜師の養成は私見ではエトルスキ自身のためというより、ローマのために行われた公算が高い。その根拠は以下の通りである。

この肝臓模型の正確な作成年代は確実に前 218 年以降、恐らく前 2 世紀中頃に設定される。それが出土したプラケンティアのあるポー河流域 (ガリア・キサルピナ) にはエトルスキが「12 都市国家」を建てたと伝えられるが、前 5 世紀にガリア人がこの地を占領して支配し、その後このガリア人をローマ人が征服して、前 218 年にプラケンティアをラテン植民市として建てた。⁽³⁸⁾ しかしこの年にハンニバルがアルプスを越えて北イタリアに侵入し、以後約 20 年間イタリア半島で戦争が続いたので、この期間にポー河流域にエトルスキが敢えて再移住することはなかったであろう。従ってエトルスキが再びこの地方に移住した時期は、ハンニバル戦争がローマの勝利に終わった後、即ち前 2 世紀に入ってからで

(35) 例えば Steinbauer, 320f., 444 : "Stadtgebiet" ; Pfiffig, *Sprache*, 238, 295 : "Gau" ; Facchetti, 271, 277 : "popolo" .

(36) 平田隆一「エトルスキ語の解明を巡る若干の問題 zila me l rasnal「エトルスキ連合長官」の再検討を中心に」『ヨーロッパ文化史研究』(東北学院大学文学研究科)、5 (2004)、51ff.

(37) Pallottino, 'Deorum sedes' ; Pfiffig, *Sprache*, 121ff.

(38) ポー河流域のエトルリア文化圏の歴史については、S. Steingraber, *Etrurien : Städte · Heiligtümer · Nekropolen*, München 1981, 534ff.

ある。件の肝臓模型は、ローマが前2世紀中頃海外進出に伴い臆卜師を大勢必要とするようになった時期に作成されたと考えられる。

これより先、ローマとの最後の決戦 前295年のセンティヌムの戦いで敗れた後、エトルリアの諸都市国家はローマの同盟国として、外政・軍事はローマの方針に従わざるをえなくなった。そのため都市国家内における臆卜師の公的役割は大幅に減少し、例外的な場合を除き、内政に関するト占と天変地異等の予兆の解釈に限定されたに違いない。そのような時にローマが「60人臆卜師団」を創設すると、エトルスキ都市国家は自国内部での需要よりもローマにおける需用に応じて臆卜師を提供しなければならなり、エトルリア近隣の植民市でも臆卜師の養成が行われるようになったと考えられるのである。

前91年に同盟市戦争が勃発すると、臆卜師は独立都市国家としての命運をかけたト占を行ったはずであり、その結果はローマへの忠誠、即ちその提案を受け入れローマ市民になるということであった。換言すれば、エトルリア全体がローマ国家に併合されて各都市国家は国家としての独立性を完全に失ってローマ国家の自治都市となり、エトルスキは独自の民族としては消滅するというに他ならなかった。事実、同盟市戦争後エトルリアのローマ化が急速に進み、後1世紀の20年代までに、エトルスキ語は公式には使われなくなった。⁽³⁹⁾『エトルスキ教典』のエトルスキ語原文はまだ湮滅はしなかったものの、⁽⁴⁰⁾すでにエトルリアにおいてもラテン語が使用されたので、エトルスキの臆卜師も公式にはラテン語版教典を用いたに違はなく、今や名実ともにローマの臆卜師となったのである。

それどころか、ローマの臆卜師はもはやエトルリア出身である必然性はなくなり、知識・技能さえ確実にさえあれば、他民族出身者でも構わなかった。なるほどエトルリアの由緒ある有力な家柄出身の臆卜師が尊重されたかも知れない。しかしそれは必要条件ではなかった。こうしてエトルスキの臆卜師は、本来の家柄を頼りすることは出来にくくなり、またかつて所属していた都市国家との関係が希薄になった。前掲(1)のラテン語・エトルスキ語併用碑文は、まさにエトルスキ語からラテン語に、エトルリアの臆卜術からローマ・イタリアのそれに移行していく時期に作成されたのである。

さて、ヴルチで発見された「サティエスの墓」の内部の壁には、立派な身なりした男が脇にいる少年に飛ばさせた鳥を観察している絵が描かれている。男の名前は *vel saties* 「ウェル・サティエス」(Vc 1.19) で、明記されていないが彼は臆卜師だったと考定される。というのも、鳥の飛び方 飛翔の方向など によって占いを行うのも臆卜師の役目だったから。彼の家族名 *saties* は、ヴルチではかなり知られた名前であり、彼がヴルチの有力者だったことを察知させる。その壁画には彼の名前の他に、脇にいる少年の名前 (*arnza* : Vc 1.20) しか記されていないので、彼がどういう資格でそのト占を行ったのか、個人的にか

(39) Pfiffig, *Sprache*, 7.

(40) J. Kaimio, 'The Ousting of Etruscan by Latin in Etruria,' in: P. Brun et al. (ed.), *Studies in the Romanization of Etruria*, Rome 1975, 102ff.によれば、エトルスキの臆卜師は後363年にエトルスキ語の本を読んでいたという。

国家の要請によってなのかは不明である。少なくとも彼は政務官ではなかった。

実はエトルリアには宗教担当の政務官として複数の *maru / marunu* がおり、宗教関係の職務を分掌していた。⁽⁴¹⁾ 例えば *marunu pa ana i* は、*pa a* 即ち Bacchus に関わる *maru* である。この *maru* 政務官団を統率するのが、*zilc marunu va* である (*zilc* または *zila* は国務全般を管轄する任期 1 年の政務官)。また *marunu spurana cepen* は、「都市国家のマル神官」を表し、恐らく都市国家最高の宗教担当政務官だった。この *cepen* (または *cipen*) という単語は他の用語を伴わず単独でも用いられ、この場合には祭儀や儀礼を担当する一般的な「神官、祭官」と比定される。マル政務官団に所属しないこのような神官「ケペン」は、公式の国家政務官ではなく、従って政治的権限は保持しなかったと推定される。このマル政務官たるケペンやそうでないケペンが、エトルスキ語の碑銘文中にかなり頻繁に実証されているのに対し、先に見た通り *net vis* 「臍卜師」は 2 回、*trutnvt (frontac)* 「雷卜師 (落雷させる臍卜師)」も 2 回しか実証されていないので、この例証の頻度から判断しても、両者とも都市国家の政務官ではなく、また恐らく公式の神官職にも所属しなかったと推断できる。

では何故、雷卜師を含む臍卜師は、その重要性にも拘らず正規の官職組織に編成されなかったのだろうか。その理由は次のように考えられる。

即ち、臍卜師になるには長年にわたる研鑽が必要だったことである。臍卜師がト占を行う手段は様々あり、⁽⁴²⁾ 何よりも動物の内臓であるが、使用される犠牲獣 (羊や山羊等) の内臓 主に肝臓、他に心臓や肺等 について、彼はその形や色を檢視し、それから特定の神に所属する細分化された部位に異変があるかどうかを調べる。部位と神との関係は、前述の肝臓模型の記載 (Pa 4.2) によって明らかなように複雑であり、そして神の性格に応じた供犠を厳密に執り行う手筈を整えねばならず、同時にまた『亜麻布の書』や「カプアの瓦板」に見られるような年間の祭儀について熟知していなければならない。次に雷で占う場合には、雷卜師は雷鳴の方角や稲妻の形、また落雷の場所を観察し、それがどの神から発信された情報なのかを正確に判定してその神託を読み取り、然るべき対策を提言しなければならない。また鳥の飛翔によって占う時には、臍卜師はどんな種類の鳥がどの方角からどの方角に飛んでいくのかを観察し、神々の意向を窺知する。最後に、洪水、飢饉、落雷等の予兆があった場合には、その原因を解釈し、然るべき手当を指示する。以上のように微妙で特殊な事項を完全にマスターするには、かなり長期の学習と修行が不可欠であろう。

さらにまた、ト占の結果が国政運営を左右し、特にローマとの軍事的対決が必至になっ

(41) 平田 『国制』、276ff.

(42) Thulin, *Disciplin*, I- の詳論を参照。

(43) 『亜麻布の書』については、M.Pallottino, 'Il contenuto del testo della Mummia di Zagabria' (1937), in : *Saggi*, 547ff.; Steinbauer, 315ff.等。「カプアの瓦板」については、M. Pallottino, 'Sulla lettura e sul contenuto della grande iscrizione di Capua' (1948-49), in : *Saggi*, 589ff.; M. Cristofani, *Tabula Capuana*, Firenze 1995.

た時には国家の命運が懸っていた以上、臆トは単なる儀式ではありえなかった。従って神意を告げる者として最終決定権を委ねられた臆ト師の責任は重大だった。彼らに求められたのは、単に宗教的な知識や技術だけではなく、様々な分野に関する幅広い知識、的確な現状分析力、最善の対策を講ずる能力であり（後述）、生半可な知識や未熟な技術で臆ト師を務めるわけにはいかなかったのである。

ところで、エトルスキ共和政都市国家の主要な政務官職は、たいてい1年任期であった。上述のように、臆ト師は長年の研鑽によって臆ト術の奥義を習得したのであり、このような貴重な人材を1年任期の政務官にすれば、彼の専門的知識と技術は1年限りとなり、有効に利用されないのみか、毎年新たに、従ってそれだけ多くの臆ト師が必要となる。しかしたとえ大都市国家であっても、それほど多数の熟練した臆ト師を輩出することは困難だったのであろう。公的なト占に携わる臆ト師の人数（戸数）は、1都市国家当たりせいぜい数人（数家族）であったと推定される。逆に臆ト師を長期（例えば10年間）の政務官とした場合には、彼らのト占の重要性に鑑み、彼らの政治的地位は不動のものとなって他の政務官をはるかに凌駕し、しかも彼らは神々の意向を伝達する者として神権政治を敢行する恐れも生じたであろう。事実タルクイニーのプレナスは、官職には就かなかつたにも拘らず、その「都市国家で君臨した」のである。以上縷述したように、長年の研鑽を積んで経験豊かな臆ト師を1年任期の政務官職に就任させるのは、いろいろな点で得策ではなかつた。それ故にこそ、彼らは正規の官職組織に編成されなかつたのである。

そしてまた、臆ト師が政務官と一線を画した第2の理由として、特に前4～3世紀にエトルスキ諸都市国家がローマと間で厳しい戦争を繰り広げたこと、が挙げられるかも知れない。というのは、もし臆ト師が軍事と政治の指導機関である正規の官職から分離されていれば、戦勝の場合賞賛されたのは彼らではなく、実際に戦った将軍と兵士であり、従って臆ト師の政治的立場を強化することはなかつた。また敗戦の場合には、それが将軍の明らかな作戦ミスや兵士の怯懦のせいではなければ、仮に臆ト師のト占に何らかの瑕疵があつて敗北を喫したとしても、神々がそのような意向を持っていたということになり、将軍や兵士の責任は不問に付され、軍事力の減退を最小限に留めることができたであろう。対ローマ戦に期間中、エトルスキ諸都市国家の臆ト師は自国の政治・軍事についてト占によりそれぞれの神意を告示した。その結果（もちろん他の要因もあつたが）、エトルシア全体の意思統一が難航し、とりあえず国ごとに個別に戦わざるをえなかつたが、最後の段階で各国の臆ト師の状況判断は一致し、エトルスキ民族は大同団結し、他民族とさえ同盟を結んでローマと対決したのである。その結果は敗戦であつたが、エトルスキはこれを神意、逃れられない宿命として受入れたであろう。

上記の2つの理由で臆ト師は正規の政務官とはされなかつたと考えられる。とはいえ彼らは都市国家にとって不可欠の存在であり、いわばその附置機関として機能したのである。

まとめ

エトルスキの臍卜師は、ローマの軍門に下る以前には、たとえ各都市国家の名門貴族ではなかったとも、少なくとも有力者であった。彼らは1年任期の正規の政務官には就任しなかったが、そのト占術により政治に介入することもあった。彼らのト占術は複雑であり、その修得には長期の学習と修行が不可欠だったので、その技術は経済力をもつ有力家族で代々受け継がれたであろう。エトルスキの諸都市国家がローマに屈した前3世紀初頭以降、臍卜師の役割は原則として都市国家の内政に関するト占と天変地異などの予兆の解釈に限定された。前2世紀半ばにローマで「60人臍卜師団」が結成されると、臍卜師の養成がエトルリアのみならず近隣にあるローマの植民市でも図られるようになった。エトルスキ諸都市国家がローマ国家に併合された同盟市戦争以後、エトルスキの臍卜師はローマ市民としてローマの臍卜師となり、本来の家柄や都市国家との関係は希薄になり、やがて彼らも公式にはラテン語版『エトルスキ教典』を使用するようになった。

共和政ローマにおける臍卜師

上で考察したように、エトルスキの臍卜師の機能・性格・出自は時代によって変貌した。このようなエトルスキの臍卜師を、ローマ共和政国家はどの段階で、何故受け入れ、どのように処遇したのか、そのさい彼らの機能・性格・出自に如何なる変化が認められるのか。ローマ共和政国家が「ローマ帝国」Imperium Romanumとしての実質を確立したのは、帝政の成立より百数十年前の前2世紀半ばであるが、その200年以上も前から共和政ローマとエトルスキ臍卜師との関わりが報じられているので、そこまで遡って両者の関係を検討しつつ、上記の問題の解明を試みようと思う。(エトルスキ系王政期にも臍卜師は登場するが、本稿では取り扱わない。)

すでに共和政初期からローマがエトルスキの臍卜師と接触していたことは、リウィウスが伝える次のエピソードが明示している⁽⁴⁴⁾。前5世紀末、対ウェー戦の最中にアルバーヌス湖が氾濫するという異常事態が発生したので、ローマはデルフォイに使節を派遣した。同じころローマは、ウェーの臍卜師がその氾濫について予言していると聞いたので、彼をかどわかし、その湖から水が引かない限りウェーを占領できないという予言を聞き出した。デルフォイから帰った使者も同じ内容の神託を持ち帰った。そこでローマはアルバーヌス湖の排水を行った。そしてそのあとローマはウェーの本丸に通じる地下道を掘り、そこにローマ兵たちが待機した。すると犠牲を捧げているウェー王の脇で臍卜師が、犠牲獣の内臓を切り刻む者に勝利がもたらされると言っている言葉が、上の方からもれ聞こ

(44) Liv., 15, 1ff.; 21,4ff. (平田『国制』、62ff.参照)。以下では原則として典拠のみを挙げ、史料原文は紙幅の関係で引用しない。なお初期キリスト教関係の史料についても同様であるが、主要な史料はP. Guyot / R. Klein (Hrsg.), *Das frühe Christentum bis zum Ende der Verfolgungen. Eine Dokumentation*, Darmstadt 1997 (2006³) (= Guyot / Klein) に独訳・注とともに収録されている。

えてきた。ローマ兵たちは地下道から突入してその内臓を奪い取り、司令官の許に持っていった。こうしてウェーは陥落した、というのである。

これら2つのエピソードのうち後者については信憑性が疑われる（リウィウス自身疑っている）が、前者では臍卜師の予言がデフォイの神託と関連付けられていて、その史実性は確認できないにせよ、可能性は排斥できないであろう。このエピソードは少なくとも、ローマが異常事態にさいしエトルスキの臍卜術に無関心ではいられなかったことを示唆する。しかもローマ国民は前358年、エトルスキの臍卜師の持つ恐るべき力を実感した。この年、タルクイニーとの戦いで捕虜となったローマ兵306人が、恐らく臍卜師の託宣により全員虐殺されたのである⁽⁴⁵⁾。この震撼すべき事態に直面して、ローマ国家は逆にエトルスキ臍卜術の持つ絶大な威力をまざまざと感得したに違いない。何故なら、神々の意向という旗印の下にこのような蕃行を敢行させる力を、ローマのト占官は保持していなかったから。

そもそもローマのト占（*auspicia* ないし *auguria*）⁽⁴⁶⁾は、政務官が民会の開催、軍隊の出動等の国務を執行するさいに、神々の承認を得るために主に鳥を観察して公務として行うものであり、例えば民会を開く場合、開催当日の早朝に、その日に開催してもよいかどうかを占うが、そのさいイエスカノーかだけを尋ねるのであって、民会は何月何日に開催したら良いのかというような質問は許されなかった。つまり予め人間が決定した事柄について神々の同意を得るのがローマ式の占いであり、ト占官（*augur*）がコンスル等の命令によってそのような占いを公式に実行した。アウスピキアを行う権限を握っていたのはト占官ではなく、インペリウムを保持する高級政務官であり、また儀式や祭礼は *pontifex maximus* 「最高神官」を筆頭とする神官団が担当した（ただしト占官と同様に神官団にも政治的権限はなかった）。しかもローマのト占はエトルスキの臍卜と異なり、雷による占いは未発達であり、また天変地異等の予兆に対して適切な手当を行うには、十人委員（*decemviri*）がシピラの神託をひもとくしか方策がなく、さらに未来を予言する権能はなかった。従ってローマのト占官は、国務遂行にさいして神意を確認することはできても、天変地異や非常事態あるいは落雷等に対して適切な処置を指示する機能も能力も不十分だった⁽⁴⁷⁾。ローマがこのような固有の欠陥を有する本来のト占術の克服を目指して、かかる機能と能力を備えたエトルスキの臍卜術を導入し、そのト占により遺漏なく国政を遂行しようと考えたとしても不思議ではない。

ローマがエトルスキの臍卜術を重視したもう一つの理由は、臍卜師がローマ軍に同行し、適切なアドバイスをを行うことを期待したからだ推考される。リウィウスによれば、第2回ポエニ戦争の時エトルスキの臍卜師がローマの軍隊に同行してト占を行い、例えば敵の

(45) Liv.,7,15,10. これが臍卜師の託宣によったと言う明示はないが、神々の承認は不可欠だった。

(46) ローマのト占については、Bouché, 175ff.; P. Catalano, *Contributi allo studio del dritto augurale*, Torino 1960; Bloch, *Prodiges*, 80ff.; 比佐篤「共和政ローマにおける予兆祭儀の儀礼化と対外政策」『史泉』98(2003),19ff.

(47) MacBain, 21,57ff., 66f., 125ff. によれば、臍卜師はローマの宗教担当の十人委員と両性具有者の処置について協力した。

待ち伏せがあるという警告を出し、ローマ軍はその託宣を信じて待ち伏せを回避したという。(Liv., 27, 16, 15) このエピソードから読み取れるのは、臆ト師が的確に戦況を把握し、然るべき作戦を策定したということであり、その前提として彼は特に軍事に関する該博な知識を有していたに違いない。彼に求められたのは、単に宗教的な知識やト占の技術だけではなく、様々な分野に関する幅広い知識を駆使して的確に現況を分析し、将来を見据えつつ最善の対策を案出する能力であったはずである。ローマのト占官に欠けていたのは、まさにこのような機能・能力であった。

以上のような理由で、ローマはエトルリアから臆ト師を招聘し、ト占を行わせる政策を採るようになったと考えられる。前 295 年イタリア諸民族との決戦 センティーヌムの戦いで勝利して、ローマは敵対関係を解消したエトルリアの諸都市国家に有力貴族の子弟を 6 人ずつ留学させ、⁽⁴⁸⁾『エトルスキ教典』を修得させ、エトルスキのト占術をマスターさせた。またその重要性に鑑み『エトルスキ教典』をラテン語に翻訳させていた(そのエトルスキ語の原典は現存せず、ラテン語訳だけがケケロ、プリニウス、マクロビウス、コルネリウス・ラベオ等の著作の中で断片的に伝えられている)。そして恐らく前 2 世紀中頃に、60 人のエトルスキ臆ト師で構成されるト占の専門集団「60 人臆ト師団」ordo haruspicum LX を組織した。その創設の時期に関しては、帝政期と見なす説もあるが、⁽⁴⁹⁾前 1 世紀前半に編年される関連史料がある以上、私見では一以下で説明するように一前 2 世紀中葉に編年される。⁽⁵⁰⁾

エトルスキ臆ト師の実力はハンニバル戦争で実証済みだった。戦後ローマは海外に進出し侵略を開始するが、そのさい軍隊司令官はかかるエトルスキ臆ト師の実績を評価して彼らを招聘して起用したであろう。当初彼らはローマ国家の公的機関としては組織されなかったが、遅くとも前 122 年より前に「60 人臆ト師団」に編成されたであろう。何故なら、ガイウス・グラックスがカルタゴの跡地で植民市建設を実施したその翌年、元老院の反対派は臆ト師のト占を利用してその計画を挫折させたから。⁽⁵¹⁾ト占が護民官の公式の立法を無効にし、彼を死に追い込むほどの威力を発揮したとすれば、これを担当した臆ト師は単なる私的な臆ト師ではありえず、国家によってその公的資格を保障された臆ト師だったはずである。しかもローマはすでに地中海各地に多くの属州を保有し、さらなる軍事侵略を推し進めていたので、イタリア内部担当の臆ト師だけではなく、⁽⁵²⁾属州総督や軍隊司令官専属の臆ト師も当然かなりの数が必要とされていたに違いない。

さて「60 人臆ト師団」の構成員が 60 人だったとすれば、エトルリアだけでこの人数を充足することは、各都市国家(当時まだ名目上であれ独立を保っていたのは 10 ほどである)の

(48) Cicero, *div.*, 1, 92 ; Val. Max., 1,1 (派遣された子供は 10 人ずつとする)。MacBain, 49 によれば、エトルスキ臆ト師は前 278 年にローマと公式の連続的關係に入った。

(49) 例えば Turcan, 57.

(50) Fast., fr. 1. Torelli, *Elogia*, 121.

(51) Plut., *C. Gracchus*, 11.

(52) 事例については典拠とともに、Briquel, *Chrétien*, 24ff.

社会的状況から見て困難だったと思われる。ローマは前3世紀以降エトルリアの北方に、例えばブラケンティア（ピアチェンツァ）等の多くの植民市を建設したが、ここでエトルスキ系の臆卜師が養成されたことは、「ピアチェンツァの肝臓」によって立証される。ローマはここからも臆卜師を徴用したに違いない⁽⁵³⁾。以上の諸点から推察して、「60人臆卜師団」の創設の時期は、ローマの海外進出・侵略とガリア・キサルピ・ナ地方での植民市建設が進行し、しかもグラックスのカルタゴ植民市建設計画以前の時期、即ち前2世紀半ばということになるのである。

これらのエトルスキ臆卜師の職務内容は、ローマ国内および戦地において重要な政策・作戦を策定・実施するさいに卜占による託宣を提示すること、また異常事態や天変地異を解釈し然るべき手当を告知することだった。ただし彼らの卜占の結果を受け入れるかどうか、またその解釈や手当を採択するかどうかは、ローマ側の自由裁量に依った。しかも臆卜師団はローマ政務官団とは峻別され、そしてローマ本来の神官団の枠外に置かれ、国家機構とは分断された補助機関に留め置かれた⁽⁵⁴⁾。従ってそれは、ローマ本来の卜占官より重宝され重要な国務に関与したけれども、大きな影響力を持つ政治的勢力とはなりえなかったのである。ローマ国家にとって必要だったのは、エトルスキ臆卜師の宗教や神々への信仰ではなく、彼らの卜占の技術と該博な実用的知識であり、その卜占によって神々の承認を得たとして支配階級が自らの政治・軍事を支障なく推進することだった⁽⁵⁵⁾。エトルスキの神々の体系および観念はローマのそれとは大きく異なっており、とうていローマ人に受け入れられるものではなかった。

これらの臆卜師の出身地はエトルリアに限定されず、実証される限りではポ一下流域とガリア・キサルピ・ナであるが、今やそれ以外のイタリア諸地方に及んでいたであろう。同盟市戦争後イタリアの全自由民がローマ市民となったので、「60人臆卜師団」の構成員も全員ローマ市民として、イタリア各地——例えば南イタリアのベネヴェントゥム（CIL IX, 1540）——から徴募された。エトルリア外の臆卜師は、たとえその祖先がエトルリア出身であっても、かつてのエトルスキ都市国家には職務上直接関与せず、また出身都市の利害を表明する立場にはなかった。エトルスキ以外のイタリア出身の臆卜師はローマ国家の公式の臆卜師として、エトルリアに由来する卜占を行ったけれども、彼らの本来の宗教はエトルスキ宗教とは無縁であり、彼らに求められたのはエトルスキの神々への信仰では

(53) Torelli, *Elogia*, 121 は (MacBain, 50 也)、臆卜師の人数とエトルスキの “XII populi” との関連を主張するが、エトルリア外の状況を考慮に入れていない。

(54) 「ローマにおける臆卜師はコンサルタント的な役割しか演じなかった」 (Bloch, *Prodiges*, 50)。これに反し、ローマの神官職はコンスル級の有力家族構成員であり、自身も官職経験者だった (G. J. Szemler, *Priests of the Roman Republic*, Bruxelles 1972, *passim*)。pontifex maximus はクリア民会を招集するなど、ある意味でコンスルと対等と見なされる (R. Muth, *Einführung in die griechische und römische Religion*, Darmstadt 1988, 293)。

(55) M. Torelli, ‘Senatori etruschi della tarda repubblica e dell’impero’, in: *Dialoghi di Archeologia*, III-3-1969, 335 「共和政末期のエトルスキの臆卜師は、ローマ世論の形成、特に元老院の決定において、重要な部分を構成した」。

なく、すでにローマ化されたそれらの神々が発する徴を正確に読み解く技能だった。従って、エトルリア以外の諸地方で臆ト師が増加したにも拘らず、これらの地方にエトルスキ宗教が普及して各家でエトルスキの神々が崇拝されることはなかったのである。

ローマ軍に配属された臆ト師は、海外遠征にさいして軍隊に同行し、将軍や兵士のみならず自らの生命に係わるト占を託された。最終決定は将軍が行ったにせよ、作戦策定の諸段階で臆ト師は託宣という形で助言を求められたであろう。その点でこの種の臆ト師の責任は重大だった。

ローマ国家直轄の「60人臆ト師団」と並んで、エトルリア各都市には依然として臆ト師がおり、イタリア各地の自治都市も帝政期に実証されるようにそれぞれ独自の臆ト師を抱えていたと推定される。またこれらの公式の臆ト師団の他に、個人の専属臆ト師や営利目的で占いを行う私的臆ト師もいた。とはいえ、共和政末期に有力者や権力者に対して予言や警告を行うエトルスキの臆ト師 例えばスツラに対して前89年と前83年の勝利を予言したポストゥミウスや、カエサルに前44年3月15日まで危険に気を付けるよう忠告したスプリナ⁽⁵⁶⁾ は、将軍専属の私的臆ト師ではなく、「60人臆ト団」の中の最高臆ト師、さらに言えば、帝政期における「皇帝の臆ト師」に相当するような臆ト師であった、と見なすべきであろう。

「60人臆ト師団」のメンバーは、前述の通り、エトルリアおよびイタリア各地で養成された臆ト師だったが、エトルスキ自身を除く臆ト師が教典として用いたのは、当初からラテン語版『エトルスキ教典』だった。同盟市戦争後エトルリア出身の臆ト師もローマ市民となり、やがて公式には彼らもラテン語版の教典を使わざるをえなくなった。いずれにせよ、ラテン語版『エトルスキ教典』の使用は、「ピアチェンツァの肝臓」に記載されたエトルスキの神々の呼称も全てラテン語化されたことを意味する。

エトルスキ固有の雷神であったティン/ティニアはすでにローマの Jupiter と、愛の女神 turan は Venus と同視され、逆にイタリア古来の神々あるいはローマの神々、例えば Juno は エトルスキの uni と、nethuns は Neptunus と同定されており、かかる同一視は⁽⁵⁷⁾ 少なくともト占に関わる限り 末端の神々にまで及んだに相違ない。従ってエトルスキの神々もまたローマの神々となったのであり（ただし前3世紀以降のエトルスキ衰退期に登場した、恐ろしい形相の死神 tu ul a や van は、ローマに導入されなかった）、前者の属性も後者の属性に転換されたと考えられる。エトルスキ語が死滅した後1世紀半ば以降、エトルリアの住民にとっても至高神はもはやティン/ティニアではなくユピテルであり、ティニア以外に雷を支配する神々や「隠れた神々」の存在は、一般民衆には忘れ去られてしまったであろう。こうして1世紀末までに、本来のエトルスキ宗教はローマ宗教の中に完全に吸収

(56) 事例については典拠とともに、Bloch, *Prodiges*, 134ff.

(57) エトルスキの神々とローマの神々との相互関係については、H. Rix, 'Rapporti onomastici tra il pantheon etrusco e quello romano,' in: *Gli Etruschi e Roma*, 1981.

されてしまい、『エトルスキ教典』をひもとく臆ト師のみが、エトルスキ本来の神々の体系や性格を記憶に留めていたのである。

まとめ

共和政ローマはウェーやタルクイニー等のエトルスキ諸都市国家と対戦する中で、エトルスキ臆ト師のト占技術や実践的知識に接した。ローマ自体のト占官に欠けていたので、それらは、その重要性に鑑み、ローマはエトルリアに子弟を派遣して『エトルスキ教典』を習得させ、これをラテン語に翻訳させた。ポエニ戦争のさい、ローマはエトルスキ臆ト師を招聘して軍隊に同行させ、託宣という形で彼らの提言を利用した。前2世紀中頃、エトルリアのみならずイタリア各地で養成された臆ト師が公式に「60人臆ト師団」に編成され、その中から属州総督や軍隊司令官付きの臆ト師が派遣された。彼らの職務は天変地異等の予兆を解釈しその手当を提示し、政策や作戦の策定に関しト占により提言を行うことだった。とはいえ「60人臆ト師団」は正規の政務官団や神官団とは別置の付属機関であり、彼らの託宣を採用するかどうかはローマ側の自由裁量によった。同盟市戦争後「60人臆ト師団」の構成員はローマ市民としてローマ国家の臆ト師となり、ラテン語版『エトルスキ教典』を使用し、本来の出身都市との関係は希薄になった。

帝政前期における臆ト師

前27年、元首政を樹立して事実上の軍事独裁者 = 皇帝になったアウグストゥスは、伝統的なローマ・イタリアの宗教を復興し、エトルスキ・ローマの臆ト師も新たな出発を迎えた。以後約200年間「ローマの平和」が続くが、この時期（ただし共和政末期のものも若干含まれている）の臆ト師に関する資料は、文献史料の他に100点ほどのラテン語碑文である。碑文史料を通覧して判明するのは、帝政期には帝国所属の臆ト師として「皇帝の臆ト師」(haruspices Augusti, Augustorum)と「60人臆ト師団」(ordo haruspicum LX)がいて、それから自治都市所属の臆ト師として「都市臆ト師、植民市の臆ト師」(haruspices publici, coloniae)がいて、この中に「二人官の臆ト師」(haruspices duumvirum)や「アエディリスの臆ト師」(haruspices aedilium)が含まれており、この他に、「軍団の臆ト師」(haruspices legionum)、また軍団の部隊長を務めた「最高臆ト師 haruspex primarius, maximus」も実証されていたことである。

まずこれら各種の臆ト師の実態について考察する。

「皇帝の臆ト師」については、数編の短い碑文しか実証されてないので、その役職について詳細は不明である。アウグストゥス以前にはまだ Augustus という尊称も、従ってま

(58) K. Latte, *Römische Religionsgeschichte*, München 1967, 249ff.

(59) 碑文史料の収集は Thulin と Briquel が行っている(前掲注 21)。

(60) Thulin, III, 149, 151f. は haruspices publici を haruspices coloniae と同列におき、「都市臆ト師」と見なす。Bouché, p.113, n.6 は前者を「60人臆ト師団」の中を含める。

た「皇帝」もまだ存在しなかったので、当然「皇帝の臆ト師」は存在しなかった。アウグストゥスがこの制度を新設したのかどうかは定かでないが、少なくともこの新しい制度の設置には乗り気ではなかったと思われる。というのも彼には、臆ト師スプリナが養父カエサルに迫る死を予言し、その警告を無視した独裁官が結局暗殺されたという苦い思い出があったからである。とはいえ共和政以来の伝統を一名目的にではあれ一順守しようとするれば、宮廷業務を遺漏なく遂行するためにもト占は必要であった。アウグストゥスは恐らくエトルスキ系の側近マエケナスの勧めに従って、由緒あるエトルスキの臆ト師を事実上「アウグストゥス（皇帝）の臆ト師」として採用した。「皇帝の臆ト師」の任免権は当然アウグストゥスに帰属し、その業務内容も皇帝が規定したに違いない。

3世紀に編年される碑文（CIL 2161）で言及されている L. Fonteius Flavianu(s) は、「20万セステルティウスの皇帝の臆ト師 haruspex Augg. C(C)」「神官 pontifex」「アルバの独裁官 dictator / Alban.」「都市臆ト師の長官 mag. pu(blicus) / haruspicum」を歴任し、「60人臆ト師団に贈り物をした o(rdini) / haruspicum LX d.d.」。この上位から下位への官職歴任階梯（cursus honorum）の記載によって、地方都市アルバの dictator や pontifex よりも「皇帝の臆ト師」の地位が高かったことが判明する⁽⁶²⁾。実際彼は20万セステルティウスという、他の官吏とは桁はずれの、最高政務官並の年俸を貰っていたのだ（後記22頁以下）。

上掲碑文中の mag. pu(blicus) / haruspicum は、pu を pu(blicus) よりもむしろ pu(blicorum) と補読して後続の単語 haruspicum にかかる形容詞と捉えれば、「都市臆ト師の長官」と把握できる。かかるものとしてフォンテイウスは「60人臆ト師団に贈り物をした」のであり、従って「60人臆ト師団」は「都市臆ト師」とは別の、より高位の帝国の臆ト師集団だった⁽⁶⁴⁾。「60人臆ト師団」については、アウグストゥスは現状維持のままで余計な手を加えず、その定員充足や再編成は行わなかったと推考される。というのも、内乱が終息し平和が訪れると、現地の属州総督が実際に軍事的行動を要求される事態は殆どなくなり、それに伴い軍事面で臆ト師がト占を行う必要もなくなったので、現状のままでも十分だと思われたであろうから。

しかしながら、帝政期成立当初から臆ト師の再編成を不可避とする要因があった。それは共和政期に比べて帝政期には国家行政機構に組み込まれた属州が増加し、そこに派遣される臆ト師の数も増えたことである。共和政以来の伝統に則る限り、属州総督や軍団司令官それぞれに臆ト師が随行したが、この慣行を滞りなく実施するためには、多分欠員が生じていた「60人臆ト師団」を編成し直して欠員を埋め、属州統治に支障をきたさないよ

(61) Bouché, 112ff,326 ; Briquel, *Chrétiens*, 72 ; Montero, *Política*, 30.

(62) アルバの諸官職については、Haack,162ff.

(63) Cf. Pekáry, *Die Wirtschaft der griechisch-römischen Antiken*, Wiesbaden 1969, 109.

(64) Torelli, *Elogia*, 122によれば、実証された25人の臆ト師のうち確実に9人は騎士身分だった。

うにする必要があった。もっとも、アウグストゥスの後継者ティベリウスにも、その次に帝位を継いだカリグラにもそのような再編を示唆する史料はない。

これに対して、第4代皇帝クラウディウスについて、タキトゥス (*Annales*, 11,15,1-3) は次のように伝えている。即ち帝は47年に「外來の迷信 *externae superstitiones*」の跋扈を排斥し、「エトルリアの有力者 *primores Etruriae*」が護持してきた「イタリア最古の教典 *uetutissima Italiae disciplina*」を護り儀式を励行するため、「臆ト師組合 *collegio haruspicum*」の再編を元老院に指示したと。クラウディウスはエトルスキを研究した皇帝として著名であり、多分この民族への関心もあって「60人臆ト師団」を再編制した。そのさい『エトルスキ教典』は、エトルスキに由来する「イタリア最古の教典」として「祖先の慣行」の中に組み込まれたのである。

ブリケルによれば、⁽⁶⁵⁾クラウディウス帝による「60人臆ト師団」の再組織化は、彼のエトルスキへの関心よりも、外來の神々や儀式の蔓延が原因である。確かに『エトルスキ教典』は、公式にはそのラテン語版だけが使用されており、皇帝自らその教典を「イタリア最古の教典」と規定した。しかし帝がエトルスキ臆ト術とその聖典である『エトルスキ教典』に深い関心を持っていなければ、⁽⁶⁶⁾「外來の迷信」に対抗するためにその教典を「イタリア最古の教典」と規定しつつも、元來エトルスキの臆ト術に依拠する「60人臆ト師団」を再編するという発想は出てこなかったのではあるまいか。

ともあれ再編された「60人臆ト師団」は、実証される碑文から判明する限り、ローマ市およびその近隣の都市、即ちラティウムのオスティアやアルバ、エトルリアのタルクイニー等だけではなく、ガリアの首都ルグドヌムにも配属されている。「60人臆ト師団」のメンバー中には都市役職への就任歴を有する臆ト師がいるので、以前に都市の役職についた後「60人臆ト師団」のメンバーに選出されて帝国所属の臆ト師となり、改めて「都市臆ト師の長官」として帝国各地の主要都市に配属されたと考えられる。彼らの地位は当然「都市臆ト師」のそれよりも高かった。エトルスキ系と判別される臆ト師は後1世紀の間は多かったが、⁽⁶⁷⁾2世紀以降殆どいなくなった。

「60人臆ト師団」に属する臆ト師は、共和政期のそれが本来の官職機構の枠外に留め置かれたのと違って、帝国の官職組織の中に編成されその不可欠の部分成した。ただし彼らの政治的地位は、実証される限りでは、「皇帝の臆ト師」ですら地方都市の最高官止まりであったことを顧慮すれば、コンスル等の帝国高級政務官職よりはるかに低かったと推論される。「60人臆ト師団」の任免権、配属権はクラウディウス帝が元老院に諮問してそれが再編されたことから判断して元老院に帰属したと考定されるが、配属先が皇帝管

(65) Briquel, *Chrétien*, 50,101ff.

(66) “*externae superstitiones*” については、G. Jossa, *I cristiani e l'impero romano. Da Tiberio a Marco Aurelio*, Roma 2000, 103ff. 参照。

(67) Torelli, *Elogia*, 125.

轄属州の場合には、皇帝が選任したと考えるのが自然であろう。

「軍団の臆卜師」は別個の臆卜師団を構成していたのではなく、「60人臆卜師団」の中から選出されて、ローマあるいはたまたま配属されていた都市から特定の軍団に司令官付きの臆卜師として派遣されたのであろう。場合によっては、辺境の属州に駐屯する軍団の将軍が臆卜師を現地で確保することもあった。一般兵士が臆卜師を務めた事例もある(CIL 2564,20等)。「軍団の臆卜師」はヌミディアやガリア等でも実証されており、臆卜師を重用したセプティミウス・セウェールスによる創設⁽⁶⁸⁾ではなく、再組織化を想定すべきであろう。

「都市、植民市の臆卜師」と「2人委員、アエディリスの臆卜師」の出土地は、イタリア(ベネヴェント)、ガリア(ニーム、トリアー等)、スペイン(ウルソ)、ダキア(アブルム)というふうに帝国各地にまたがっている(ただしギリシア諸国では実証されていない)。当該都市ないし植民市における彼らの官吏としての地位が低かったことは、ウルソ(スペイン)出土の碑文⁽⁷⁰⁾によって実証される。碑文はこの植民市に二人官と複数のアエディリスが設置されるべきことを述べ、彼らの部下となるべき官吏の称号と人数(臆卜師はそれぞれにつき一人)を挙げた後、各官吏の俸給を明記している：

32. eisque merces in eos singul., qui viris apparebunt, tanta esto. In scribas sing. HS MCC. In accensos sing. HS DCC. In lictores sing. HS DC. In viatores sing. HS CCCC. In librarios sing. HS CCC. In haruspices sing. HS D. Praeconi HS CCC. Qui aedilib. appareb. in scribas sing. HS DCCC, in haruspices sing. HS C (Dの誤記), in tibicines singul. HS CCC, in praecones sing. HS CCC iis s.f.s.(= sine fraude sua) kapere liceto.

この俸給表で見る限り、臆卜師は二人官に仕える場合も(qui viris apparebunt)、アエディリスに仕える場合も(Qui aedilib. appareb.)その俸給は一人当たり500セステルティウスで、上級官吏(scribae「書記」1200/800)よりもかなり少なく、中級官吏(accensi「廷吏」700、lictors「警吏」600)以下であり、下級官吏(viatores「呼び出し係」400/300、librarii「筆写吏」300、praecones「伝令吏」300)よりは上である。この俸給から評定する限り、「都市臆卜師」は中級官吏と下級官吏の中間に位置しており、むしろ下級官吏の最上位と見なされよう。ともあれ植民市の臆卜師は、俸給を受ける「地方公務員」だった。しかもその職は、その専門性から判断して他の宗教的職掌と同様に、恐らく1年任期ではなく終身つまり定年までだったと推察される。

(68) Haack, 137ff.

(69) Briquel, *Chrétiens*, 39.

(70) CIL, 5,2864,LXII,32ff. = K.G. Bruns (ed.), *Fontes Iuris Romani Antiqui*, n.28. このローマ市民植民市の建設は前44年であるが、法令は後1世紀末に再発布された(J. Rüpke, 'Urban Religion and Imperial Expansion: Priesthoods in the Lex Ursonensis', in: L. de Blois et al.(ed.), *The Impact of Imperial Rome on Religions, Ritual and Religious Life in the Roman Empire*, Leiden・Boston, 2006 (= *Impact*), 15). Haack, 76はドミティアヌス時代に編年する。

このような「終身雇用の地方公務員」は、ローマ帝国が植民市を建設するたびに増え続け、従って彼らの数も増加したはずである。植民市の他にローマ的制度を採用した地方自治都市にも、都市の官吏として臍卜師がいたに相違ない。いずれにせよ植民市および自治都市の臍卜師は、下級官吏とはいえ専門職として他の下級官職よりも身分的に安定した職業だったと考定される。従ってそれは、帝国の上級官職への就任を目指す元老院身分や騎士官職を歴任して栄達の道を歩もうとする騎士身分ではなく、経済的にある程度余裕のある平民上層部にとってこそ魅力ある職業だったに違いない⁽⁷¹⁾。地方自治都市の臍卜師になるには、何年間か学習してラテン語版『エトルスキ教典』を習得しさえすれば、その神髄を究めなくとも、家柄や出身地に関係なく市民であれば誰にでも門戸はかなり広く開かれていたと考えられる。というのは「ローマの平和」が続く限り、共和政期とは異なり、臍卜師は将軍や兵士の死命を制するような、あるいは都市の命運を左右するような重大な卜占を行う機会は稀であり、従って軍事的知識や経験は殆ど必要とされなかったから。そして無難に勤めていれば、都市の官職を歴任して最高級の「皇帝の臍卜師」に登りつめる可能性もあった。停年退官後、彼らは私的臍卜師として民間で占いを生業とすることもあったであろう。

要するに、2世紀末に至るまでの最盛期ローマ帝国において各種の臍卜師は、完全に帝国および都市機関の一部に組み込まれ、太平の世にあって軍事への関与は無きに等しく、また帝国や都市の行政に直接影響を与えることも殆どなかったであろう。この時期における公的臍卜術は、公務を円滑に進めるための儀礼であり、異常事態や天変地異が起こった場合には、臍卜師はその予兆の意味を解釈し適切な手当を進言しさえすればよかった。しかもこの場合その採否は上級機関に委ねられ、さらに他の手段 シビラの書やデルフォイの神託等 による確認が併用されることもあった。「皇帝の臍卜師」でさえ、皇帝に対してかなり気楽に予言や警告を行うことができたのである。例えば69年1月15日早朝ウンブリキウス (Umbricius) は犠牲獣の内臓を手にするや否や、ガルバ帝に危険が迫っていると託宣した (ガルバは間もなく襲われて殺害された⁽⁷²⁾)。

まとめ

帝政期のローマ帝国には様々な臍卜師があり、公的臍卜師には序列があった。頂点に立ったのは、多分アウグストゥスにより創設された皇帝直属の「皇帝の臍卜師」であり、彼らは高級政務官並の待遇を受け、その任免権は皇帝が握った。その次に位する帝国所属の臍卜師は、クラウディウス帝が再編した「60人臍卜師団」のメンバーであり、この中から帝国の主要都市の「都市臍卜師の長官」、属州総督付きの臍卜師、将軍付きの臍卜師（「軍

(71) M. Beard, J. North, S. Price, *Religions of Rome*, I, Cambridge 1998 (= Beard, *Religions*), 261 は、臍卜師は解放奴隷や最下層の住民だったとするが、騎士身分の者がいたことは事実であり (前掲注 64)、また解放奴隷や最下層の住民が臍卜術に関する十分な知識を習得できたかどうか疑問である。

(72) Plut., *Galba*, 24ff.; Suet., *Galba*, 19.

団の臆ト師)が選任された。彼らの任免権・配属権は元老院、場合によっては皇帝が掌握した。ローマの地方自治都市やラテン植民市には、「都市臆ト師」がおり、当該都市で「二人官の臆ト師」や「アエディリスの臆ト師」を務めた。彼らの地位は都市の諸官吏のうち下級の上であり、安定した職業として平民上層部に選好されたであろう。帝政初期に帝国内で平和が保たれている限り、エトルリアおよび他の地方出身の臆ト師は、帝国各地で帝国直属あるいは自治都市の官吏として公務を円滑に遂行するために不可欠のト占を担当し、また異変が発生した場合には然るべき処理を提言した。

V 臆ト師とキリスト教

2世紀末に外民族の動きが活発化して「ローマの平和」が破綻をきたし、非合法とされたキリスト教が興隆し、さらに軍人皇帝が出没するようになると、上述の如き臆ト師の立場も変化せざるを得なくなった。 、 章で考証したように、ローマ共和政期末期から帝政初期にかけて臆ト師の出身地は、もはやエトルリアだけでなくイタリア各地に拡大されていた。帝政中期にエトルスキの臆ト師が言及される場合、それは彼らが信奉する『エトルスキ教典』が起源的にエトルスキ民族に由来することを示すだけであって、すでにその教典のテキストは実質的にラテン語のものしか存在せず、その内容もかなり大幅に変更されている。そこで以下では、独立期本来のエトルスキと区別するため、帝政期における臆ト師および『エトルスキ教典』の変化した状況を括弧つきで「エトルスキ」と表記し、最初に、各種の臆ト師がどのように変貌したのかを検証しよう。

属州辺境で戦闘状態が頻繁に発生するようになると、「軍団の臆ト師」の役割は共和政末期のそれと同様に緊迫したものにならざるを得ない。彼らはもはや終身雇用の国家公務員の地位に安閑としているわけにはいかず、再び知識と技術を総動員して、作戦の是非や戦争の帰趨についての的確な判断を下すことが求められた。各属州の軍隊司令官たちの間で皇帝の座を巡って軍事・権力闘争が始まると、將軍直属の臆ト師はまさに生死に係わるト占を要求された。彼らは自分の軍隊司令官が皇帝の座に就いた場合、「皇帝の臆ト師」に昇進し、皇帝および帝国のためにト占を行った。そして皇帝、例えばセプティミウス・セウェールスやカラカラに対してト占による警告を発した（前者はその警告を受け入れ事なきを得たが、後者はそれを無視して暗殺された、と伝えられる⁽⁷³⁾）。

「皇帝の臆ト師」はまた他の異教や哲学との角逐を制するため、そして何よりも興隆してきたキリスト教に対抗するため、たぶん「60人臆ト師」と協同で哲学的・神学的な理論武装を行った。彼らの盛衰は、今やキリスト教を封じ込められるかどうか懸っていた。そこで彼らはユダヤ教の天地創造論等の教義を借用しながら、『エトルスキ教典』の拡充に取り組み、「イタリア最古の教典」たる『エトルスキ教典』の近代化を図り、キリスト教に対しては、伝統的な宗教をないがしろにして神々の平和を乱す *superstitio* 「迷信」と

(73) 事例については典拠とも、Briquel, *Chrétien*, 44ff.; Montero, *Política*, 15ff.

してこれを敵視した。ローマ帝国にとって、このように啓示された教義と成文化された教典とを持つ「エトルスキ」宗教は、非合法ながらもはや無視できない勢力に成長したキリスト教を神学的に論駁するための手段となった。こうして「エトルスキ」の臆卜師⁽⁷⁴⁾は、皇帝のキリスト教対策に重要な役割を演じるに至ったのである。ディオクレティアヌスはこのような「エトルスキ」の臆卜師によるト占を利用して、キリスト教の大迫害に踏み切ったと考えられる。

モンテローロによれば、この迫害を背後で推奨したのはエトルスキ系元老院議員だった⁽⁷⁵⁾。元老院の中に有力なエトルスキ系議員が何人かいて、「エトルスキ」宗教を擁護する意図からディオクレティアヌスの迫害政策を支援した可能性は、確かに排斥されないだろう。しかしながら、彼らが死守しようとしたとされる古来の宗教は、実はもはや本来のエトルスキ宗教ではなかったし、また問題のト占を担当した臆卜師は、その任務から判断して「皇帝の臆卜師」だったに違いない。彼らはディオクレティアヌスとは縁もゆかりもない元エトルスキの臆卜師ではなく、すでに彼の即位以前に軍隊に同行してト占を担当していた「60人臆卜師団」の一員であり、彼の腹心の部下として即位後に改めて「皇帝の臆卜師」に任用されたと推定できよう。この推論が的外れでなければ、その時起用された臆卜師は、ディオクレティアヌスの意を体してト占を行い、犠牲獣の臓器に何の徴も認められなかったことを、帝の意向を認可し彼ら自身の利益にも合致するように解釈したのである。たとえ元老院から働きかけがあって臆卜師が迫害を是とする託宣を出したとしても、もしも帝に迫害する意思がなかったならば、帝はその託宣を無視することができたはずであり、実際、彼はこの件につきアポロンの神託を伺いに臆卜師をミレトス（ディデュマ）に派遣している。ディオクレティアヌスの意図が何処にあったのかはさておき、彼およびそれ以降の皇帝は、自分の意思を全てに優先させうる専制君主であった。

ともあれ、ディオクレティアヌスによる大迫害の後、キリスト教は公認された。それは313年にコンスタンティヌス帝が「ミラノ勅令」を発令する以前に、すでにガリエヌス帝によって公認されてお⁽⁷⁶⁾り、前者はその公認を踏襲しただけ⁽⁷⁷⁾である。しかしコンスタンティ

(74) Briquel, *Chrétiens, passim*.

(75) Montero, *Política*, 32ff., 52f., 55ff. ただしエトルスキ系元老院議員は120年代以降、極めて少数になった (Torelli, 'Senatori...'; 340ff.).

(76) 関連史料は Lact., *mort. pers.*, 10, 1-4 および 11, 7. 保坂高殿『ローマ帝政中期の国家と教会』（教文館 2008 年）、34, 424ff. は、ディオクレティアヌスの迫害動機の説明、即ち腸不調に対する正帝の怒りは、「教会固有の視点から施された憶測にすぎず、何ら歴史的価値のある証言ではない」と主張する。確かに臆卜師のト占が直接の迫害原因ではなかったが、臆卜師が帝のためにト占を行ったこと自体は、単なる「文飾」ではなく史実と認定される根拠がある。豊田浩志氏の書評（『史林』92-5 [2009]、137-8）；Haack, 181ff.

(77) Lact., *mort. pers.*, 34. J. Bleicken, 'Constantin der Große und die Christen'; in: *Konstantin*, 67ff.

(78) K. Bringmann, 'Die konstantinische Wende'; in: *Konstantin*, 121f.: 「コンスタンティヌスはキリスト教の神を神々の中の summa divinitas (最高神格) と見なし、異教的国家儀式において Iupiter Optimus Maximus が果たしていた役割をそれに与えた」。そして皇帝だけが最高神と直接結びつく資格を有すべきであった (P. Barceló, 'Constantins Visionen: Zwischen Apollo und Christus'; in: *Konstantin*, 144)。他方コンスタンティヌスは異教徒よりもキリスト教徒をコンスルや近衛長官に選んだ (Barnes, 320f.).

ヌス帝は迷信や魔術を排斥する政策をとり、「エトルスキ」のト占術は私的な適用を禁止された。⁽⁷⁹⁾しかし落雷のさいに臆ト師がその意味を解釈することは容認された。このように臆ト師は、コンスタンティヌス時代にも公的行事において存続し、その後のキリスト教徒皇帝の時代にも、かなりの打撃は被ったけれども存立したのである。

というのも、辺境で蕃族との軍事衝突が頻発し、ローマ軍の司令官の大部分がまだキリスト教に帰依することなく伝来の臆ト術に固執した限り、キリスト教徒の皇帝といえども、その権力基盤が軍隊に存する以上、「軍団の臆ト師」の制度を廃止することはできなかったから。しかももしその任免権が元老院にあったとすれば、まだキリスト教に帰依していない元老院議員は⁽⁸⁰⁾「60人臆ト師団」の廃止に反対したであろう。「皇帝の臆ト師」については、皇帝が任免権を行使した。

他方、キリスト教側にも解決すべき問題があった。即ち、複数の宗派の教義上の対立を解消し、キリスト教を一本化することが必要だった。教会は自力では一本化を達成しえず、皇帝権力に依拠してニカイアの会議でこれを実現した。⁽⁸¹⁾ここで教会はアタナシウスの教説を正統とし、⁽⁸²⁾それ以外の教説は異端として切り捨て、異教に対抗する態勢を整えた。とはいえ、現場の軍隊司令官の大半がキリスト教に改宗するまで、キリスト教徒皇帝は臆ト術全般の撤廃に踏み切れなかった。

キリスト教徒皇帝が輩出する中で背教者と称されたユリアーヌス帝の下で、「皇帝の臆ト師」ないし「軍団の臆ト師」がト占に従事していた。もしそれが「皇帝の臆ト師」だったのなら、これは皇帝が依然として帝国所属の臆ト師の任命・配属権を保有していたことの証左であり、臆ト師の制度を復活させたわけではない。もしそれが「軍団の臆ト師」だったのなら、彼らの任命権者は元老院だったかも知れないが、彼らが皇帝自身の軍事遠征に従軍している以上、少なくとも彼らの配属は皇帝が決定したと推理される。いずれにせよ、ユリアーヌスは哲学者をも軍隊に同行させており、戦場において臆ト師はこの哲学者と対決することになった。アンミアヌス・マルケリーヌスが伝えるところによると、⁽⁸³⁾兵士たちが殺した一頭のライオンを帝に進呈した時、この予兆が意味するのは軍隊の出動なのか撤収なのか、その解釈を巡って哲学者と臆ト師の間で意見とが分かれ、帝は前者に賛同した、という。また一人の兵士が2頭の馬とともに雷に打たれて死んだ事件についても、臆ト師は進軍を止めさせる徴と判定した。帝は彼らの託宣を採用しなかったが、それは彼が

(79) Cod. Theod., IX, 16, 1; 16, 2. 法令の分析は Haack, 155ff.; Montero, *Política*, 67 ff.

(80) J. Harries, 'Armies, Emperors and bureaucrats', in: *Christian World*, I, 44.

(81) K. Martin Girardet, 'Der Vorsitzende des Konzils Nicaea (325) - Kaiser Konstantin d. Gr.', in: *Konstantin*, 171-203; K. Piepenbrink, 'Konstantin der Große - wendet sich nicht dem Christentum zu', in: *Konstantin*, 256ff.

(82) ただしアタナシウスの教説をすべての正統派著述家が受け容れたわけではない (E.P. Meijering, 'Die Diskussion über den Willen und das Wesen Gottes, theologiegeschichtlich beleuchtet', in: *L'Église et l'empire au 4^e siècle*, Vandoevre-Genève 1987 (= *L'Église*), 55ff.).

(83) Amm. Marc., XXIII 5, 8-14. Cf. Montero, *Política*, 103ff.

(84)
もともと新プラトン主義哲学に傾倒していて、従軍した哲学者が帝の意向にそう見解を提示したためだと考えられる。

託宣の採否はもとより皇帝の権限であり、「皇帝の臆卜師」の託宣が不採用になったため、各種の臆卜師が全面的に姿を消したわけではない。

ともあれ以後の皇帝にとって、人心の収攬を図る最も効果的な手段は宗教であった。その目的に沿う最適の宗教は、後述のような様々な点でキリスト教であり、臆卜師は迫害された。(85) 392年までに、テオドシウス帝は次々に4通の令を發布し、「エトルスキ」宗教を含む異教を禁止・弾圧し、異教徒を迫害してその神殿を破壊し、一切のト占等を厳禁して異教の書物を焼却した。

しかしそれでも異教はなお当分の間残存し、帝国所属の臆卜師「皇帝の臆卜師」や「60人臆卜師団」は解散させられたであろうが、地方自治都市の中にはまだ「都市の臆卜師」の制度を廃止しない都市もあった。(87) 次のエピソードがこのことを示唆する。ゾシモスによれば、408年フン人の隊長アラリックが大軍を率いてローマ市を攻囲し時、ローマ市の都市長官が教皇イノケンティウス1世にこう提案した。アラリックの軍勢を撤退させるため、「エトルスキ」の臆卜師の要望を受けて、彼らに落雷の儀式を行わせてはどうかと。この提案に教皇は秘密裏に儀式を行うならやらせてみようと同意したが、臆卜師はあくまでも公費による挙行に固執したため、儀式には誰一人参加しなかった。(89)

ブリケルは、臆卜師が公費による儀式にこだわったのは、『エトルスキ教典』が res publica への奉仕を目的とした国家宗教と結合していたためだと主張する。しかし、問題の臆卜師は、帝国所属の臆卜師が廃止されていた以上、もはや「皇帝の臆卜師」でも「60人臆卜師団」の臆卜師でもありえず、民間の私的な占い師か、せいぜい「都市臆卜師」だったに違いない。ところが、私的な占い師には勿論のこと、「都市臆卜師」にもたとえ雷に関するト占だけはまだ認められていたとしても、管轄以外のローマ市において公的に臆卜を行う資格はなかったはずである。かかる資格を有したのは「皇帝の臆卜師」か「60人臆卜師団」の臆卜師であったと考えられるが、彼らの任命権を握る皇帝はローマには逗留しておらず、都市長官にも教皇にもこの案件を処理する権限はなかった。臆卜師が私的な儀式ではなく、その資格のないことは重々承知の上で正式に公費による儀式に固執したのは、これによって落雷を成功させれば公職に復帰できるかもしれないという、はかない

(84) Cf. M.B. Simons, 'Julian the Apostate', in: *Christian World*, II, 1253f., 1258.; id., 'Greco-Roman Philosophical Opposition', in: *Christian World*, II, p.840-868; Montero, 'Neoplatonismo...'

(85) 臆卜師の迫害については Haack, 199ff.

(86) Cod. Theod., XVI, 10, 7; 9; 10, 11, 12 (Briquel, *Chrétien*, 169f.; Montero, *Política*, 137ff.).

(87) 禁止令が適用されたのは東方だけであり (Bouché, 349ff.), 4世紀末北アフリカでは官吏の中にも異教徒が大勢いた。P. Hadot, 'La fine...'; 295: 「異教の終焉ではなく、これとキリスト教の融合が問題である」。

(88) Zosimos, V, 41, 1-3; Sozomenos, IX, 6.

(89) Montero, 'Papa...'; Montero, *Política*, 154ff.

(90) Briquel, *Chrétien*, 186.

願望を秘めた、まさに起死回生を図る最後の賭けだったと捉えられよう。

間もなく、最後まで残存した「都市臆ト師」も姿を消し、公的な臆ト術は廃止された。⁽⁹¹⁾ただし私的な臆ト師は命脈を保った。では何故、「エトルスキ」の宗教と臆ト術は最終的にキリスト教に敗れ廃棄されたのか。その敗因を分析する前に、ブリケルがエトルスキ宗教の創唱者タゲスを「キリストのライヴァル」と規定しつつ、「エトルスキ」宗教をキリスト教と比較して両者の相違点を析出しているの、その論考を検討しよう。

ブリケルによれば、⁽⁹²⁾「エトルスキ」宗教は次の4点でキリスト教と異なる。

(a) 『エトルスキ教典』は、聖書に比較される神聖な書物として提示されたが、その内容は道徳的な教えや神（神的なもの）への飛躍を含むどころか、むしろ占いの処方や儀礼の規定を集大成したものだったように思われる。

(b) 『エトルスキ教典』は創世記から天地創造の話などをコピーし、また来世に関する教義の中に、それとは確実に無縁だった道徳的留意事項を挿入するなどしており、この点でキリスト教は最初から勝者だった。

(c) 明らかにトスカーナ（エトルリア）の伝統は、行動基準も神との愛の交わりを個人的に行う可能性も提供しなかった。神々との関係は異常現象や犠牲獣の肝臓を観察するというような技術的手段によって行われ、そして未来が啓示された。エトルスキ宗教はこの点でキリスト教徒の非難を招いた。

(d) エトルスキの宗教はローマの公的宗教の一部を成していて、mos majorumによって固定された方式の中に組み入れられていて、res publica（「公の事柄」即ち「国家」）はその方式によって超自然的な事象との関係を調整した。臆ト師はキリスト教の躍進に歯止めをかけ、積極的に迫害を促進した。

以上のブリケルの論説について、エトルスキ宗教の敗因という観点から各項に即して問題点を指摘する。

(a) 道徳的な教えが欠如していたということは、それほど重要とは思われない。たとえば道徳的な教えが『エトルスキ教典』に明記されていなかったとしても、エトルスキの宗教では祭礼や儀式の順守が枢要であり、そしてその目的が「神々の平和」の確保、従ってまた地上における平和の維持であったとすれば、例えば「殺すな」「盗むな」等といった基本的な倫理は、不文律として当然存在したであろう。また「神（神的なもの）への飛躍 / 躍動 élan vers le divin」⁽⁹³⁾については、エトルスキ宗教においてもかかる現象はありうるの、⁽⁹⁴⁾

(91) Montero, *Política*, 162 ; Beard, *Religions*, I, p. 387, n.64 (6世紀の半ばにエトルスキの臆ト師がまだ居た)。

(92) Briquel, *Chrétiens*, 20f.

(93) Pfiffig, *Religion*, 210. ただしローマの宗教は「倫理化されない宗教」であって、「内的な態度ではなく専ら儀式のための儀式の正確な遂行」(F. Dünzl, 'Römisches Geschichtsbild - christliches Geschichtsbild', in : *Monotheismus*, 36) が問題だった。

(94) Cf. Pfiffig, *Religion*, 367ff.

それが「エトルスキ」の宗教とキリスト教とを峻別する要素となりうるかどうかは疑問である。

(b) 一般民衆にとって『エトルスキ教典』の内容がどのように拡充されようと、彼らの関心の的は教義の内容がどこに由来するののではなく、それが自分たちの望みや願いを叶えてくれるものかどうかだったと思われる。問題になるのはむしろ、拡充された教典の中身が臆卜師の神学的省察にとどまり、全体の内容が 後述のような様々な理由から 民衆にほとんど伝達されなかったと考えられることである。

(c) この項目の説明内容は事実であるが、問題とすべきことは、非難ないし批判はキリスト教側から「エトルスキ」宗教側に対してだけでなく、当然その逆のケースもあつたことが度外視されている点である。例えばイエスの復活について、これが神話ではなく事実として主張された場合、「エトルスキ」の臆卜師を含む当時の異教徒も、100年以上前にパウロがアテネで経験したような拒絶反応を示したのではなからうか。

(d) エトルスキ宗教がローマの国家宗教の一部を成していたことは事実であるが、我々の問題との関連で問うべきことは、各種の臆卜師が帝国の統治・宗教機構の中でどのような政治的権限や宗教的権威を有していたか、また帝国や都市の行政機構がそれをどう利用したか、ということである。

「エトルスキ」宗教とキリスト教の相違に関してブリケルが挙げた以上4点の他に、私見ではもっと基本的で重要な相違が存在する。即ち、

(e) 古代社会における人間集団の最も基本的な単位は家であったが、帝政初期において臆卜師の家とキリスト教徒の家では宗教の取り扱い方が違っていた。臆卜師は、「エトルスキ」のト占を専業とする国家・地方公務員であったので、家庭で自分の子供にあとを継がせようとして職業上の知識や技術を伝授して、彼らが信奉する神々を信仰するように導いたかどうかは疑わしく、たとえ伝授・教導したとしても、その信仰は他の神々への信仰を許容するものであつた。これに対してキリスト教徒の家では、(イエス自身は個々人の信仰を問題にしたが)パウロによって家の重要性が強調されて以来、⁽⁹⁸⁾ 家父長がキリスト教に帰依すれば、家族成員は家父長に従って神を信じるべきだった。キリスト教は実質上家族ぐるみの宗教であり、しかも排他的一神教だったので、キリスト教徒は異教を信奉する国家や都市が行う公的祭儀に参加せずこれを否認し、この行為が「反社会的」と見なさ

(95) 「神(神的なもの)への飛躍 élan vers le divin」は、エトルスキの宗教がキリスト教と異なる点として挙げられているが(Briquel, *Chrétiens*, 201)、キリスト教においては「恩寵」によって行われる(東北学院大学・佐藤司郎教授のご教示による)点が、エトルスキ宗教と異なる。

(96) M.B. Simons, 'Graeco-Roman philosophical opposition', in: *Christian World*, II, 861: キリスト教徒と異教徒との闘争は "increasingly hostile attack" だった。

(97) Montero, *Política*, 28f.

(98) 「一コリ」11,3-12. キリスト教における家については、ブルース・マリーナ他著(大貫隆監訳)『共観福音書の社会学的注解』: 新教出版社 2001年、117f.,205f.等。

れて、彼らは迫害されたと考えられる。しかしながら、後に皇帝はキリスト教が家族ぐるみの宗教であることの経済的効果に気づき、それを公認するに至るのである（後述）。

以上の諸考察を踏まえて、では何故「エトルスキ」宗教はキリスト教に敗れたか、その原因を追究する。モンテローロが指摘するように、臆ト術が他の色々な異教の攻撃にあつてすでに弱体化していたとしても、他の異教自体もキリスト教に打倒された以上、「エトルスキ」宗教そのものに生き残りを阻む何か特別な要因があったのかどうかは問われよう。

まず「エトルスキ」宗教の民間への普及度が問題になる。すでにエトルスキの全盛期においてさえ、特有の神々の体系と祭礼・儀式を固持するこの宗教が、それぞれ独自の伝来の神々を信奉するイタリア諸民族の間に浸透することは殆どなかったと考えて間違いない。エトルスキ文化の衰退期における宿命論は、興隆期のローマ帝国には無用だった。とすれば帝政期においてはなおさら、「エトルスキ」の宗教がイタリア各地ましてや属州で受け入れられたとは想像できない。帝国各地で活躍した「エトルスキ」の臆ト師は、エトルスキ宗教の教義を説き信仰を勧める宣教師ではなく、公務を円滑に遂行するための国家・地方公務員であり、官吏としてその場限りの占いに専念した。あるいは私的占い師として民間で占いを商売とする臆ト師もいた。彼らの公的・私的活動によって「エトルスキ」宗教の中核となる神々への信仰そのものが、当局および民間に浸透したとは信じられない。そもそも本来のエトルスキの神々は、2世紀までに完全に姿を消していたか、少なくともローマ化されていたのである。

仮に帝国各地の臆ト師が「エトルスキ」の宗教を布教し、その教義の宣伝に力を注いだとしても、⁽¹⁰⁰⁾彼らの神々への信仰を広めるのは困難だったと思われる。というのは、日々の生活の安泰や救いを求める一般住民にとって、その教義は占いによる一時的な気休めをもたらしたにせよ、永続的な慰めや癒しを与えるものではなく、しかも臆ト師は、病人を治療するなどの医療活動⁽¹⁰¹⁾あるいは隣人愛に基づく支援⁽¹⁰²⁾は多分しなかったと推察されるから。とりわけいわゆる3世紀の危機以来、一般民衆はさまざまな不安を抱えており、専制君主の強圧的支配下では日常生活の中で多くの不平・不満を持っていたに違いない。かかる閉塞状況の中で何らかの救いを得るには、そのような力を有すると信じられた最高の神に加

(99) Guyot / Klein, II, 140ff.は迫害の原因に関する文献史料を7つに分類して収録している：無神論、国家からの離反、伝統に対する敵対、あらゆる不幸の原因、低い社会的地位、テュエステスの食事とオイディプスの結合、ろば礼拝。Cf. Jossa, 46,110ff.,145 ; G. de Vos, ' Popular Graeco-Roman responses to Christianity ', in : *Christian World*, II,871ff. ただし Vos, 884 によれば、キリスト教に対する「反社会的」というギリシア・ローマ側の非難の多くは、「社会を脅かすと認定された者たちに紋切り型のラベルを張った非難と見なすべきである」。

(100) R. Stark, *One True God. Historical Consequences of Monotheism*, Princeton and Oxford, 2001,42ff. によれば、一般に多神教は宣教を行わない。これに対してキリスト教は、新しい帰依者の獲得を目指す宣教の宗教であり、信仰の宗教だった (K. Hopkins, *A World Full of Gods*, London 1999, 82)。もっとも Hopkins はキリスト教を多神教と捉える。キリスト教の多神教的要素については (West, 22ff. ; M. Frede, ' Monotheism and Pagan Philosophy in Late Antiquity ' ; in : *Pagan Monotheism*, 60)。

(101) 治癒神としてのイエスについては、山形孝夫『治癒神イエスの誕生』（1986年 小学館）参照。S. Mitchell, ' The Cults of Hypsistos between Pagans, Jews, and Christians ' ; in : *Pagan Monotheism*, 106 によれば、Theos Hypsistos も病気や負傷を持つ信者の祈りを受け容れた。

(102) Piepenbrink, 252 : 医療行為は「キリスト教共同体の特別な機制」だった。

護を求める以外になす術はなかったであろう。

ところが本来のエトルスキの神々の体系には、帰依すべき絶対的な至高神 = 「君主制的単一神」⁽¹⁰³⁾は存在しなかった。主神とされるティン/ティニアには得体のしれない上位の「隠れた神々」があり、また「エトルリアの主神」とされたウォルトゥムナは既に数百年も前にローマに移管されており、今や単なる一神格に過ぎなかった⁽¹⁰⁴⁾。さらに教祖とされたタゲスは、その機能・性格がどのように想定されたにせよ、少なくとも最高権威を有する神でなかったことは確実である。タゲスは本来の伝説では単に教義の伝達者だったのであり、彼の教祖としての性格は、キリスト教との対決が熾烈になって『エトルスキ教典』が拡充された時期に強調されたと考定される。この時でさえタゲスは⁽¹⁰⁵⁾キリストと比較されるようなただ一人の絶対的存在ではなく、ローマ皇帝により至高神とは認定されなかった⁽¹⁰⁶⁾。コンスタンティヌス帝にとってさえ、最高神は太陽神アポロであった⁽¹⁰⁷⁾。多神教から一神教への傾斜が時代の趨勢であり、「エトルスキ」宗教にも一神教的要素が認められる⁽¹⁰⁸⁾にしても、信者は神々への信仰によって救われるのではなく、ただ占いによってのみ窺い知りうる神意に唯々諾々と従うしかなかったのである。「エトルスキ」宗教には、一定の犠牲を行えば死後神になるという教えがあったが、⁽¹⁰⁹⁾この教えによって人心を根底から掌握することは不可能だったと考えられる。

以上のようなわけで、「エトルスキ」宗教の信者は、キリスト教徒と対決する時期には殆ど臍卜師だけに限定されており、キリスト教の場合のように自分たちの信仰を護り広げるために結束して教会を建てたり⁽¹¹⁰⁾、貧しい人々を扶助したりすることはなく、その結果、民間における彼らの組織力は皆無だった。従ってまた、布教態勢も全く整っていなかったと断定してよい。公的な卜占を担当する臍卜師は「皇帝の臍卜師」であれ「60人臍卜師団」であれ「都市の臍卜師」であれ、帝国や都市の官吏として公権力に奉仕しているのであって、「エトルスキ」宗教の普及のために主体的に行動する政治的権限も宗教的権威も持たなかった上、他の宗教をも許容したのである⁽¹¹¹⁾。

さらに前項(e)で考察したように、帝国中に散在する臍卜師の家では、(エトルリアの状況はどうであったにせよ)「エトルスキ」宗教が家族全員に信奉されたとは考えられない。その上、臍卜師の家族の戸数もキリスト教徒の戸数にと比較してはるかに少数だった。次

(103) Cf. 西谷幸介「多神論・単一神論・唯一神論」『東北学院大学キリスト教文化研究所紀要』18(2000年)、50, 60ff.

(104) Voltumna については、G. Radke, *Die Götter Altitaliens*, Münster 1979, 317ff.

(105) 帝政期におけるタゲスの評価については、Montero, *Politica*, 93ff.

(106) 2世紀における国家最高神はJupiter Optimus Maximus だった (J. Beaujeu, 'La religion de la classe sénatoriale à l'époque des Antonins', in: *Hommage*, 59f.)

(107) R. Turcan, 'Images solaires dans le *Panegyrique*', in: *Hommage*, 697-706.

(108) Cf. Briquel, *Chrétiens*, 148f.; Pfiffig, *Religion*, 15ff.

(109) Pfiffig, *Religion*, 178f.

(110) ユリアヌスにはキリスト教をまねて異教の教会機構を建設する計画があった (Geffcken, 131).

(111) Cf. Beard, l. 42 「経験も信仰も不信仰も個人の行動・態度ないし自己認識を規定するのに、何ら特に特権的な役割を持たなかった」。属州ではミトラ神の礼拝を行う臍卜師もいた (Haack, 170ff.)。

のような推算が可能である。「皇帝の臍卜師」は数人、せいぜい10人程度、「60人臍卜師団」の定員は60人、「都市の臍卜師」の人数は、ウルソの都市制度では二人官と複数（多分二人）のアエディリスのそれぞれに一人ずつ計4人の臍卜師があり、かかる規模の地方自治都市が帝国全体に500あったとして計2000人、つまり臍卜師全員を合わせても2100人足らずであり、家族の人数はざっと1万人（自治都市が1000あったとしても臍卜師全員で4000人、家族の人数は2万人）である。これに対して、キリスト教徒の人数は200年ころに20万人はいたと推定され⁽¹¹²⁾、しかも家父長制の下にある彼らの家では家族全員が神を信じていた。さらにキリスト教の教義はその付加価値により他の家にも伝えられ受け容れられる可能性が大であり⁽¹¹³⁾、事実それは急速に帝国中に広まり、300年ころには約630万人（全人口の約10%）に達したのである。

このようなキリスト教徒の家の制度とその増加は、ディオクレティアヌスが専制的支配体制を維持するため税制を改革し *capitatio-jugatio* の制度を導入して以来、帝国の財源として非常に重要になったはずである。何故なら、かかる人頭税と地租を査定する基礎となる社会的単位は、実質的に家であったが、キリスト教徒の家族は、同じ神への信仰という絆で結ばれ、逃散等による家族の離散・崩壊の危険性が他よりは低く見積もられ、「皇帝のものは皇帝に返す」ことを宗としたので、このような家からは、確実な税収が見込まれたであろうから。キリスト教徒を迫害しその家を破壊させれば、彼らの数が増えれば増えるほど、帝国にとって経済的により大きな損失をもたらすことは明白だった。とすれば、彼らを財源として確保するには、迫害をやめてキリスト教を公認するのが最善の策であったろう。たとえキリスト教公認の結果「エトルスキ」の臍卜師が大打撃を受けその家が潰れたとしても、帝国に与える財政的損失は微々たるものであった。

さらにコンスタンティヌス以後、キリスト教の家庭内における息子の道義的独立性が進行すると、息子は父が異教徒であっても躊躇することなく、キリスト教に改宗できるようになったに違いない。こうしてキリスト教徒の人口は、テオドシウスの頃には全人口の半数に達した。

まとめ

「エトルスキ」の宗教・ト占術は、国政運営上そのト占によって神意を察知し手当を講ずる技術が不可欠と考えられた限り、そしてまたキリスト教に対抗する神学的手段であり

(112) キリスト教徒の人口については、Th.M. Finn, 'Mission and Expansion', in: *Christian World*, , 296.

(113) Stark, 60: 信仰は家族と友人の結びつきを通して広まった。

(114) F. de Martino, *Storia economica di Roma antica*, II, Firenze 1979, 431ff.; Th.M. Fellmeth, *Pecunia non olet. Die Wirtschaft der antiken Welt*, 168ff.; M.ロストフツェフ[著] 坂口明[訳] 『ローマ帝国社会経済史』下（東洋経済新報社 2001年）、728ff.

(115) 「マタ」17-22; 「ルカ」20, 21-26; 「ロマ」13, 6-7; Iustinus, *apol.*, I 17.

(116) K. Cooper, *The Fall of the Roman Household*, Cambridge 2007, 23ff.

えた限り、ローマ帝国によって活用された。しかし皇帝が専制的支配体制を維持・強化するために財源を確保し、そして人心の収攬を図る最も効果的な手段として宗教を利用しようとした時、臍卜師とその家族の数は、キリスト教とのそれとは比較にならないほど少なく、しかも「エトルスキ」宗教は帝国各地に普及しておらず組織力もなく布教態勢も整っていなかった。従ってそれは、上記の目的を達成するには全然役に立たないことが判明して見切りを付けられた。これに対しキリスト教には、「エトルスキ」宗教に固有の欠陥や阻止的要因はなく、逆にこれに欠けていた諸々の利点があり、急速に信徒教が増加した。キリスト教が家を基盤とする宗教だったので、より確実に税収が見込まれる考えた皇帝は、とりあえずそれを公認した。そして最終的に帝國統治に最適の宗教としてキリスト教が、唯一の国教とされたのである。排他的一神教であるキリスト教の国教化により、「エトルスキ」宗教を含む異教・異端は全て禁止され、「皇帝の臍卜師」や「60人臍卜師団」は消滅した。しかし「都市の臍卜師」や私的臍卜師は当分の間まだ存続する余地があった。この時点でどの異教もキリスト教に立ち向かう力はなく、しかも排斥され衰亡したのである。

先秦巴国の構造（梗概）

谷 口 満

はじめに

巴国の歴史に関する基本的文献史料である『華陽国志』『巴志』は、“七国が王を称するに及んで、巴もまた王を称した”と記していて、戦国七国と同じように巴国の首長も王を名乗ったと伝えている。また張儀が巴国を滅ぼしたことを記した部分にも、王を捕獲したとあって、最後の“巴王”が秦に捕獲されたことを伝えている。この記述は、当然のことながら他の戦国諸国と同様、戦国巴国も“一人の巴王”によって統率されていたことを伝えているのである。

このしごく当たり前のことを冒頭にかかげたのは、これがほんとうに当たり前のことなのかどうか、少し気にかかる資料が存在するからに他ならない。それはいわゆる巴系青銅器に見られる王字紋の存在である。たとえば、高文・高成剛編『巴蜀銅印』（上海書店出版社・1998年）に収録されている例をみると、四川省博物館所蔵の戦国銅印5枚、重慶市博物館所蔵の戦国銅印3枚、榮経巖道古城博物館所蔵の戦国銅印16枚などに王字紋を認めることができる。王字紋銅印を保有しているからといって、その保有者が王号を称していたとは限らないが、ただその可能性は皆無とはいかないであろう。そして、この24枚の銅印はどう考えても一人の保有にかかるものではなく、複数の保有者を想定しなければならないから、もし保有者が王号を称していたとすると、複数の王号称号者が想定されてくるのである。

戦国巴国に複数の王号称号者が存在していたと考えれば、そのなかのとくに有力な一人が巴国全体の王として君臨していたとしても、なにせ王号を称する者が他に相当数いる以上、その君主権はそれほど絶対的なものではないことになる。いやよしんば王字紋銅印の保有者が王号を称していなかったと考えても、王字紋銅印を保有してはばからない者が相当数いること自体が、ただ一人の王号称号者の君主権がそれほど絶対的なものではないことを示してはいないであろうか。

王字紋青銅器の出土は、このように戦国巴国の王号称号者が複数存在した可能性を残存させ、そうでなくても、少なくとも巴王の君主権があまり強いものでなかった可能性を残存させているのである。

戦国巴国に王号を称した者が複数存在したかどうかというような重要な問題を、王字紋青銅器といったような不安定な史料で云々するのは、少し無節操にすぎるかも知れない。しかし、無節操すぎるとの非難を覚悟であえて推測を提示したのにはそれなりの理由があるのであって、それはこういった一種無謀な推測を試みたくなるほどに、戦国巴国の構造

についての史料が絶対的に欠乏しているからである。史料が乏しければ乏しいほど、よけいに無謀な推測でもしてみたくなるというものではなかろうか。戦国巴国の構造についての史料がいかに欠乏しているかは、東隣りにある楚国のその豊富さと比較すれば一目瞭然であって、彼我の相違はあまりにも大きいのである。戦国巴国についてすらこうであるから、春秋や西周のそれとなるとほとんど無いに等しいということになってしまうであろう。

もっともこれに対しては、徐中舒・蒙文通・鄧少琴・任乃強・童恩正・李紹明といった先学たちの研究があるではないかという注意が出されるにちがいない。さすがにこれだけの大家たちとなると、その論証は博引旁証をきわめており、巴国の歴史に関する情報はほとんどすべてが出揃っているといってよい。ただ、それにはやはり“ほとんど”という限定がつくのであって、巴族の族源や移動経路、巴国領域の時代的変遷といった歴史地理的情報がきわめて豊富なのに比べれば、巴国の構造に関する情報は皆無に等しく、この欠落があるがために、すべてが出揃っているといえない状況にあるのである。それは、行くところ可ならざるはなき先学たちでも、史料の絶対的欠乏には手の打ちようがなかったことを示しているであろう。

このように巴国の構造を復原することはきわめて困難であるというのが、史料上の現状なのであるが、にもかかわらず以下にあえてその復原作業を試みてみようというのであるから、やはりはっきりした理由を示しておかねばならない。第一の理由は、近年における考古資料の急増である。史料が絶対的に欠乏しているといっても、それはもっぱら伝世の文献史料についてのことであり、考古資料の場合は増えることがあっても現状にとどまるということがない。もちろん巴国の構造を復原するのに十分な数量が集積されるにはかなりの年月がかかるであろうが、三峡大ダムの建造にともなう考古工作の進展をへた現在の状況は、望ましいといってよい段階に到っていると思うのである。故童恩正教授らが考古資料を積極的に導入しはじめていた当時に比べて、その増加には飛躍的なものがあるといってよいであろう。第二の理由は、交通事情の改善などによって四川東部や湖北西部や湖南西北部の山間地に入ることが格段に容易になり、巴族の人々が活躍した現場に立って、往時を追体験することが可能になったことである。もちろん中国の研究者は従前から活発に現地調査を試みていたはずであるが、今ほどに容易でなかったろうし、ましてや異国の訪問者が現地に入ることなど、想像すらできないことであったといわねばならない。本稿の執筆を思い立った最大の理由は、実はここ十年あまりの間に十数回にわたって四川東部・湖北西部・湖南西北部を現地調査した、その成果を巴国の構造の復原に役立てることが可能であると判断したことにあるのである。そこで得られたものは地勢や風土の特殊性だけではない、巴国時代のものではないけれども、近世以降の遺跡や遺物や伝説が、まるで巴国時代のそれらが再現してきたかのように残存していて、巴国の構造に思いをはせることを可能にしてくれているのである。

なお考古資料といった場合、発現しているものの大半は戦国時代のものであり、したがっ

てそれらを使って復原されてくる巴国の構造は当然のことながら戦国時代のそれということになるが、ただなかには春秋以前に遡る考古資料も含まれるであろうし、それに戦国巴国の構造はそれ以前の構造とそれほど違ったものではないであろうから、この点を考慮して、論題を「戦国巴国の構造」ではなく「先秦巴国の構造」としたことをあらかじめことわっておきたい。

一 小巴国

まず巴族の人々が集住した集落遺跡を取り上げたいと思うが、ここが確かに集落であったと判定されるような遺跡は周知のように今のところきわめて少ない。衣・食・住の痕跡は、まとまっては発見されにくいのであろう。したがって集落遺跡以外の遺跡から集落の存在を確認しなければならないことになり、その以外の遺跡とはいうまでもなく墓葬遺跡と祭祀遺跡ということになる。一定の規模をもった墓区が存在していることは、その付近に集落が存在していたことを示しているはずであって、涪陵小田溪・雲陽李家壩・開県余家壩・宣漢羅家壩の墓区などがその代表例であろう。祭祀遺跡の近くにもその祭祀を奉ずる人々が居住する集落が存在したはずであって、有名な長陽香炉石遺跡や、発掘はされていないけれども、同じく長陽の武落鍾離山遺跡がその代表例である。

こういった墓区遺跡や祭祀遺跡の分布情況、それはつまり巴族集落の分布情況なわけであるが、その集落と集落の間隔には一つの原則があるように思われる。それはどうやら1日の行程で到達できそうな距離なのである。もちろんこれとはかけ離れた例もあるし、そもそもすべての例を検討することは不可能であろうが、しかしこの一つの原則の存在には誰も気がつくのではなからうか。試みに雲陽李家壩と開県余家壩を例にとると、長江と小河の合流点である雲陽県城青龍嘴鎮から小河を30キロメートルほど遡って李家壩遺跡、そこからさらに40キロメートルほど遡って余家壩遺跡である。小田溪遺跡は長江と烏江の合流点である涪陵市区から烏江を30キロメートルほど遡った地点にあり、そこからやはり30キロメートルほどで武隆県城巷口鎮であるが、ここからも巴文化の独有器虎鈕罇子が出土していて巴族の集落が存在した可能性が高い。清江下流では、長陽県城龍舟坪鎮から30キロメートルほど清江を遡って武落鍾離山、そこから40キロメートルほどで香炉石遺跡である。巴国当時の舟運能力がどれほどのものであったかは明らかにしがたいけれども、ここにかかげた間隔は、1日で航行到達可能とみて大過ないであろう。当たり前のことではあるが、舟運には一定の間隔をおいた河港が必ず必要であり、これらの集落はそこに発達したものと考えられるのである。

なお、巴族の代表的な遺跡としてすぐに浮かび上がってくるのが、すべてこのような長江支流の河面に面した沿岸遺跡であるということは、全体的にいても巴族の集落は陸路よりも水路でつながる地点に存在したものが多くを示してはいないであろうか。そうであるとするとその事情は、陸路よりも長江の支流あるいはその支流を利用した水路が、交通路として優勢であったと思われる四川東部・湖北西部・湖南西北部の地勢情況を、十

分に反映していることになる。もちろん陸路でつながる集落であっても、その集落間隔が1日行程に対応する距離であったろうことは想像に難くない。

次に問題にしたいのは香炉石遺跡や武落鍾離山遺跡の性格である。というのも、小稿ではすでにはこれを“祭祀遺跡”とよんで、神々を祀る祭祀場の遺構であるとみなしているのであるが、そうではなく集落の遺構であるとみる意見があるからである。しかし、どう考えても香炉石遺跡や武落鍾離山遺跡を集落の遺構であるとみることはできないであろう。清江を見下ろすように切り立った岩山で、とうてい人が住むことはできないからである。香炉石遺跡を“夷城”であるとする意見は、この意見は現地地の研究者のなかで特に有力な意見なのであるが⁽¹⁾、この意味において再吟味する必要があると思う。

巴族の中心的な種族は、代々廩君とよばれる酋長を族長とする一族で、その発祥地は武落鍾離山であったというのが通説である。初代の廩君である務相は武落鍾離山から清江を遡って塩水に至り、そこで塩水の女神を打ち破って清江中流域を平定し、夷城というところで他の種族をおさえて酋長の位に即いたという。武落鍾離山から清江の上流40キロメートルあまりにあること、近くに塩水の後身と思われる塩池温泉があること、近くに廩君務相についての伝説がいくつか残っていること、こういったことから香炉石遺跡を夷城にあてて意見が出されているのは、しごく自然のことであるといえよう。ただ問題は、香炉石遺跡が夷城であることが確かであるとしても、夷城とはいうもののそこは人々の居住する集落ではなく、神々を祀る祭祀場としての宗教的聖地であったと思われることである。清江の流れに臨んで屹立する神秘的な様子は、宗教的聖地としてのそれにこそまことにふさわしい。清江中流を支配下におさめるということは、おそらくこの聖地で執り行われる祭祀権を掌握するということであり、それが、ここで廩君務相が酋長の位に即いたという伝説となって後世に残ったものにちがいない。したがって、廩君一族やその他の人々が常時居住する集落は香炉石遺跡から少し離れたところにあったはずであり、周辺の地勢を考えると、香炉石遺跡の上流500メートルあまりにある漁峡口鎮一帯がその有力な候補地であろう。武落鍾離山もそうであって、やはり清江の流れに臨んで屹立するその神秘的な様子は、ここが清江下流の宗教的聖地であったことをうかがわせるに十分なものがある。廩君巴族の発祥地であるとはいっても、そこは彼らが神々を祀った祭祀場であって、常時の居住地としての集落は、おそらく付近の都鎮灣鎮一帯にあったと思われるのである。ちなみに廩君務相が夷城に到来したことを記した『晋書』「載記」李特の条をみると、原文は次のようになっている。

階陞相乗、廩君登之、岸上有平石方一丈、長五尺、廩君休其上、投策計算、皆著石焉、因立城其旁而居之。

“階陞相乗”といい“岸上”といい、香炉石遺跡の様子を彷彿とさせるものがあるが、廩君務相たちが居住地する城壁集落は、“其旁”という表示のとおり、その岩山から少し離れたところに城かれたのである。

このように神々を祀る祭祀場が居住集落の中になく、少し離れた場所に位置している例

は、かつての巴族分布地域における近世以降の遺跡にも見られるようである。たとえば湖南西北部湘西自治州永順に残存する老司城はその例である。この遺跡は、宋代以降湘西自治州北部に代々土司王として君臨した彭氏の拠点、いわゆる土司城の遺構が今日まで残存しているもので、酉水の支流猛洞河のそのまた支流の人里離れた奥地に静かなたたずまいをもって存在している。そのうちの祖師殿とよばれる宗教施設は、居住集落遺跡から老司河の北岸を徒歩で30分ほど下がったところに存在しているのである。しかもそこは北岸の急斜面が河面にせまる険やかな地勢で、きわめて荘厳な様相を呈している。屹立する岩山ではないけれども、その神秘的な雰囲気は香炉石遺跡や武落鍾離山のそれと通ずるものがあるであろう。

巴文化の独有器虎鈕罇于の出土事情も、こう考えてくると、そのいくつかについては説明がつくかも知れない。虎鈕罇于の出土状況にはさまざまなものがあるのであるが、墓葬から出土するものは少なく、人里離れた山間から無造作に放置された状態で出土するものが多い。たとえば15件の虎鈕罇于が一カ所から出土した湖南石門県熊家崗の場合、その出土地点は石門県城から武陵山地へ向かう小山にあり、なぜこのような辺鄙な場所から虎鈕罇于が出土しているのか、精巧・豪華なそれが15件も出土しただけに、よけいにいぶかしく思われる。しかし、現場に立ってみるとこの疑問は氷解するであろう。そこは小さいけれども神秘的な岩山と湖沼を前にしており、宗教的聖地にふさわしい雰囲気をかもし出している。ここで山神・湖神・族神などの祭祀が行われ、使用された祭器である虎鈕罇于がそのままそこに埋蔵されたに違いないのである。一度に15件の虎鈕罇于が使用され、それがそのまま埋蔵されたのであるから、よほど盛大な祭祀であったろうし、よほど重要な祭祀場であったことになる。この熊家崗の場合、定期的に祭祀の行われる恒常的な祭祀場であったのか、一度の大祭のためだけにとくに選ばれた祭祀場なのかははっきりしないが、ともかくここが居住集落の中であったとは考えられない。熊家崗の例から想定されるように、虎鈕罇于の多くが辺鄙な山間から孤立的に出土しているのは、その出土地点が居住集落から離れた祭祀場であり、祭祀ののちにそこに埋蔵された例が多いためであると見てよいと思う。

居住集落から離れた所にあるこういった祭祀場は、宗教的聖地であると同時に、また今一つの機能を合わせもっていた場合が多いと思われる。それは軍事防衛拠点としてのそれである。つまりいったん敵の攻撃を受けた際には、住民はこの宗教的聖地に閉じこもってここを最後の防衛点としたのであり、陥落すれば彼ら自身と彼らの神々の双方が完全に滅亡することを意味する。宗教的聖地のほとんどが難攻不落かと思われるほどの険やかな地勢に立っているのは、この機能を発揮させるためであることは言うまでもないであろう。清朝のものではあるが、清江の上流利川市大水井鎮に残る李氏宗祠の配置はこれに一つの実例を提供してくれるはずである。利川市街から318国道を北上して、20キロメートルほどで小道へ右折し、柏楊鎮をへて大水井鎮に到着する。香炉石や鍾離山ほどの秘境ではないが、人跡まれな山間であることはまちがいない、李氏のような大族がここでどうやって

生計をたてていたのか、不思議に思われるほどの辺地である。そこには百メートルほど離れて二つの大建築が並んでおり、西側は常時数百人の生活が可能であったという李氏邸宅、東側は李氏の祖先を祀る宗廟建築に他ならない。邸宅の周囲には何も無いが、宗廟の周囲には周長 500 メートルほどの堅固な城壁が張り巡らされており、城壁要塞にふさわしい構えをもっている。敵の攻撃を受ければ、この要塞に立てこもって自らと自らの祖先を守御したのであり、事実、民国時代に四川の軍閥がここを攻撃した時には、陥落させるのにかなりの時間を要したという。

いったい先秦時代の都市といえば、黄河中流・下流域などの列国国都がかならず思い浮かんでくるが、それらの都市は一般に内城外郭式の構造をもっていた。城壁都市のなかに内城があり、そこが宗廟などの置かれた聖地であって、最後の防御地点であったのである。内城に立てこもって敵の城門攻撃に抵抗する列国国都の様相は、たとえば『春秋左氏伝』などにしばしば登場するところである。そうすると、居住集落と祭祀場＝最終防御地点が離れている巴族の例は、特異な例といえそうである。もちろん居住集落のなかに祭祀場が存在した例もあったであろうし、そもそも祀られる神々の種類によって祭祀場の位置に違いがあったことも考えねばならないが、香炉石遺跡や鍾離山遺跡など、巴族の場合は祭祀場＝最終防御地点が居住集落から離れている例が多いようであり、一つの特色といつてよいであろう。神々が往来するにふさわしい神秘的な様相をもち、攻撃が容易でない険要な岩山や山崖が点々と存在する地勢が、この特色を生み出している主要な理由の一つであることはいうまでもない。

一定規模の居住集落と、付近に存在する祭祀場の機能と最終防御地点の機能をあわせもった宗教的聖地、これが巴国の最小基本単位であり、もちろん付近には住民の生活を支えるまとまった農耕地や狩猟場や漁撈場が存在したことも考えねばならない。それに付近に重要な物資の生産地をかかえていた場合もあったと思われ、塩・丹砂・漆などがその代表的な生産物である。先にあげたように、香炉石遺跡の場合、約 500 メートル上流に住居集落の後身とおぼしき漁峡口鎮、そのもう少し上流にかつての産塩地である塩池温泉があり、宗教的聖地・住居集落・産塩地が離れながらも隣接する恰好の事例とすることができよう。巴国の東隣に展開した楚国の起源を探索した張正明氏は、西周時代の都城である丹陽は現在の湖北省南漳県城にあり、縮酒という宗教儀式を行う祭祀場はその西方荆山山間の薛坪にあって、さらに丹陽の近くに産塩地があったと推測している。隣国の例ではあるけれども一つの類例とすることができるであろう。

このような最小単位としての拠点が、おもに長江支流の沿岸に、およそ一日行程の間隔をおいて散在していたのであるが、その拠点内部の政治構造といったものはまったく知られない。ただ、基本的には孤立的な地勢であるから、それぞれの拠点の政治的独立性は相対的に強いものであったろうし、墓葬から出土する華麗な青銅器を見れば、そこに宗教的儀器としての青銅礼器を独占する政治的支配者が存在したことはまちがいない。しかもなかには、小田溪遺跡の墓葬のように王字紋をもった青銅器を出している拠点もあるのであ

るから（双王鉦）、王号を称していたかどうかはともかく、そこには一種の王権とよべる政治権力が存在していた可能性を示している。こういった状況を考慮すれば、これらの拠点それぞれを“小巴国”とよんでも、さほどの間違いはないと思う。

二 中巴国

小巴国と小巴国の間にはどのような関係が存在したであろうか？これが次の問題である。交易・通婚・文化や習俗の共有、それにある種の政治的従属関係も想定されるであろう。しかし残念なことに、その実態を復原することは資料的にきわめて困難である。ことに考古学資料はこの場合、今のところほとんど役に立たない。そこでいきおい後世の伝説とか近代以降の水運の状況とかを間接的な資料として使用せざるをえないのであるが、それとてもちろん十分なものでないことは、いうまでもないであろう。したがって以下の議論は限りなく想像に近いものであることを、あらかじめことわっておかねばならない。

いくつかの小巴国が、交易・通婚・文化や習俗の共有、政治的従属関係によってまとまりを形成する場合、それはどれほどの範囲になるであろうか。二つだけの小巴国がまとまるごく小さい範囲から、多数の小巴国がまとまる大きな範囲までその広さはさまざまであろうし、そもそもまとまりとは何かという基準の違いによって、想定される範囲にも違いが生じるであろうが、たとえば、廩君務相が武落鍾離山から出発して清江を航行した範囲がその一つの例であろう。それは廩君務相や、その化身である白虎、その後身である向王天子などについての伝説が今なお残っている範囲とほぼ重なるはずであり、清江中流の塩池温泉・漁峡口鎮から資丘鎮・都鎮湾鎮をへて、下流の長陽県城龍舟坪鎮にいたる清江流域長陽段がこれに相当する。塩池温泉と龍舟坪鎮を往来するには、当時の舟運能力で1日30キロメートルと考えると、およそ5、6日であるから、交易や通婚の範囲としては適当であるといえよう。白虎崇拜と向王天子崇拜が分布しているこの範囲の類例としては、近世以降のものではあるけれども、清江流域恩施自治州段に残る譚母余氏伝説と湖南湘西自治州に残る八部大王伝説が参考になる。

譚母余氏伝説とは、湖北省西部巴東県清太坪郷に本拠をもっていたとされる、大姓譚一族の祖先伝説で、清太坪郷橋河村に残る「譚母余老太夫人墓碑」によると次のようなものである。⁽³⁾

太祖夫人余氏は元末の人である。伝えによると、元末の乱の際、蜀楚の地域は騷擾ことにはなはだしく、太夫人は太祖に従って山中に難を避けたが、寇族の暴略は猖獗をきわめ、とうとう離ればなれになってしまった。太夫人は本村（清太坪郷）の嚮洞に身を隠したものの、外に出ようとすると峭壁万仞、人はもちろん鳥すらも近づけない難所であり、太夫人は天を仰いで号泣してしまった。すると突然大きな鷹が現れて、身を伏せて人のことばを話し、怖くはない、目を閉じて背中に乗りなさいということととも、“譚氏は必ず子孫が繁栄することになっているのです。ですからあなたは死ぬはずがないのですよ”と宣託し、そこでついに背中にまたがった。しばらく目を閉じて

いると、すでに身体は地上に着いていた。後の人たちは、太夫人が飛び下りたその場所を“落婆坪”と名づけた。事実を後世に残そうと考えたのである。その後太夫人は一人の男の子を生んだ。諱は天飛である。天飛公には八人の子があり、長子は桂寅、次は桂伝、次は桂芳、次は桂旺、次は桂枝、次は桂甫、次は桂林、次は桂海で、八人はそれぞれ八坪に分居した。太夫人は孫の面倒をみながらゆったりと余生を過ごし、太平の時代になって亡くなり、本村の錦鷄水の北に葬られた。我々は桂芳公の後裔であり、住んでいるのは太夫人の墓に近いところである。今年八十一才になった族長が、墓が荒廃し祖先の伝承が失われてしまうのをおそれて、率先して提案し、ここに墓を修繕し、碑文を刻んで太夫人の奇跡を伝えて、盛徳の永遠であることを記すことにしたのである（明故太祖妣譚母余老太夫人之神道碑・道光三年清明前一日立、意識）。

またこの墓碑の隣には譚天飛の墓碑があり、その内容はこうなっている。

始祖天飛公は太祖母余太夫人の子である。元末に生まれ、長じては孝行をもって有名となった。八人の子があり、それぞれ八坪に分居した。長子は桂寅で苜蓿坪に居り、次は桂伝で大天坪に居り、次は桂芳で水流坪に居り、次は桂旺で双社坪に居り、次は桂枝で家社坪に居り、次は桂甫で四川の上陽坪に居り、次は桂林で長陽の磨石坪に居り、次は桂海で落婆坪に居った。云々。（道光三年清明前一日立）。

ここにみえる余太夫人と大きな鷹の伝説は、恩施自治州に今も流伝している“鷹公公与蛇婆婆”の創世神話にきわめてよく似ているという。余太夫人に蛇の神格は見えないけれども、太夫人が大鷹に助けられたという伝説が、この創世神話から派生したものである可能性は高いであろう。それはともかく、譚氏八部の人たちにとっては鷹神こそが最高の崇拜対象であり、始祖天飛公は“天飛”というその名の通り、鷹神の化身であると見なされていたはずである。

譚氏八部の分布は、四川の上陽坪と長陽の磨石坪を除けば、巴東県南域から清江上流域にかけての地域に限定されるようになって、そうすると鷹神崇拜をもつ六部が分布するこの範囲は、白虎崇拜と向王天子崇拜が分布する清江流域長陽段の範囲に対応していないであろうか。両者の地理的大きさはほぼ同じであるし、ある崇拜を共有するという意味において、質的に同じ広がりをもった範囲であると考えられるのである。

そして、譚氏八部のこの伝説からは湖南湘西自治州に残存している八部大王伝説が、必然的に想起⁽⁴⁾されてくる。八部大王伝説とは土家族に伝わる祖先伝説の一つで、その八部のそれぞれの祖先は兄弟で、順に次のような名前をもっていたという。

熬朝河舍 西梯佬 西呵佬 里都 蘇都 拉烏米 此也夫蘇也冲 接也夫也名黒列也
残念ながらこれらの名義はまったく不明であるし、八部の分居地もほとんど知られないが、八部の本部は龍山県干溪郷伯納村であると伝えられていること、保靖県拔茅郷水壩洞に近年まで八部大王廟が残存していたこと、龍山県馬蹄郷馬蹄寨の人たちは自分たちを二男西梯佬の子孫であると信じ、同じく甘溪郷の人々は三男西呵佬の子孫であると信じていること、こういったことからして、酉水の中流からその支流の洗車河流域一帯に分布していた

ことはまちがいない。八人の子供たちは龍の乳で育ったとか、あるいは虎の乳で育ったとかいう伝説もあわせて残っており、八部大王崇拜と龍崇拜・虎崇拜を共有する八部が湘西自治州の酉水中流一帯に分散していたのである。八部が分布するこの範囲も、やはり清江流域長陽段の範囲に対応しているとみてよいであろう。

譚氏八部と八部大王八部の場合、八部の祖先はすべて父母を同じくする兄弟であり、したがって八部の人々が、相互に血縁のつながる同祖集団であると信じていたのに対して、清江流域長陽段の白虎崇拜や向王天子崇拜を奉ずる人々は、すべてが廩君一族と同祖意識をもっていたわけではなく、その意味においては伝説の質において若干の相違があるかも知れないし、近世以降の世族についての伝説と巴国時代についての伝説という点でも若干の質の相違を考えなければならないかも知れない。しかし、動物神である虎であるとか龍であるとか、人格神である向王天子であるとか八部大王であるとか、ある神格の崇拜を共有することによって地域的なまとまりを構成していたことにはかわりはない。

四川東部・湖北西部・湖南西北部の山間地区には、坪とか壩とか寨とか峒とか呼ばれる集落が無数に散在しているが、近世以降、そのような集落のいくつかの一つのまとまりを形成する場合、共通の崇拜神をもつことがまとまりを維持する一つの紐帯となっていたのであり、譚母余氏伝説や八部大王伝説はそこに生まれた伝説である。それは、先秦時代において小巴国がいくつか集まって地域的まとまりを形成する場合に、同じようにそういった共通の崇拜を紐帯としていたことの類例とすることができるのであって、清江流域長陽段の白虎崇拜と向王天子崇拜がその実例というわけなのである。

まとまりを形成する際の精神的紐帯ということになれば、このように崇拜神の共有という事情を何とか推測できるのであるが、この地域的まとまりを誰がどのように管理していたか、つまり政治的構造がどうであったかとなると、推測すら困難である。それでも無理に推測を重ねるとすると、やはり祭祀の管理という事情がまず想定されるであろう。清江流域長陽段の場合、廩君一族の聖地である武落鍾離山が第一の祭祀場であることはいうまでもない。廩君一族が長陽段を統合していく過程とは、武落鍾離山で祭祀されていた一族の神々の崇拜を、各小巴国にいわば強制する一方、各小巴国の本来の崇拜神を一族本来の崇拜神のなかに取り込んでいく過程だったはずである。たとえば先にあげた廩君務相と塩水女神との伝説においては、務相が女神を打ち破ったというのが当初のモチーフであったものの、のちには両神が結婚して清江を守る夫婦神となったというモチーフも生じたようである。向王天子（務相の後身）と徳濟娘娘（女神の後身）の夫婦神がそれであり、武落鍾離山の山頂には今もこの夫婦神が祀られている。これは廩君一族の祭祀が塩水一帯に強制されつつも、その女神崇拜が廩君一族の祭祀に取り込まれた結果を示しているとみてよい。武落鍾離山の祭祀を中心に、各小国の祭祀が一つの祭祀体系に整理されているこの状況は、いいかえれば、廩君一族を中心に、各巴小国の間に一個の政治連合体が形成されている状況でもあるはずであろう。

次に想定される事情は航運の管理である。武落鍾離山の山頂や保靖県拔茅郷水壩洞の八

部大王廟に立てば、すぐさま了解されることであるが、清江と酉水を航運する船舶を一望のもとに見下ろすことのできる絶好の位置にある。どのような小さな舟も、その目から逃れることはできない。ということは、航運するどの舟からも仰ぎ見ることのできる聖地であるということであり、通過する舟は必ず權をとめて航行の安全を祈願したにちがいない。とすれば、そこに航運を管理するなんらかの機関がおかれて、一種の関税の徴収、船神祭祀の主催、船舶航運の管制といった機能をになった可能性はきわめて高い。それは清江流域長陽段のいわば水運管理センターの役割を果たしていたであろう。

さらにもう一点、想像をたくましくすれば、この清江流域長陽段という範囲は一つの通婚圏を形成していたのではなからうか。廩君務相と塩水女神の婚姻が武落鍾離山の廩君一族と塩池温泉一族の婚姻を反映しているとするれば、その距離は約 40 キロメートルであり、当時の通婚範囲としてありえないことではない。もし武落鍾離山から 30 キロメートルほど下ると、今の県城龍舟坪鎮であるが、そこも通婚範囲として考えられる距離である。通婚の繰り返しは、距離を隔てて姻族を生み出すことになるのであり、一つの地域的まとまりの形成に有効な紐帯として働くことになるのである。

さて、小巴国よる地域的なまとまりの内容を、清江流域長陽段を一つのモデルに設定して、譚氏八部や八部大王八部の分布範囲を類例にとりつつ、以上のように想定してきたのには実は大きな理由がある。それはこの小巴国のまとまりの範囲が、近世以降のいわゆる土司の支配領域とどうしても重なってみえてくるからである。湖北西部から湖南西北部にかけての地域には、周知のように宋・元・明・清と各地に地元の有力者が割拠し、王朝から宣撫使・宣慰使などの称号を与えられて、半ば独立政権を保持していた。譚氏、田氏、向氏、彭氏などがその代表的な著姓である。容美宣撫司・施南宣撫司・唐崖長官司・永順宣慰司などの土司城は今なおその遺構が残存しており、往時の繁栄を偲ぶことができるが、興味深いのは、容美土司城のように県城のなかに存在したものもあるものの（鶴峰県城）、その多くは県城から離れた山間にあり、武落鍾離山遺跡や香炉石遺跡や、あるいは小田溪遺跡・李家壩遺跡・余壩家遺跡・羅家壩遺跡などの巴族遺跡と、きわめてよく似た地勢に拠るものが多いことである。つまり、土司城はその地勢上の位置環境からいえば、有力な小巴国の後身といえそうなのである。そして、土司城は点在するいくつかの集落を配下におさめて、その範囲における生産・流通・崇拜を管理していたのであるから、土司の支配圏は必然的に、有力な小巴国のもとにいくつかの小巴国が管理される、小巴国の地域的まとまりを彷彿とさせることになる。実際に現地の土司城遺跡を訪問して、近世の往時に想いをはせ、さらに先秦の往時に想いをはせれば、誰もがこのようなイメージを想いうかべるにちがいない。

ともかくこうして複数の小巴国による地域的なまとまりを想定することができるのであり、このまとまりは“中巴国”とよぶことが可能である。そして、中巴国のなかには当然後世の土司に相当する主権者が存在しなければならず、清江長陽段におけるそれが廩君一族の族長、つまり代々の廩君であることはいままでもないであろう。

三 大巴国

中巴国は清江の流域、小河の流域、烏江の流域、酉水流域などの河川流域を中心に、四川東部・湖北西部・湖南西北部の各地にある広がりをもって散在していたはずであるが、次に問題となるのは、当然のことながらこの中巴国と大巴国がどのように結合されていたかという点である。

巴族の居住範囲が最盛時どれほどの広さに広がっていたかについては、『華陽国志』『巴志』の記述などによってある程度の復原が可能であるし、何よりも巴文化遺跡や巴文化遺物の出土分布によって、かなり正確に復原することが可能なはずである。そのいくつかの復原結果の詳細を整理する余裕はないが、四川東部・湖北西部・湖南西北部のほぼ全域と漢中地区の一部・貴州東北部の一部をあわせた広大な地域であることはまちがいない。もちろん、時代によってこの範囲に変動が生じたことはいうまでもないが、先秦時代の最盛期には、この範囲にまで拡大していたと考えて大きな間違いはないであろう。

ところでこの巴族の居住範囲については、どうしても解決しなければならない一つの重要な問題がある。それは巴族の進出が成都地区にまで及んでいたかどうかという問題である。たとえば四川省博物館所蔵の広漢出土と伝えられる戦国“三星虎紋鉦”は、どうみても巴族の典型器物であり、もし広漢出土が確かであるとするなら、これは巴族が戦国期に成都地区にまでに到達していた重要な証拠となる（この器物の年代については異説があるらしいが、小田溪戦国墓出土の例の双王字紋鉦とまったく同じ器形であり、したがって戦国のものであることはまちがいない）。またあるいは、冒頭にあげた榮経巖道故城博物館所蔵の16枚の戦国王字紋銅印についても、来歴不明のものが多いものの、榮経周辺出土のものが多いことは確実であって、そうするとこれらも巴族が戦国期に成都地区へ到達していたことの証拠となるはずである。それにこういった出土遺物とともに、一つの有名な伝説が残存していて、この想定⁽⁶⁾の確かなことを強く傍証づけてくれている。それはもちろん例の鼈靈伝説である。

鼈靈とは周知のように、成都地区に興替した最後の王朝開明王朝の始祖であり、実際には鼈の形をもった水神であった。それは王朝を開いた開明一族の最高崇拝神であり、それがいつしか鼈靈という実在の人物がいたかの如き伝承となって、始祖伝説に登場しているのである。

この鼈靈一族は本来から成都地区に居住していた一族ではなく、もともとは湖北西部三峡地区に居住していた巴族の一支で、それが長江を遡りさらに岷江を遡って成都地区に到り、望帝に代わって新たに開明王朝を建てたのである。鼈靈は洪水を治めた功績によって望帝にとって代ったと伝えられているから、鼈靈一族は治水工事の能力に長じた一種の職能集団であった可能性が高いであろうし、そうだとすると彼らの最高崇拝神が水中動物の鼈神であるというのは、容易に合点のいく事情でなければならない。鼈靈一族が成都地区に到った時期、開明王朝を建てた時期についてははっきりしないが、おそらく春秋中期

ごろに到達して、その後ほどなくして王朝を開き、戦国時代に最盛期を迎えていたことはまちがいないであろう。

このようにして、巴族はどう遅くみつもっても、少なくとも戦国時代には成都地区に進出していたのであり、したがって先に想定した範囲には、四川西部成都地区を加えなければならないのである。

ではこの広い範囲にいくつか分布していたはず中巴国は、相互にどのような関係を保っていたのであろうか。ことこの問題に至ると推測の手だてほとんどなくなってしまうのであるが、一つの考古遺物だけはなんとかその史料的价值を發揮することができるであろうと考えて、その推測の可能性を追求してみることにしたいと思う。

その一つの考古遺物というのは、いうまでもなく虎鈕罇子や虎紋青銅兵器などの、虎崇拜を象徴する巴族青銅器である。この青銅器が出土しているということは、そこに巴族の虎崇拜が存在していたということであるから、その分布状況を見れば虎崇拜の広がりがわかることになるが、それはすでにのべた巴族居住範囲のほぼ全域に及んでいる。つまり、それぞれの中巴国は虎崇拜を共通の信仰としてもっていたことになる。虎崇拜という精神的な紐帯、これだけがただ一つ推測される中巴国相互をつないでいる紐帯なのである。

そして、この精神的紐帯の、紐帯としての機能のありかたについて、きわめて興味深い

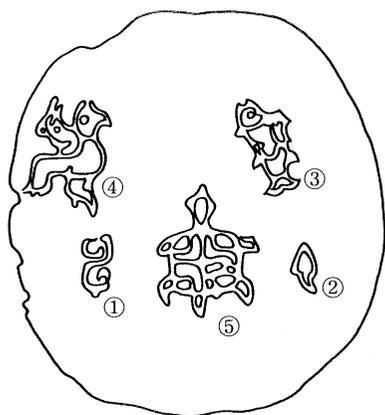


図1

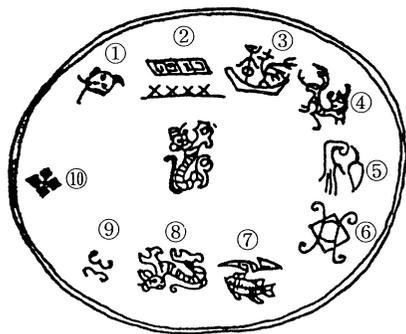


図2

一つの出土器物が存在する。それが、確実に開明王朝の器物であると判定される、成都市三洞橋出土の戦国青銅勺である。そこには次のような5つの図案が刻まれているのであるが(図1)、
は巴文化青銅器に常見する紋飾であり、これだけでこの青銅器の持ち主が巴族の一種であることが判明するばかりか、中央には鼈とおぼしき紋飾が鎮座して(), どうみてもこれが鼈神を奉ずる鼈霊一族のものであることも判明するのである。他ならぬ成都市内から出土しているという前提がある以上、これが成都地区に進出して開明王朝を建てた鼈霊一族のものであることはいうまでもなく、またその鼈霊一族が巴族の一支であったことを強く証拠づけていることになる。

さて
が巴系青銅器に常見するというのは、その代表的な例としてたとえば万県出土戦国虎鈕罇子の次のような盤部図案を念頭においているからであり(図2。出土地点不明。四川大学博物館所蔵)、この両者の相違が真ん中の鼈紋と虎鈕にあることは一目瞭然であろう。図1の
、図2の

を見くらべれば、両者がともに巴文化の青銅器である

ことは容易に了解できるのであるが、真ん中に虎鈕あるいは虎鈕の下にさらに虎図案のある巴系青銅器を見慣れている者にとっては、図1の真ん中になぜ虎ならぬ鼈が配置されているのか、にわかには理解しがたいにちがいない。実はこのにわかには理解しがたいところにこそ、三洞橋出土青銅勺の史的価値があるのである。

この二つの巴系青銅器の併在は、巴族の人々にとっては何ら理解に苦しむところではなかったはずでなければならない。そうでなければ、両者が戦国の同時代に併立して作られることはありえないであろう。それはつまり、彼らの意識にあっては、虎が鼈に姿を変えたまでのことであって、何ら不思議はなかったからにちがいない。鼈霊一族が巴族の一支であった以上、彼らの最高崇拜物は当然虎であったことになるが、ただこの一族は治水工事能力にたけた集団として、鼈神崇拜をももっていたはずである。彼らが湖北西部 三峡地区に居住していたころには、中央に虎鈕や虎紋を配置した青銅器を保持していたかも知れないが、長江・岷江を上って成都地区に到り、その能力による功績によって王朝を建てることになったからには、真ん中が陸の王者虎では彼らの真面目を表示することができない。そこで虎は水神である鼈に姿を変えることになったのである。ある崇拜物が時と場所に応じて姿を変えるというのは古代の信仰意識においてしばしば見られる現象であり、“融即”などと表示され、中国の文献史料では一般的に“化”と表記される。そしてもちろん、このことは成都地区に到った鼈霊一族から虎崇拜がなくなってしまったことを意味しているのではない。彼らにとって今は虎が鼈に形を変えているにすぎず、いや実は鼈は虎そのものでもあるのである。彼らの虎崇拜を示していると思われる三星虎紋鉦在成都地区から出土しているのはそのためであり、開明王朝の崇拜神から派生したと思われる開明獸や神陸吾などとよばれる神格が、九尾虎・九首虎などと伝えられていて、虎神の形状をとっているのもそのためであろう。

三洞橋出土の青銅勺図案は、このように虎と鼈の融即現象という、中巴国と中巴国をつなぐ虎崇拜のありかたについてのきわめて重要な情報を提供してくれるのであるが、実はこれをきっかけに虎と他の複数の神格との融即現象もが想定されてくるのである。図2の虎鈕罇于盤部図案を仔細にながめて見ると、各図案の配列にはある意味がこめられていることが了解される。まず注意しなければならないのは、 から までの10図案のなかに虎が含まれており()、しかもそれが他の9図案とまったく同列の位置におかれていることである。(の虎図案が廩君一族あるいはその支派を象徴していることはまちがいないであろう)。この配置は、虎と他の9神格との間には本来何の優劣もなく、10神格すべてが同等の神格であったことを示しているであろう。そして の虎図案とは別に真ん中に虎鈕とその真下に虎図案があるのであるから、その虎鈕と虎図案はいわば10図案の代表として設置されているかのようなのである。例えば適切ではないかも知れないが、10図案はあるスポーツチームの10人の選手で、 の虎選手がキャプテンであり、行進する場合はフラッグを掲げて10人の先頭に立たねばならない、そのフラッグが真ん中の虎鈕と虎図案であり、彼はキャプテンであるけれども、資格はあくまで選手の一人にすぎない、というところで

はなかろうか。もし周囲に の虎図案が配置されていないとしたら、それは虎が9図案の神格とは同格ではなく、絶対的な優位にたっていることを示していることになるはずであり、虎は9選手に命令を下す、選手ではないいわば監督ということになる。この点、同心円上にならぶ複数図案の一つに虎図案が配置されている、この万県出土虎鈕罇于盤部はきわめて貴重な資料であるといわねばならない。実は、数多い虎鈕罇于盤部図案の事例のなかで、同心円上の図案に虎図案が見られるのは、管見の限りこの一例だけであって、他の事例にあっては省略されているのである。巴族の人々にとっては、虎崇拜をめぐる以上の事情は何も説明する必要のない自明の事実であり、重複を避けるという単純な理由から一般的には省略に従ったのであろうが、ただ、そうなるとも万県出土虎鈕罇于盤部がなければ、その自明の事実を想定できなかつたわけであり、文字通り貴重な一器ということができよう。

虎と龍の融即現象から始めて、万県出土虎鈕罇于盤部図案の意味をこのように分析してみると、9個の神格はそれぞれ虎と融即関係にあったのではなかろうかという推測がどうしても浮かび上がってくる。それは虎選手以外の選手がキャプテンになって、虎鈕・虎図案のチームフラッグを掲げるようなものであって、ありえないことではないであろう。こういった推測以上の想定を提出するには、やはりそれなりの理由があるのであり、それは重慶市文物考古研究所が所蔵している、奉節県城永安鎮出土の戦国青銅器蓋が存在するからである。正式の報告はまだ未公表で、ルールにしたがって図版や写真を示すことはできないが、研究所のご好意で整理前の現物と整理後の写真を見せていただいている。そこでは中央に虎鈕を配し、周囲の同心円上に8頭の虎を並べるといふ、珍奇きわまりない状態がとられているのである(いくつかがつぶれていて正確に数えることができないが、8頭であろう)。虎意匠、時代、出土地点からして、これが巴族の器物であることは間違いなく、とすれば同じ巴族の器物である万県出土虎鈕罇于盤部図案の同心円上の図案が、ここではすべて虎に姿を変えていることになる。虎鈕罇于盤部図案の神格が虎に融即している事例をここに見ることができるであろう。こうして万県出土虎鈕罇于盤部の9図案は、時と場所によって虎に融即した可能性がきわめて高いことになる。

繰り返しになるが、虎意匠をもった虎鈕罇于盤部や虎紋青銅器は中巴国の範囲をはるかにこえて、四川東部西部・湖北西部・湖南西北部の広い範囲に広がっている。それは、複数の中巴国が虎崇拜でつながられて、一つの広大な文化圏を形成していたことを意味しているのであるが、その虎崇拜のありかたは、中巴国やあるいは小巴国における他の崇拜物を排斥するというものではなく、その間に優劣をつけないいわば相互認定的なものであったのではなかろうか。三洞橋出土の青銅勺や万県出土の虎鈕罇于盤部に見られる、虎と他の神格との融即現象は、そういった精神的なありかたを反映していると考えてよいと思う。

すでに小巴国、中巴国と設定してきたのであるから、この広大な巴文化圏は“大巴国”の領域であるということができよう。ただこの大巴国には、一つの王権が全域を中央集権的に支配するといったような政治構造を見いだすことができないし、そうであるばかりか、

むしろ互いに互いの崇拜を認定し、しかも融即しあうような協同的關係が想定されるのである。崇拜とか信仰とかいった精神的な紐帯によって、ゆるやかに結合された広域圏、これが大巴国の様相ではなからうか。

おわりに

中国古代における王朝や国家の構造という、いわゆる賦と税の負担制度、封建制や郡県制、国家祭祀と地方祭祀といったことが必ず問題にされるが、巴国の場合それらの内容を復原することはほとんど不可能である。それは史料が絶対的に欠乏しているからであるが、史料が絶対的に欠乏しているということは、そもそも記述するに足る内容が存在しなかったからではなからうか。その可能性はきわめて高いであろう。

巴国の場合、小巴国の独立性はかなり強かったと考えられる。秦漢以降の西南地区の状況を記した史料は、多数の“君長”が存在していたことをしばしば伝えているが、この君長はその拠って立つ地勢からいっても、おそらく小巴国首長の後身であったはずである。彼らは“君長”とよばれるように独立王国の君主の如き地位を保持していたのであり、それはまた小巴国の首長のありようをかなりの程度反映しているであろう。

小巴国が複数結合される場合、政治的には中巴国の範囲が限度ではなかつたろうか。それは、中巴国の後身といってよい近世以降の土司政権が、ほぼ同じ領域をもってそれぞれが政治的に独立し、それ以上の広域的な政治圏を形成することがほとんどなかったことにも示されている。軍事的徴発権といった政治的権力が及ぶ範囲は、中巴国の範囲を出ることはなかつたと思われるのであり、それには地勢が影響していることはいうまでもない。

小巴国や中巴国の独立性の強さを考えると、その首長層のなかに王号を称する者が複数存在した可能性は、けっして低くはないと思うが、どうであろうか。

したがって、大巴国という設定も可能ではあるが、だからといって強い政治的まとまりもった広域な国家圏が想定されるわけではない。張儀が巴国を滅ぼしたというのも、おそらく有力な一つの中巴国を滅ぼしたというのが実際であり、そもそも他の中巴国との間に政治的つながりはほとんどなかつたのであるから、これでもってすぐに秦の支配が巴族・巴文化の全域に及んだわけではない。依然として独立性の強い中巴国や小巴国があちこちに存在していたはずであり、秦漢以降の王朝がここに郡県制的な支配を実質的にしくことが困難であったとされることからしても、その独立性は長く維持されたに相違ない。

思うに殷・周・秦・楚など、そういった国家を形成せしめた集団も、もともとは小巴国とか中巴国のような地域的集団であったはずである。その拠っていた地勢が辺境地帯のそれであることもきわめて似ている。とすれば、小巴国や中巴国の内容を復原することは、殷・周・秦・楚などの主権集団の本来の性格を復原するに当たって、一つの有効なモデルを提供することになるはずである。一方、殷・周・秦・楚などのそのような当初の集団は、小巴国や中巴国の段階にとどまることなく、黄河流域や長江流域に進出して、大巴国の領域をはるかにこえた大領域国家を形成した。そこには、そういった大領域国家を形成しえ

なかった巴国諸集団との対比が生じるはずであり、なぜ可能でありなぜ不可能であったかという問題の解明を通して、地域集団の古代的発展過程を考察することが可能になる。この場合にも、小巴国・中巴国・大巴国の構造が有効な資料として機能するであろうことはいうまでもない。

小稿は、2009年11月7、8日の両日、重慶師範大学で開催された「三峡考古発現与巴文化學術研討会」において「我們怎樣地復原巴国的結構？」と題して口頭発表した内容を、口述原稿をもとに整理したものである。口述原稿の3倍ほどの字数となっているが、それでも腹案を概略的に提示したものにすぎない。論題に「(梗概)」という付題をつけたのはそのためであり、註を最小限にとどめたのも梗概であることを考慮したためであることを、ここにことわっておきたい。

註

- (1) 王善才主編『中国早期巴文化：長陽香炉石遺址発掘与研究』（1997年）。
- (2) (5) 長陽土家族自治县民族文化研究会・長陽土家族自治县民族事務委員会合編『廩君的伝説』（1995年）。
- (3) 以下の碑文については王曉寧編『恩施自治州碑刻大観』（恩施州民族研究叢書・2004年・新華出版社）。
- (4) 以下の八部大王伝説については張子偉『湖南省永順県和平郷双鳳村土家族的毛古斯儀式』（1996年）
- (5) 谷口満「鼈霊伝説の背景 長江上中流域における巴系民族の動向」（『東北大学東洋史論集』十輯）。

図版出典

- 図1 吳怡「記成都出土幾件彫有図騰紋飾的青銅器」（『成都文物』1986 3）。
- 図2 李純一『中国上古出土樂器綜論』（1996年・文物出版社）。

初校の段階で、重慶師範大学楊華教授から、奉節永安鎮出土戦国青銅器蓋の写真が、添付ファイルで送られてきた。許可をえてここに転載しておく。

「帝国」としての「キリスト教国」

普遍教会会議決議録における平和と十字軍の言説

櫻井 康人

はじめに

中世ヨーロッパ世界は、二度の西ローマ帝国の復活を経験した。一度目は800年のフランク国王カールへの皇帝戴冠であり、二度目は962年の東フランク国王オットー1世への皇帝戴冠である。そして、後世に生きる我々は、何の疑いもなく前者の出来事をもってしてフランク帝国の誕生とし、後者の出来事をもってして西ローマ帝国（12世紀より神聖ローマ帝国）の誕生とする。もちろん、これらの言葉自体に問題はない。なぜならば、紛れもなく中世ヨーロッパの皇帝たちは自らに「皇帝」imperatorの称号を帯びさせたからであり、従って彼らの支配領域を「帝国」とみなすのは当然のこととして考えられるからである。しかし、中世ヨーロッパの「帝国」は、「命令権」imperiumという政治上の職権に立脚する古代ローマの「帝国」とも、複数国家を様々なレヴェルで支配・統合することによって実現される近代以降の「帝国」とも、その性格を大きく異にする。中世ヨーロッパの皇帝に求められたのは、一方では「キリスト教国」Christianitasを外敵、すなわち異教徒から防衛することであり、もう一方ではその内部においても「平和」pax・「安定」quies・「協和」concordiaを体現することであった⁽¹⁾。すなわち、あくまでも理念上の問題ではあるが、ここにおいて「帝国」と「キリスト教国」は相互に言い換えることが可能なのである。そして、逆説的ではあるが、「キリスト教国」の「平和」を実現するものが「皇帝」となりえる余地が、中世ヨーロッパ世界には残されていたのである。このことについては、レオン国王アルフォンソ7世の皇帝戴冠が端的な例として示されうであろう。

周知のように、1095年のクレルモン地方教会会議において、教皇ウルバヌス2世は「神の平和」を公示し、また会議終了後には、異教徒からの東方キリスト教徒の防衛の必要性を訴えた。すなわち、内的には「平和」を、外的には「十字軍」を呼びかけたのであり、ここにおいて教皇は自らを「キリスト教国」の支配者として位置付けることに成功したのであるが、言わばそれは皇帝の権利・義務を侵害する越権行為でもあったのである⁽²⁾。

以上より、本稿では、「平和」および「十字軍」をデバイスとして、教皇が自らをその支配者たることを可能にした「キリスト教国」が、中世ヨーロッパ的帝国の一形態である

(1) Cowdrey, H., "The Reform Papacy and the Origin of the Crusades", *Le concile de Clermont de 1095 et l'appel à la Croisade*, Rome, 1997 (以下、「Reform」と略記), p. 72; Id., "From the Peace of God to the First Crusade", Ramos, L. (ed.), *La primera cruzada, novecientos años después*, Castelló d'Impressió, 1997 (以下、「From the Peace」と略記), p. 52.

(2) Cowdrey, "Reform", p. 74 f.; Id., "From the Peace" p. 55.

ことを前提として話を進めていくこと、そしてその上で、筆者の専門領域である十字軍史研究の観点から「平和」と「十字軍」の関係を考察していくことが本稿の主たる目的となることを予め断っておきたい。

本論に入る前に、まず次章において、十字軍研究分野における「平和」と「十字軍」との関係についての従来の研究の流れを概観し、そこにおける問題点を明示することにより、本稿の目的をより明確にしたい。

1 研究史と問題の所在

神の平和運動と十字軍運動とが何らかの関係を持つことについては、かねてより一般的に認められてきたことであり、現時点においても通説的に捉えられている⁽³⁾。しかし、そもそもウルバヌス2世のクレルモン演説において、両者の関係が明示されているからであろうか⁽⁴⁾、膨大な蓄積を持つ十字軍史研究分野において、それを主たる対象とした研究は驚くほど少ない。また、一口に両者の関係といってもその関係の捉え方については一様ではなく、それは大きく分けて次の二つに区分されうる。

まずは、十字軍が(神の)平和に寄与したとの見解である。遠方へと旅立たねばならない十字軍士は、とくに近隣の諸勢力との係争の最中であつた場合、常にその所領が他者により侵害される危険性に曝されていた。後述するように、もちろん教皇庁も十字軍士に財産の保護特権を与えるなどの対応策を行っていたが、これから出立せんとする十字軍士たちは、事前に近隣の聖俗有力者を集めて平和を確認する作業の必要性に迫られ、その結果として平和運動が広まっていったのである⁽⁵⁾。この見解が提示するのは、教皇の言説・理念とは切り離されたところにおいて、現実問題として地域レベルで十字軍と平和運動が密接に絡みついていた、ということである。

今ひとつは、そしてより十字軍研究の流れにおいてより重要かつ中心となるのは、神の平和運動と十字軍との理念的結び付きに主眼を当てたものである。ここで言う十字軍理念

(3) この点について最も影響を与えているのは、E・ドラリュエルとJ・プラワーの見解であろう。Delaruelle, E., "Essai sur la formation de l'idée de croisade", *Bulletin de littérature ecclésiastique*, 45, 1944, pp. 13-46; Id., "Paix de Dieu et Croisade dans la chrétienté du XII^{ème} siècle", *Paix de Dieu et guerre sainte en Languedoc au XIII^{ème} siècle*, Fanjeaux, 1969, pp. 51-71; Prawer, J., *Histoire du royaume latin de Jérusalem*, 1, Paris, 1969, pp. 139-141.

(4) 八塚春児「第一回十字軍の召集(一) フーシェ・ド・シャルトル」『桃山歴史・地理』19、1982年、27~37頁; 同「第一回十字軍の召集(二) 修道士ロベール」『桃山歴史・地理』20、1983年、15~23頁; 同「第一回十字軍の召集(三) ボードリ・ド・ドル」『桃山歴史・地理』21、1984年、27~39頁; 同「第一回十字軍の召集(四) ギベール・ド・ノジャン」『桃山歴史・地理』22、1985年、19~32頁; 同「第一回十字軍の召集(五) ウィリアム・オブ・マームズベリ」『桃山歴史・地理』23、1986年、21~30頁; 同『十字軍という聖戦』NHKブックス、2008年、28~56頁; Munro, D., "The Speech of Pope Urban at Clermont, 1095", *American Historical Review*, 11, 1906, pp. 231-242.

(5) 例えば, Bonnaud-Delamare, R., "La paix en Flandre pendant la première croisade", *Revue du nord*, 38, 1956, pp. 147-152; Id., "La paix de Touraine pendant la première croisade", *Revue d'histoire ecclésiastique*, 70, 1975, pp. 749-756; Weiler, B., "The *Negotium Terrae Sanctae* in the Political Discourse of Latin Christendom", *International History Review*, 25, 2003, pp. 1-36.

とは、正戦理念および聖戦理念のことであると考えるとよいであろう。この問題に本格的に踏み込んだのは、L・マッキニーであり、C・エルトマンであった。⁽⁶⁾ とりわけ、十字軍理念の形成に至る背景を諸側面から考察した後者の見解は、その後の十字軍研究を大きく進展させることとなった。エルトマン・テーゼについては、いくつかの邦語文献でも紹介されているので、⁽⁷⁾ ここでは簡単に触れるに留めるが、エルトマンの主たる目的は、聖戦理念を現実のものとするようになった十字軍を帰着点として、その前段階で醸造された理念的背景を証明することに置かれた。その中で、エルトマンが聖戦理念を形成する一要素として考えたのが、正しき戦いあるいは聖なる戦いと悪しき戦いとを峻別する結果を生んだ神の平和運動であったのである。しかし、十字軍を呼びかける側である教皇・教会という観点からの展開を試みたエルトマンの説は、十字軍参加者の観点からの考察を試みた研究者により、異を唱えられることとなる。

神の平和運動との関連はその視野に置かれていないものの、かつエルトマン・テーゼに対する批判・修正をその目的とはしていないものの、第1回十字軍に関わる書簡史料の分析を行った八塚春児は、参加者が十字軍を聖戦として理解していたか否かについて疑問を呈する。⁽⁸⁾ そして、より痛切かつ直接的にマッキニーやエルトマンの見解の否定を試みたのが、M・バルである。⁽⁹⁾ バルは、そもそも神の平和運動が起こったアキテーヌ地方において、その運動は長くは続かなかったこと、アキテーヌ内部においてもそれは北部および西部には浸透しなかった、すなわち地域差が大きかったこと、運動の主体はあくまでも少数の貴族層に留まり、運動はより広い騎士層には影響を与えなかったこと、かつアキテーヌ公ギョーム5世およびギョーム6世以降の公たちは、運動に対して関心を示さなかったことなどを根拠として、神の平和運動と十字軍運動の断絶性、ひいては無関係性を強く主張したのである。そもそも、バルの目的はその師であるJ・ライリー＝スミス⁽¹⁰⁾の見解を補強することにあつたのであろう。ライリー＝スミスは、エルトマンの主眼が第1回十字軍に至る背景を探ることに置かれたために、十字軍理念そのものの検討がなされなかったことを問題点として指摘した上で、十字軍士の経験を通じてヨーロッパ世界に十字軍理念が成熟するのは1140年代であったことを綿密な史料分析より導き出す。その際にライリー＝スミスが重視したのは、十字軍参加者たちの心性であった。ここに、エルトマンの見解をある程度受容しつつも、ウルバヌス2世以降にける十字軍理念の発展を重視する多元主義史観が完成することとなるが、⁽¹¹⁾ ライリー＝スミス自身は神の平和運動との関連においては

(6) Mackinney, L., "The People and Public Opinion in the Eleventh-Century Peace Movement", *Speculum*, 5, 1930, pp. 181-206 (以下、"People"と略記); Erdmann, C., *Die Entstehung des Kreuzzugsgedankens*, Stuttgart, 1935, Baldwin, M. and Goffart, W. (trans.), *The Origin of the Idea of Crusade*, Princeton, 1977.

(7) 八塚春児「『非聖地十字軍』と十字軍の『政治化』」『月刊歴史教育』3、1979年、36～41頁; 同「第一回十字軍の召集」『歴史と地理』471、1994年、7～9頁。

(8) 八塚「開始期の十字軍における巡礼と聖戦」『桃山歴史・地理』28、1994年、46～63頁。

(9) Bull, M., *Knightly Piety and the Lay Response to the First Crusade*, Oxford, 1993.

(10) Riley-Smith, *The First Crusade and the Idea of Crusading*, London, 1986.

(11) 十字軍研究の学派については、拙稿「十字軍運動」佐藤彰一・池上俊一・高山博編『西洋中世研究入門 増補改訂版』名古屋大学出版会、2005年、118～120頁、参照。

基本的にはエルトマンの見解を踏襲している。従って、バルはライリー＝スミスの積み残した作業の穴埋めを行った、と言ってよいであろう。

しかし、バルの説もまた痛烈な批判に曝されることとなった。H・カウドリーは、神の平和運動の间歇性を主張した上ではあるが、神の平和運動と十字軍との連続性を主張する。ただし、カウドリは完全にエルトマン・テーゼに立ち返ることはなく、一方で両者の断絶点、すなわち、両者の間に理念上の直接的結び付きは確認されないこと、神の平和運動は12世紀には世俗権力の指導下に置かれること、騎士層を広く十字軍運動に引きつけたのは「平和」ではなく「恩典」であったことも併せて主張するのである。また、J・フローリは、神の平和運動と十字軍運動は論理的に矛盾しないとしてバルの説を退ける。しかし、カウドリと同様、両者の連続性には制限を加える。フローリは、神の平和運動が十字軍理念に寄与したのは、平和と戦争の規律化のみであったとし、両者の関係をより直接的に見たカウドリ⁽¹²⁾の見解をも否定する⁽¹³⁾。

このように見てくると、今日では確かにエルトマン・テーゼは批判・修正されているが、バルの見解を例外として根本的に神の平和運動と十字軍運動の連続性が否定されることはなく、むしろそれはほぼ全ての研究者が前提とし、通説として受け入れているとさえ言える⁽¹⁴⁾。見解の相違は、両者の間にはどのレベルにおいて、どの程度の理念的結び付きがあったのか、ということに対する捉え方の違いである。ともかくも、神の平和運動は、十字軍理念を支える一要素として考えられ、クレルモン教会会議においてそこに吸収されてしまったと考えられているのである。すなわち、神の平和運動の観点から考察を行う者にとっては、第1回十字軍が結実点であり、十字軍の観点から考察を行う者にとっては神の平和運動が出发点として捉えられているのである。上述のように、その根拠はウルバヌス2世の演説そのものに求められる。しかし、周知のように、ウルバヌス演説の記録は公的なものではなく、第1回十字軍の後に幾人かの年代記作者の作品に盛り込まれたものであることを考えると、果たして神の平和運動と十字軍運動との関係はウルバヌス演説で完成形を見て、その後不変のものであったのか、という単純な疑問が浮かぶのである。このような単純な疑問に対するアプローチがこれまでに試みられなかった要因のもう一つには、古くはマッキニーが主張しているように⁽¹⁵⁾、多くの研究

(12) Cowdrey, "From the Peace", pp. 51-61.

(13) Flori, J., "L'église et la guerre sainte de la «paix de Dieu» à la «cruisade»", *Annales, Économies, Sociétés, Civilisations*, 47, 1992, pp. 453-466; Id., *La guerre sainte: La formation de l'idée de croisade dans l'Occident chrétien*, Paris, 2001, pp. 59-99, pp. 320-323; Id., "De la paix de Dieu à la croisade? Un réexamen", Kedar, B., Riley-Smith and Nicholson, H. (ed.), *Crusades*, 2, Aldershot, 2003, pp. 2-23. なお、F・カルディーニも同様の見解を持つ。Cardini, F., *Alle radici della cavalleria medievale*, Firenze, 1982. 主に、フローリの主眼は、「内なる暴力を外なる暴力へ」、「外への戦争による内の平和」といった類の古典的見解を否定することに置かれる。なお、E・ブレイクは、神の平和運動はあくまでもローカルな運動であったとして、十字軍運動との区別を行う。しかし、理念上の問題では、神の平和運動が十字軍運動に与えた影響を認めている。Blake, E., "The Formation of the 'Crusade Idea'", *Journal of Ecclesiastical History*, 21, 1970, pp. 11-31.

(14) これについては枚挙に暇がない。ここでは、十字軍を概観した近年の書の中で最も優れたものの一つである、A・ジョティシキの書を挙げるに留める。Jotischky, A., *Crusading and the Crusader States*, London, 2004, pp. 31-36.

(15) Mackinney, "People", p. 182.

者が神の平和運動は 12 世紀に世俗の平和運動へと取って代わられたということを前提としているからであろう。確かに、現実的・実践的側面においては、このように考えることは妥当かもしれない。第 1 回十字軍以降における十字軍理念の形成を重視したライリー＝スミスの視座は非常に重要であるものの、彼がその考察対象に神の平和運動を含めなかったのもこれゆえであろうか。しかし、以下に見るように、第 1 回十字軍以降においても、教皇の言説から神の平和が消滅してしまうわけではないのである。

以上のことから、筆者の目的は、従来の研究において看過されてきた第 1 回十字軍以降の神の平和運動と十字軍運動との関係およびその変遷を、教皇の言説から考察することに置かれる。紙幅の都合上、本稿ではその第一歩として、普遍教会会議の決議録を対象を限定し、従って *Quantum praedecessores* (1146 年)、*Quantum praedecessores* (1165 年)、*Inter omnia* (1169 年)、*Cum gemitus* (1169 年)、*Non sine gravi dolore* (c. 1170 年)、*Ingemiscimus et dolemus* (1173/4 年)、*Cum orientalis terra* (1181 年)、*Cor nostrum* (1181 年)、*Cor nostrum* (1184/5 年)、*Cum cuncti praedecessores* (1184 年)、*Audita tremendi* (1187 年)、*Post miserabile* (1198 年)、*Ne nos ejus* (1208 年)、*Quia maior* (1213 年) といった十字軍勅令⁽¹⁷⁾については本稿では触れないこととなる。普遍教会会議決議録は、当時の教皇庁にとって最も広範囲にわたる意思表示の場となりえ、能う限り広範囲のキリスト教徒に向けられたものであり、地域性の差異を乗り越えた言説がそこに見られると考えるとよいであろう。さらに、そこには当時の教皇庁にとっての社会問題を反映していると考えられ、従って、そこにはより集合的な十字軍理念が反映されているとも考えられよう。にもかかわらず、とりわけ 12 世紀の普遍教会会議決議録が十字軍史研究の分野において不思議と検討対象とされることがほとんどなかった、ということを最後に付言しておきたい。

(16) 本稿では、基本的には H・イエディン版を用いる。Jedin, H.(ed.), *Conciliorum oecumenicorum decreta*, 3a ed., Bologna, 1972. また、現代語訳も幾つかあるが、中でもとりわけ N・ターナー版を参考にした。Tanner, N., *Decrees of the Ecumenical Councils*, vol. 1, London, 1990 (以下、*Decrees* と略記)。

(17) ここでは、それぞれの勅令の出典のみを順に記しておく。Ottonis episcopus et Ragewinus praepositus Frisingensibus, "Gesta Friderici I. Imperatoris", Wilmans, R.(ed.), *Monumenta germaniae historica, Scriptorum*, 20, Hannover, 1868, Nachdr. 1989, S. 371-372; Migne, J.-P. (ed.), *Patrologiae cursus completus latinae*, 200, Paris, cols, 384-386 (以下、*PL*と略記); Migne, *PL*, 200, cols, 599-601; Migne, *PL*, 200, cols, 601-602; Migne, *PL*, 200, cols, 927-928; *Guilielmi Neubrigensis Historia sive Chronica rerum anglicarum...additionibus locupletata longeque emendatius quam antehac edita, studio... Thomae Hearnii, qui et praeter Joannis Picardi annotationes suas etiam notas et spicilegium subiecit. Accedunt homiliae tres eidem Guilielmo...adscriptae...*, Oxonii(Oxford), 1719, p. 664; Migne, *PL*, 200, cols, 1296-1297; Migne, *PL*, 200, cols, 1294-1296; Kehr, P., "Papsturkunden in Sizilien", *Nachrichten von der königlichen Gesellschaft der Wissenschaften zu Göttingen. Philologische-historische Klasse*, 1899, S. 329 f.; Stubbs, W. (ed.), *Gesta regis Henrici secundi benedicti abbatis: The Chronicle of the Reigns of Henry II. and Richard I. A.D. 1169-1192; Known Commonly under the Name of Benedict of Peterborough*, 1, London, 1867, rep. 1965, p. 332 f.; "Historia de expeditione Friderici imperatoris"; Choroust, A. (Hrsg.), *Monumenta germaniae historica, Scriptorum rerum germanicarum, nova series*, 5, Berlin, 1928, S. 6-10; Migne, *PL*, 214, cols, 308-312; *Id.*, 215, cols. 1354-1358; Tangl, G., *Studien zum Register Innocenz' III*, Weimar, 1929, S. 88-97.

2 12世紀の普遍教会会議決議録

(1) 第1回ラテラノ普遍教会会議 (1123年3月18日～3月27日)

第1回十字軍は聖地の回復という目的を達成したものの、それによって誕生した聖地国家の状況は不安定なものであった。とりわけ、1119年のいわゆる「血の平原の戦い」は、ヨーロッパ世界に東方世界への援助の必要性を痛切に感じさせることとなった。⁽¹⁸⁾このような状況で、教皇カリクトゥス2世によって召集・開催されたのが第1回ラテラノ普遍教会会議である。この会議の開催のより直接的な起因が前年に締結されたウォルムス協約であったことは周知のことであろうが、⁽¹⁹⁾全22カノンからなる決議条項の中には、神の平和・休戦および十字軍に関するものも含まれる。第8カノンから第15カノンまでの8つのカノンが俗人に関する事柄について触れている。まず第8カノンは俗人による教会の事物への関与の禁止について、第9カノンは近親婚の禁止についてであり、続く第10カノンで次のような十字軍に関する事項が現れる。

(第10カノン) エルサレムへと向かい、キリスト教の民の防衛および異教の暴君を打ち倒すことに効果的に助力を提供する者たちに対し、その罪の赦しを承認し、教皇ウルバヌスによって定められたように、その家屋・家族・全財産を、聖なるペテロとローマ教会の保護下に受け入れる。彼らが旅に出ている間に、その家屋・家族・財産をあえて差し押さえたり奪ったりする者は、いかなる者であれ破門の罰でもって罰せられる。そして、エルサレムあるいはスペインへの旅のために、その衣服に十字の印を置いたことが、(その後)それを外したことが認められた者(十字軍宣誓不履行者)に対して、再び十字の印を受け取り、次の復活祭からその次の復活祭の間に旅を貫徹するように、教皇の權威により命ずる。さもなくば、その時よりその者を教会の入場から隔離し、その全ての所領においてなされる、幼児の洗礼と死者の告解を除く神の職務を禁ずる。

[() 内は筆者による補足。以下、同じ。]

十字軍宣誓不履行の問題はさておき、ここからは次の二点を指摘しておきたい。一点目は十字軍特権に関することである。十字軍特権については、それを巡礼特権とイコールで結ぶ伝統主義的史観と、十字軍特有の特権とみなす多元主義的史観との間で見解の相違が見られるが、この条項を見る限り、巡礼者に与えられる贖罪は自明の理として前提とされ、付加的に保護特権が付与され、しかも後者についてはウルバヌス2世の教令が根拠とされ

(18) Phillips, J., *Defenders of the Holy Land : Relations between the Latin East and the West, 1119-1187*, Oxford, 1996, pp. 1-18.

(19) なお、それぞれの会議のより詳細な状況については、イエディン版およびターナー版におけるそれぞれの会議のテキストの前に付けられた補足説明、および、イエディン(梅津尚志・出崎澄男訳)『公会議史 ニカイアから第二ヴァティカンまで』南窓社、1986年、50～76頁を参照されたい。

ていることが解る。すなわち、このことは多元主義的史観がより妥当であることを示すのである。それに関連して二点目は、十字軍士不在時においては、その財産が平穩に守られるべきこと、およびその侵害者には破門罰が下されることが明示されていることである。このことは、より現実的な財産保護という側面においてはああるが、先述の十字軍による平和への寄与についての可能性を示唆する。少なくとも、教皇の言説において、両者は結び付けられていたと言えるのである。

しかし、十字軍運動と神の平和運動が果たして密接に絡みついていたのか、ということになると疑問符を付けざるをえない。なぜならば、神の平和・休戦の条項（第15カノン）との間に、4つの条項（第11カノン：ローマ教皇庁近辺の地における悪しき慣習の廃止（相続人なくして死去した者の遺産が、遺言に反して分散されないように）、第12カノン：俗人が教会の祭壇に捧げられた物を持ち出すことの禁止、第13カノン：偽造貨幣を意図的に用いることの禁止、第14カノン：ローマ等への巡礼者に対する攻撃・略奪、商人への不当な税の要求の禁止）が挟まれ、言説の上では両者の関連を確認できないからである。⁽²⁰⁾ 12世紀前半の段階における教会法がまだ理論的な確立を見ていないことを考慮に入れたとしても、次の記すように、第15カノンの条文そのものからも十字軍との関連はおおよそ見て取ることにはできない。

（第15カノン）神の平和・休戦について、および放火について、そして公道（の安全）について、我らの先人たるローマ教皇たちによって定められたことを、聖霊の権威によって承認する。

なお、次に記す巡礼者の保全について触れた第14カノンにも、十字軍との関連を見ることはできない。

（第14カノン）もしローマへの巡礼者や、使徒の墓や他の聖なる礼拝堂を訪れんとする巡礼者を捕縛したりその持ち物を略奪したり、また商人を新たな税の不当要求によって困惑させんとすれば、その損害が賠償されない限り、破門される。

（2）第2回ラテラノ普遍教会会議（1139年4月2日～4月17日）

教皇インノケンティウス2世によって召集・開催されたこの会議は、長年にわたり対峙した対立教皇アナクレトゥス2世の死去に伴い、混乱を収拾することを目的とした。全30カノンからなる条項の内、第10～20カノン、および第29カノンが俗人を主たる対象とする。第10カノンで10分の1税徴収権を俗人が持つことが禁じられるのに続き、神の

⁽²⁰⁾ 周知のように、第1回ラテラノ普遍教会会議、および続く第2回ラテラノ普遍教会会議については、正式な記録が残っておらず、その決議録は書簡・年代記等から再構成されたものである。しかし、そこに教皇の言説が反映されていると考えることは可能であろう。

平和および神の休戦が条文化される。

(第 11 カノン) 司祭、聖職者、修道士、巡礼者、商人、往来するあるいは農地にいる農民、および畑を耕すあるいは農地に種子を運ぶ動物、そして牛は、いかなる時も安全であるように命ずる。

(第 12 カノン) 第四の日 (水曜日) の日没から第二の日 (月曜日) の日の出まで、降臨節から公現祭後 8 日目まで、五旬節から復活祭後 8 日目まで、休戦が全ての者によって侵されることなく遵守されるよう命ずる。もし誰か休戦を破らんとする者があれば、そしてその者が 3 回の警告の後に損害を賠償しないのであれば、司教はその者に破門の判決を下し、近隣の司教たちに書簡でもってその旨を告げるべし。そして、司教たちは破門されし者を受け入れるべきではなく、各司教は書簡でもって判決を受け入れたことを承認すべし。もし誰か敢えてこれを侵さんとする者があれば、その地位は危うくなるであろう。「三つの綱はたやすくは切れない」(『伝道の書』4:12) とあるので、司教たちが、唯一の神と人々の救済を敬いつつ、全ての無気力を遠ざけて、確かに平和が保たれるために、互いに助言と助力を差し出し、個人的な愛憎によってこのことが看過されることのないよう命ずる。もし誰かこの神の職務に無気力であることが見出されるのであれば、その地位は失われることとなる。

続く第 13 カノンで貪欲および利子に対する批難 (特に聖職者によるそのような行為の禁止) を挟んだ後、第 14 カノンではトーナメントの禁止、第 15 カノンでは教会人への暴行の禁止が条文化され、フローリの言葉を借りると、暴力の規律化がより体系的に試みられる。

(第 14 カノン) 騎士たちが、契約を交わして習慣的に集まり、その男らしさや大胆さを顕示するために軽々に争い合い、そしてしばしば死と魂の危険へと至る忌むべき祭り騒ぎがなされることを、完全に禁ずる。もし誰かその際に死に至るのであれば、贖罪と臨終の聖体拝領が要求されることは拒まれないにしても、その者には教会の埋葬はなされない。

(第 15 カノン) 同時に、もし誰か、悪魔に誘惑され、かくのごとき洗聖の罪、すなわち聖職者・修道士に暴行を加えるという罪を犯す者があれば、自ら教皇庁へとやって来てその命令に服すまで、その者は破門の軛の下に服し、もしその者が死に瀕しているのであれば、誰も司教はその者を敢えて解放してはならないことを決定する。また、教会や墓地に避難する者に、誰も敢えて暴行を加えないよう命ずる。もしこのことをなす者があれば、その者は破門される。

そして、第 16 カノンでの聖職の相続の禁止、第 17 カノンでの近親婚の禁止を挟んで、第 18 カノンで十字軍に関する条項が現れ、さらに第 19 カノンがそれを補う。幾つかの回り道を挟むものの、この流れを一瞥すると、俗人による暴力およびその他道徳の規律化と十字軍とが密接に絡みついているように思われる。しかし、第 18 カノンの内容にまで目をやると必ずしもそうではないことが理解される。

(第 18 カノン) まことに最悪の荒廃を導く恐るべき放火の害悪を、神と聖なる使徒ペテロとパウロの権威により、完全に忌避し禁ずる。なぜならば、この災いなる敵意に満ちた荒廃の行為は、他の全ての略奪行為を凌駕するからである。それがいかに神の民にとって有害であり、いかに魂および肉体に損害をもたらすか、誰も知らぬ訳ではない。従って、人々の安全のために、かくも災いなる、かくも有害なることが根絶されるよう一層の努力がなされ、あらゆる方法で取り組まれるべきである。従って、もし誰かこの我々の禁止の告知の後に、悪なる欲求により、あるいは憎しみのため、あるいは復讐のため火を放つ、あるいは(他の者に) そうさせる、あるいは意図的にそうするように助言や助力を差し出す者があれば、その者は破門される。そして、放火者が死去した場合、キリスト教徒としての埋葬はなされない。そして、もし先ずその者がもたらした損害に対してその財力に応じて弁済し、今後放火を行わないことを誓わないのであれば、破門が解かれることはない。その上で、エルサレムかスペインに丸 1 年間、神に奉仕し続けるのであれば、その結果として彼には贖罪が与えられる。

(第 19 カノン) もし誰か大司教や司教でこのことを緩和する者があれば、その者が損害を賠償し、かつ 1 年間司教職を解かれる。

ここでは、あくまでも放火の罪、およびその贖罪の舞台として十字軍が設定されているのである。すなわち、この段階においても神の平和と十字軍とは、言説の上では結び付けられておらず、かつ十字軍はそれ自体が目的ではなく、贖罪の手段として設定されているのである。⁽²¹⁾

(3) 第 3 回ラテラノ普遍教会会議 (1179 年 3 月 5 日 ~ 3 月 19 日)

第 3 回ラテラノ普遍教会会議も、長期にわたる対立教皇 (ウィクトール 4 世・パスカリス 3 世・カリクストゥス 3 世) との対峙によって引き起こされた混乱を収束させることを目的

⁽²¹⁾ なお、第 20 カノンは大司教・司教の助言に基づく国王・諸侯権の承認についてであり、第 29 カノンは、「人を死に至らしめ、そして神に忌み嫌われる弩兵や弓兵という手段が、キリスト教徒およびカトリックに対して行使されることを、アナテマの下で金輪際禁ずる」というように、キリスト教徒を攻撃するために雇われた弓矢兵の破門についてである。このように、第 29 カノンにも十字軍との関係を見て取ることはできない。

にして、教皇アレクサンデル3世によって召集・開催された。全27カノンからなる条項を概観すると、以前の2つの普遍教会会議に比して、より現実的問題およびその対応策を扱っており、教会法としての整備も進んでいるように思われる。その内、第18カノンまでが教会を、第19カノン以降が世俗の事柄を中心に扱っている。まず第19カノンで俗人支配者が教会に負担をかけることを禁止する旨に触れた後に、第20カノンでトーナメントの禁止、第21カノンで神の休戦、第22カノンで神の平和と続く。以下に見るように、この3つの条項はそれぞれ順に上記の第2回ラテラノ普遍教会会議の第14カノン、第12カノン、第11カノンと内容をほぼ同じにするのでここでの引用は避けるが、順序を入れ替えたことによって相互の繋がりがより明確かつ強くなっていることは指摘しておきたい。さて、そして第23カノン（癩病者たちが独自の教会や司祭を持つことができる旨）を挟んで次に現れるのが、ムスリムとの交易を禁止した条項である。

（第24カノン）かくも激しい貪欲がある者の魂を捉えているので、その者はキリストの名の下に悦びつつも、サラセン人に鉄製の武器と船の材料となる木材を運び、彼らと相似た者となる、あるいは悪なる点で彼らに勝る者となり、さらにはキリスト教徒を攻撃するための武器や必需品を彼らに送っているのである。さらに、その貪欲のため、サラセン人の船や海賊船で船長や舵取りとなる者もいる。従って、かくのごとき者は、教会の交わりから切り離され、その不合理さゆえに破門に服し、その財産は、カトリックの世俗諸侯や都市の執政者により、罰として没収され、そしてその者が捉えられたら、捕獲者の奴隷となることを承認する。また、海岸都市の教会を通じて、繰り返しかつ謹厳に、彼らに対して破門が告知されるよう命ずる。また、交易あるいは他の名誉ある理由のために航行するローマ人や他のキリスト教徒を敢えて捉えたり、その所持品を略奪したりする者に対して、破門の罰が下される。また、（キリスト教）信仰の規律に則って助力が差し出されるべきである難破で苦しんでいるキリスト教徒に対して、非難されるべき貪欲ゆえに、その所持品を略奪せんとする者は、略奪物を返還しないのであれば、自身が破門に服することを知るべし。

一見するとこの条項は十字軍と関連を持つようであるが、あくまでもその趣旨は貪欲の罪であり、続く第25カノン（徴利の禁止）との結び付きが強い。ただし、後述するように、第24カノンの内容は13世紀になると十字軍勅令の中に盛り込まれていくこととなることをここに指摘しておく。

さて、第24カノンのように、第26カノン（ユダヤ人とムスリムはキリスト教徒奴隷を保持できない旨）でもムスリムが登場するが、話の力点はユダヤ人に置かれ、ムスリムについては、「ユダヤ人もサラセン人も、子供を育てるという口実であったとしても、奉公人やいかなる他の理由によっても、キリスト教徒の奴隷をその家屋に保持することは許されない。そして、彼らと敢えて共住する者は破門される」との一文で触れられるのみである。

ともかくも、普遍教会会議決議録に「サラセン人」Saraceni という語が登場するのはこの会議が始めてであり、かつ最後の第 27 カノンが十字軍に関する条項である。もしそれが聖地十字軍についての条項であったとするならば、話しが非常にスムーズに流れるのであるが、以下に見るように、そう都合良くはいかないようである。

(第 27 カノン) 聖なるレオ (1 世) が言われたように、司祭の見識に適合した教会の教説は、血の復讐 (の正当性) を証明することはできない。しかし、血の復讐には、カトリックの諸侯の法が援用されるので、しばしば人々は、肉体罰が身の上に生ずることを恐れている時に、靈的救済を求めるのである。それがため、ガスコーニュ、アルピおよびトゥールーズの一部や他の場所で、ある者はカタリ派と、ある者はパタリアと、ある者はブブリカーニと、またある者はその他の名で呼ぶところのかくも邪なる者 (異端者) が、すでに罪と認められた不条理を強めているので、ある者がその悪質さを他の者に示すがごとく、秘密裏にはなく公然とその誤りを示し、単純な者や弱者をその仲間へと誘い寄せているので、彼ら、彼らを庇護する者、および彼らを受け入れる者に対し、アナテマの下に服すよう決定し、そしてアナテマの下、誰も彼らをもその家屋や領地に留めたり、愛護したり、彼らと交易することを敢えてすることを禁ずる。もし誰かこの罪の中に死去する者があれば、その者が誰であれ、我々からの特権たる贖宥の庇護下にあっても他の理由によるものであっても、その者のためにミサがなされることもなく、キリスト教の墓に受け入れられることもない。キリスト教徒の中にあっても非人間的なことを行い、その結果として教会や修道院に敬意を払わず、寡婦・孤児・老若男女を大切にせず、異教徒のようにすべての物を破滅・荒廃させるブラバント人・アラゴン人・ナヴァラ人・バスク人・コテレッリ・トリアウェルディーニについて、彼らがかくも広く暴れまわる地域において、彼らと会したり、彼らを留めたり、愛護したりする者は、日曜日や他の厳肅なる日に教会で公に非難され、同時に件の異端と全く同じ判決や罰を与えられ、かくも害悪なる異端の社会を棄て去らない限り、教会の交わりに受け入れられることはないことも同時に定める。かくも不条理たることに留まる限り、誰であれ彼らと何らかの形で結び付いている者は、その者自身、信徒および人やすべての恭順の義務から切り離されていることを知るべし。しかし、すべての信心深き者には、かくも大きな災いに自身で雄々しく対峙し、武器を持って彼らからキリストの民を保護するよう、罪の赦しへと導く。(その結果として) 彼らの財産は没収され、諸侯によってかかる者たちが隷属身分へと服するようになされるのは自由である。また、その際に真の贖罪の中で死去する者は、贖罪の恩恵と永遠の報酬という成果を受けることを疑わぬように。また、神の憐憫と聖なる使徒ペテロとパウロの権威に関して信用をおかれる我々は、彼らに対して武器をとり、司教や他の高位聖職者の助言に従って、滅ぼされるべき彼らと争う信心深きキリスト教徒に、なすべき 2 年分の贖罪を軽減し、またもしそこでの (職務の) 時間が長引くのであれば、働きに応じてその判断でより大きな恩恵が配分されるよう、

この職務に関することが命ぜられている司教たちの思慮に委ねる。しかし、その際に司教の忠告に従うことを軽んじる者は、主の肉体と血の受領に不適切である（聖体拝領を行えない）と命ずる。信仰の情熱によって、彼らを滅ぼすための職務を引き受ける者たちを、主の墓を訪れる者たちと同様に、教会の保護下に受け入れ、物であれ人であれその所有物について、いかなる不穩にも心乱されるべきではないことを宣言する。もしあなた方の誰かが彼らを煩わすのであれば、その地の司教より破門の判決が下され、略奪物が返還され、その損害について適切に賠償がなされるまで、その判決は全ての者により遵守される。かくのごとき者（略奪者）に強く抵抗しない司教・司祭は、教皇庁の許しを得るまで、その職が解かれることにより罰せられる。[下線部は筆者による。以下、同じ。]

この条項は、いわゆる非聖地十字軍に関する勅令の最初期の例として有名である。第2回十字軍の失敗と、それに対する聖ベルナルドの「キリスト教徒の罪ゆえ」の弁明を考慮に入れると、⁽²²⁾聖地十字軍を成功に導く前提条件として異端討伐があった可能性も考えられるが、条文の言説そのものからはそれは窺いえない。なお、ここでは保護特権については聖地十字軍と同等のものが与えられているが、贖宥については等価値ではないことも注目に値する。つまり、あくまでも聖地十字軍と非聖地十字軍とは、この段階においてはグレードの面で区別されるものだったのである。

さて、話を元に戻そう。第27カノンには「平和」という単語こそ現れないものの、「キリストの民を保護」するように武力を用いること、および条文の内容からキリスト教世界の平和を乱す者への粛清の必要性を読み取れることから、平和と十字軍との関係を見て取ることができるかもしれない。それでもなお、一方においては、そこに神の平和運動と十字軍運動との論理的な、および理念的な連関を見出すことは困難なのである。

3 13世紀の普遍教会会議決議録

(1) 第4回ラテラノ普遍教会会議（1215年11月11日～11月30日）

この会議を開催した教皇インノケンティウス3世の意図は、彼自身による会議への参加を呼びかけた書簡に明らかにされる。それは、「悪徳を根絶し、美德を植え付け、誤りを正し、道徳を改善し、異端を退け、信仰を強化し、不和を調停し、平和を確立し、抑圧を排し、解放を促進し、諸侯およびキリストの民を聖地への援助へとやってくるように誘うため」⁽²³⁾であった。全71カノンからなる条項が決され、その内、第41～第52カノンが主⁽²⁴⁾に世俗の事柄に関する条項であり、第67～70カノンが異教徒、とりわけユダヤ人に関する

⁽²²⁾ 聖ベルナルド（古川勲訳）『熟慮について「教皇エウゼニオ三世あての書簡」』、サンパウロ、1984年、45頁。

⁽²³⁾ Migne, *PL*, 216, col. 824; Tanner, *Decrees*, p. 227.

⁽²⁴⁾ より厳密には、決議録は全70カノンであり、*Ad liberandam* は特別条項として位置付けられる。

る条項であり、そして最後に十字軍勅令 *Ad liberandam* がやってくる。しかし、十字軍に関連することは、まず第3カノン（異端について）に僅かに現れる。

（第3カノン）[……] 十字の印を受け取り、異端の駆逐のために準備を行うカトリックたちは、聖地の援助へと赴く者たちに認められるのと同様の贖宥を享受し、同様の聖なる特権で保護されるであろう。[……。][……。] は筆者による省略。以下、同じ。]

ここには、上記の第3回ラテラノ普遍教会会議第27カノンからの発展を見ることができ。すなわち、贖宥の点でも非聖地十字軍と聖地十字軍が肩を並べているのである。

さて、この会議の決議録には、神の平和・休戦が独立して条文化されることはない。また、サラセン人については、第68カノンに現れるが十字軍との関連においてではない。⁽²⁵⁾

（第68カノン）ある地域では、異なる衣服がキリスト教徒からユダヤ人やサラセン人を分かっているが、その他の地域では混乱が増長し、その結果両者の違いが認識されていない。それゆえに、誤りによってキリスト教徒がユダヤ人やサラセン人の女性と交わり、ユダヤ人やサラセン人がキリスト教徒の女性と交わるといことがしばしば生じている。従って、かくのごとき忌むべき混交がこれ以上進まないように、[……。]

しかし、以下に見るように、第71カノン *Ad liberandam* の中で、少なくとも神の休戦と十字軍が明確に融合しているのである。

（第71カノン (*Ad liberandam*)) 不敬なる者たちの手から聖地を解放するために、切なる願いを現実のものにしようと努めつつ、事情を熟知した聡明なる者たちの助言に従って、さらには聖なる会議の承認により、我々は次のように定める。十字の印を与えられし者たちで、海路を移動するよう決心した全ての者たちが再来年の6月1日にシチリア王国領内に集結できるよう、準備を始めるべし。必要と便宜に応じて、ある者たちはブリンディシに、ある者たちはメッシーナに、そして主の指示により我々が個人的に配したそれらの近隣の町に集結すべし。キリスト教徒の軍隊が、我々の助言と助力に従い、神と使徒の座により効果的に統制されるために。また、陸路で出立する予定の者たちも、同じ期日までに準備を行うよう努めよ。その間、彼らに助言し助力を与えるための適切な特使を派遣できるようにするために、彼らは我々にその計画について知らせなければならない。彼らが神の畏怖と愛情を絶えず眼前に持ち、神の尊厳を傷つける言動をせぬように、付属聖職者であれ高位聖職者であれ、キリスト教徒の軍勢に加わらんとする司

⁽²⁵⁾ なお、第69カノンでは、ユダヤ人が公職に就けないこと、および同じことは異教徒 *Pagani* にも適用されることが記されている。

祭およびその他の聖職者たちは、彼らに言葉や例示によって教え、誠実に祈りと説教に精を出すべし。そして、もしこれまでに彼ら（十字軍士）が罪に陥っているのであれば、心身共に控え、衣食の礼節を守り、不和や妬みを完全に抑え、自ら怨恨と嫉妬の心を完全に遠ざけ、その結果として、彼らは信仰の敵に対して、自身の力への自惚れによってではなく神の力を望むことによって、精神的および肉体的武器により守られ、恐れることなく戦うことができるようにするために、真の贖罪を通じてすぐに彼らを更正すべし。これらの聖職者たちには、たとえその者が教会内で生活を送る者であったとしても、3年間完全にその特権を享受できるよう許可し、そしてもし必要であるならば、同じ期間、（その職務を）同輩に委ねることができるよう特別の許可を与える。

従って、この聖なる計略が妨害されたり遅延されたりしないよう、全ての教会の高位者に、各々の管轄区において各人、十字の印を再び受け取ることを拒否した者に対してばかりでなく、他の十字を印付けられし者たち、および今なお印付けられている者たちに対して、主へのその宣誓を貫徹するように誠実に忠告し説得するよう命ずる。もし必要とあれば、個人においては破門、その所領においては聖務停止という判決によって、いかなる拒絶・躊躇も起ころぬよう強制すべし。ただし、教皇庁が先慮しているように、かくのごとき阻害について、その宣誓を正しく（金銭によって）代償するか、あるいは正当な理由をもって延期せざるをえない者たちは除くこととする。イエス・キリストの職務に抵触するこれらのことにおいて、それに関わる者たちに看過されることのないように、以下のように欲しかつ命ずる。総大司教・大司教・司教・修道院長および他の魂の癒やしに関与する者たちは、彼らの癒やしに委ねられた人々に勤勉に十字を説教するように。そして、国王・公・諸侯・辺境伯・伯・貴族および他の有力者や都市・村・町の共同体に、唯一真実で永遠なる神である父と子と聖霊を通じて祈願しつつ、自身で聖地救助に向かえない者たちは、その財力に応じて、その罪の許しのため、3年間の必要な出費と共に、十分な数の戦士を送り出すよう嘆願するように。このことは既に勅書にて示されているが、より確実にするためにここにまた示されるのである。かくのごとき罪の赦しにより、適切な船を供給する者たちのみならず、この職務のため労を惜しまず船を造る者たちが参与することを欲するのである。しかし、万が一にも我々の主たる神に対する忘恩から参加を拒む者たちがあれば、その者たちに対して、使徒の名の下に次のことを厳格に示しておく。彼らは最後の審判の日に畏敬すべき審判者の眼前でこの件について我々に答えることになるであろうことを知るべし。もし、彼らが彼らの罪のために磔にされたキリストに、これまでそうであったような適切なやり方で奉仕するのを拒むのであれば、彼らは「父がすべてのものをその手にお与え下さった」（『ヨハネ』13:3）神の一人子イエス・キリストの前で、いかに良心的に、いかに安全に告白することができるのか、ということをまず第一に考慮に入れるべし。その恩恵によってこそ彼らは生を受けるのであり、彼の保護によってこそ彼らは生を続けるのであり、彼の血によってこそ彼らは清められているのである。

我々が、有言不実行の人のように自分自身の指を使っては動かしたくない重荷を他人の肩にのしかけているとは思われぬよう、以下のことを知らしめねばならない。我々は必要以上かつ通常の出費を超えた額をすでに蓄えており、この職務に対して 30,000 リブラを与えることを、加えて都市（ローマ）やその近郊からの十字の印を付けられし者たちに船を与えることを、さらにその船に対して、信心深き者たちの施しから我々の手に残った 3,000 銀マルクを割り当てることを、これらの施しの残りは、信頼できるやり方で、聖地の必要と有益のために、幸福なる記憶の中にある修道院長たるエルサレム総大司教、およびテンプル騎士修道会長と聖ヨハネ騎士修道会長の手により正しく分配されたことを。また他の教会の高位者および全ての聖職者が報酬と特権の点で参加者と協力者を持つよう希うと同時に、会議での共通の認識により、我々は以下のように定める。付属聖職者であれ高位聖職者であれ全ての聖職者は、教皇庁の先慮によって委託された者の手により、今後 3 年間その教会収入の 20 分の 1 を聖地の援助へと回すように。ただし、正当に件の税から免除されている教会人や、十字の印を受け取った、あるいは受け取るであろう者で、自身で旅立つ者は例外とする。一方で、我々と我々の同輩者たる聖なるローマ教会の枢機卿たちは、完全に 10 分の 1 を払うつもりである。また、全ての者たちは、各自身このことを忠実に遵守するために、破門の判決の下に義務付けられていることを知るべし。従って、この問題に関して、故意に欺瞞を働く者たちは破門の判決に陥ることとなる。

出発の時は僅か 1 年先に迫っており、全き天帝の正なる裁きに従順なる者が特権を享受するに相応しいことは正しきことであるので、十字の印を付けられし者たちは、税やかくのごとき他の賦課から免除されるべし。その家族や財産は、十字の印を受け取った後から、聖なるペテロと我々自身の保護下に置かれる。また、それは大司教・司教・全ての高位聖職者の保護の下にあり続け、このことのために特別に適切な保護管が派遣され、彼ら自身の死あるいは帰郷について確実に知られるまで、害されず平穏である続けるよう定める。そして、これに反することを敢えてする者があれば、教会の譴責によって検束されねばならない。もし、聖地に赴こうとする者の中で、誓約によって利子を支払うよう義務付けられている者があれば、その債権者は彼らをその誓約から解放し、利子の取り立てを停止するよう、同じ判決（破門）により咎められるよう命ずる。そして、もし利子を払うよう強要する債権者があれば、我々は同じ譴責（破門）をもって払い戻すよう強制されることを命ずる。そして、ユダヤ人は、世俗権力の手段の行使によって、（受け取った）利子を返還するよう強制されることを命ずる。そして、（受け取った）利子が返還されるまで、いかなるものであれ彼らとの交流（交易）は、破門の判決の脅威の下で全てのキリスト教徒により拒否される。世俗の諸侯たちは、目下の所ユダヤ人に借金を返済できない者たちに対して、彼らが旅を開始してからその死もしくは帰還が確かに確認されるまで、利子という不利益が生じないために、猶予が与えられるよう配慮すべし。すなわち、もしユダヤ人は、その間（債権者の不在時）に担保から収益を得るの

であれば、必要な分だけを差し引くという形で勘定すべし。支払いは延期されるが、債務が消滅するというのではなく、かくのごとき利益は多くの損失を意味するわけではないので。さらに、十字の印を付けし者およびその家族に正義を与えることを怠る教会の高位者があれば、その者は厳しく罰せられるであろうことを知るべし。

加えて、海賊たちはかの地を往来する者たちを捕らえたり、彼らから略奪したりすることによって聖地への援助を大いに阻害しているので、アナテマの脅威の下に売買契約などで意図的に彼らと交流しないように禁じ、都市およびその領域の指導者にはかくのごとき不正行為から彼らと呼び戻し御するよう導きつつ、彼らの加担者や擁護者を破門の輓に結ぶ。また、不正なる者たちを動揺させないよう欲することは、彼らを愛護することに他ならないので、そして、明白な悪行に抵抗することを止める者が密かに彼らの仲間となるという疑念にはことかかないので、教会の高位者がその領民と所領に教会の厳格さを行使するように、我々は欲し命ずる。加えて、キリスト自身やキリストの民に反し、サラセン人に武器・鉄・船を造るための木材を運ぶ、偽りなるかつ不敬なるキリスト教徒を破門し、アナテマの下に置く。また、サラセン人に船を売る者たち、彼らの海賊船で舵を取ったり漕ぎ手になったりする者たちや、誰であれ彼らに聖地の損害になるような助言や助力を与える者たちは、その財産の没収により罰せられ、その捕獲者の奴隷となるべきであることを承認する。日曜日および祝日に全ての海岸都市で、この取り決めが新たに提示されるよう命じ、また、もし、彼らの得たかくも忌むべき財産およびそれに見合う分の彼ら自身の財産を、聖地への援助のために差し出さないのであれば、かくのような者達にはキリストの愛情は開かれまいであろうし、結果としてその罪に見合う罰則によって罰せられるであろう。また、もしかくのごとき者たちが代償を支払うのでなければ、かくのごとき犯罪は他の方法で罰せられなければならない。そうすることにより、他の者たちが同様の略奪行為を敢えて行うことを妨げるために。さらに、アナテマの下、我々は全てのキリスト教徒に、今後4年間、東方に住むサラセン人の土地に船を送ったり航海したりすることを禁ずる。こうすることによって、多くの船が聖地の救助へ行くことを望む者たちのために準備されることとなろうし、日常的にサラセン人がこの交易から受け取っていた多くの利益を吸い上げることができるために。

様々な会議において、確かな罰則の下、トーナメントは一般的に禁じられているが、少なくとも現在においてそれにより十字の職務が妨げられているので、我々は、今後3年間、破門の罰則の下、それを厳格に禁ずる。この職務を遂行するためには、キリストの民の諸侯たちが互いに平和を守ることが最も必要とされるので、聖なる普遍会議に従い、我々は次のように定める。少なくとも今後4年間、教会の高位者によって、不和は不断の平和へと戻され、確かな休戦が不可侵のものとして遵守されるように。この命令を嘲る者たちは、もし彼らがなした悪徳が非常に重く、上記の平和を享受すべきでない場合には、個人においては破門、その所領においては聖務停止により、断固として咎められる。そして、もし教会の決定事項を軽んじる者があれば、十字架に架けられし者の

職務を妨げる者として、教会の権威により、世俗の権力が彼らに対して導入されることを当然の報いとして恐れることとなるであろう。

以上のことより、全能の神の慈悲と聖なる使徒ペテロとパウロの権威を信じ、身に余るかもしれないが、神が我々にお与えて下さっている（物事を）束ねたり緩めたりすることのできる権限により、（この職務に）自身の身をもってあるいは自身の出費で服する者すべてててに対し、その者たちが心から改悔しその口で告白したところの罪に完全なる赦しを認め、正義の報酬として彼らに永遠の魂の救済が付け加わることを約束する。また、自身ではそこに行かないが、せめてその財力に応じた出費で適切な人力を送る者たちに対し、同様に他者の出費によってではあるが自身で行く者たちに対し、我々はその罪の完全なる赦しを承認する。かくのごとく贖宥について、その助力の質と献身の深さに応じ、聖地への援助のためその財から適切な額を送らんとする全ての者たちや、有益な助言や助力を差し出す者たちは、参加者たること（参加者と同等であること）を欲しかつ認める。この共同の職務に敬虔なる全ての者たちに対し、彼らが相応に魂の救済を得るよう、普遍会議はその祝福の恩恵を分け与える。[段落分け、段落番号の付記は筆者による。以下、同じ。]

ただし、ここには狭義の神の平和は見られず、トーナメントの禁止および神の休戦に限定された言及である。聖地の回復を究極の目的とし、神の休戦はその前提条件という形で明確に融合されたのであるが、神の平和は教皇の言説の中から完全にその姿を消したのである。むしろここに目立つのは、十字軍を実行するための資金調達の問題であるが、その背景に第4回十字軍の記憶があるのは容易に理解されよう。⁽²⁶⁾

(2) 第1回リヨン普遍教会会議 (1245年6月26日～7月17日)

この会議の教皇インノケンティウス4世の主目的が、神聖ローマ皇帝フリードリヒ2世の問題であったことは言うまでもなからう。皇帝の廃位問題について、話し合いが持たれたのは会議最終日であったが、決議録では冒頭に「勅令」Bullaという形で皇帝の廃位が宣言される。廃位の理由について、教皇が繰り返し主張するのは、皇帝が平和を乱す者であったことである。ただし、ここで言う平和とは、「神の聖なる教会および遍く全キリストの民の平穏と平和」*tranquillitas et pax ecclesiae sanctae Dei ac generaliter cuncto populo christiano* のことでありであり、さらに「かつて教会と皇帝の間に打ち立てられた平和」*pax quondam inter ecclesiam et imperium reformata* のことである。すなわち、ここで述べられているのは、あくまでも教会の平和についてである。なお、この勅書では、次のように皇帝とムスリムの関係を批難する文言が見られる。

⁽²⁶⁾ この点については、*Post miserabile* および *Quia maior* との比較より明らかである。

(皇帝フリードリヒ2世の廃位に関する勅書) […] 加えて、フリードリヒはサラセン人と忌むべき友情により結び付いており、幾度も使節や贈り物を彼らに送り、そのお返しに彼らから栄誉と歓迎(の意)をもって(使節や贈り物を)受け取り、彼らの儀礼を好み、日常において公然と彼らを自らの、そして彼らの慣習に従い、国王の家系より下り来た妻たちの身の周りに従者として置き、さらにそれが真実であると言われているように、臆面もなく自ら去勢させた宦官を警備として置いているのである。そして、忌まわしいことに、かつて海のあなた(聖地)にいた時、ある和解、否むしろ実際にはスルタンとの共謀をなし、主の神殿において昼夜公然とムハンマドの名が叫ばれるのを許したのである。そして最近、パピロニア(カイロ)のスルタンがその仲間とともに聖地およびそこに居住するキリスト教徒たちに大きな損害と計り知れない暴力をもたらした後に、人口に膾炙するように、シチリア王国にて、スルタンの尊大さに対する賛辞をもってそのスルタンの使節を恭しく迎えさせ、贅沢にもてなさせたのである。また、信心深き者たちに対するために、他の有害で恐るべき異教徒の従者を利用し、悪意をもって教皇を軽んじて教会から離れていった者たちと婚姻や友愛で結び付かんと思索し、とりわけローマ教会に献身的であった名声高きバイエルン公ルードヴィヒを、確かに言われているように、キリスト教信仰への軽蔑からアサシンにより殺害させんとし、そして神と教会の敵であり、信徒たちの共通の見解により、その援助者・助言者・庇護者ととも破門によって(教会から)厳格に切り離されてるパタティウス(ギリシア人皇帝ヨハンネス3世ヴァタゼス)に、自身の娘を妻として委ねたのである。

この行は、あくまでも皇帝が異端者であることを導くための論理的道具に過ぎない。かつ、その言説は十字軍との結び付きを見せない。

さて、この勅令の後に諸条項が現れるが、それは全27コンスティトゥティーオーで構成され、かつ大きく2部に分けられている。十字軍に関する条項が現れるのは、後半の5つの条項からなる第2部においてである。第-1コンスティトゥティーオーで徴利について規定された後、ラテン帝国に対する援助の条項が現れる。

(第-2コンスティトゥティーオー：コンスタンチノーブルの帝国への援助について)

我々は困難な十字の職務により忙殺され、様々な物事に悩まされているのではあるが、我々の思慮は、注意の目をもって配慮すべき物事の中で、コンスタンティノーブル帝国の解放に注意の眼差しを向け、それを燃えさかる希望でもって求め、そのことについて義務的決心でもって取扱い、そしてそのために教皇庁は大いに入念なる努力および多くの救助策でもって熱心に事を運んできたのではあるが、また、長らくカトリックの信徒たちは重き労苦、負担となる出費、心痛なる汗、涙を流すべき流血をもってして取り組んできたのではあるが、かくのごとくの援助の手は、(キリスト教徒の)罪深さという阻害要因により、件の帝国を敵の軛から解き放つことはできず、従って我々は至当に悲し

みにより心掻き乱されているのである。教会の身体は、その一部を欠くこと、すなわち件の帝国の欠亡により不名誉なる恥辱という汚点に陥り、無力なる苦しみという損失に堪え忍び、(そしてそれは) 相応に我々および件の教会の怠惰さに帰することができ、もし(帝国が) 信徒たちの賛同(助力) から見捨てられてしまうと、自由に敵に攻撃されるがままに見捨てられてしまうことになるので、我々は、確固たる意図により、件の帝国を効果的かつ迅速なる援助をもって救助するよう公言する。その結果として、教会は熱心にその援助へと立ち上がり、救いの手を差し出すこととなり、件の帝国は敵の支配から救い出されうであろうし、主の導きにより同じ団体の統一(東西教会の統一)へと引き戻されうであろうし、敵を打ち砕く槌の後に(『エレミア』23-29)、母なる教会の癒しの手を感じるであろうし、誤りの主張という迷妄の後に、カトリックの信仰を持つことによってその姿を回復するであろう。件の帝国の解放のためには、教会の高位者やその他の教会人が注意深くかつ熱心たること、そして助力と労力を提供することがより至当であり、そうすればそうするほどより彼らは、主として件の帝国の解放によって生ずる、信仰および教会の解放の(範囲の)拡大への配慮に結び付けられるのである。ことに、上述の帝国が救助されると、その結果としてその援助が聖地へと役立てられることとなるので。

全く、件の帝国の援助が迅速かつ有効であるために、会議での全会一致の承認により、次のように定める。権威ある者たち、高名なる者たち、教会の聖職禄、そして一つであろうと複数であろうと、自身そこに少なくとも6ヶ月の間居住していない教会における聖職禄(ただし、我々や我々の同輩(枢機卿)やその高位者に仕える者たち、巡礼中であるか学校で教育を受けている最中か、その(教皇の?)命で自身の教会の職務に従事しているか、かの地(聖地)のために十字の印を受け取った、もしくは受け取らんとするか、あるいは自身でかの帝国の援助へと旅立たんとする者たちを除く)の全収入の半分が、そしてもし彼らの内で、十字の印を付けられし者たちや出立せんとする者たちを除き、教会の収入から1000銀マルク以上を受け取っている者があれば、毎年その収入の3分の1が、丸3年間、件の帝国の援助のために、そこに教皇庁の先慮によって任ぜられた者たちにより集められるべきであり、いかなるものであれ教会の慣習、条例、あるいはその教会もしくは個人に対して教皇庁より与えられ、宣誓やその他の確認作業により承認された特権により、(それは)妨げられるべきではない。そして、もしこのことに関して意図的に欺瞞の罪を犯す者があれば、破門の判決に陥ることとなる。

我々自身、ローマ教会の収入から、まずそこから差し引いた10分の1を件の地(聖地)の援助に割り当て、また10分の1を件の帝国の援助へと確かに割り当てる。さらに、その援助を帝国が受け取る際に、件の帝国の解放のために努力がなされると同時に、最大限の助力が件の地(聖地)へと差し出されているのであり、その回復のためにことさら向けられるのである。いやしくも我々に物事を緩めたり解くことにできる権限をお与え下さっている全能の神の憐憫と、聖なる使徒ペテロとパウロの権威により信頼され

ているので、件の帝国に援助を差し出す全ての者たちに対し、その罪の赦しを認め、件の地（聖地）に援助を差し出す者たちに与えられる特権や免除を彼らが享受するよう、我々は欲する。

ここでは、ラテン帝国への援助と聖地十字軍との連動性および同質性が述べられているが、平和との関連性を見ることはできない。

それに続く第 3 コンスティトゥティオーは、十字軍のための資金調達マニュアルともいえよう。

（第 3 コンスティトゥティオー：その手に委ねられた民に対する高位聖職者の訓告について）神の子がその血を撒き散らすことにより浄められた地を回復するために、古来より全世界の教会の子たちが、数え切れない出費のみならず計り知れない血を流したことは、その祖国で永遠に重んじられており、異教徒がキリスト教徒に対して戦っている海のあなたで起こった出来事から、かくのごときことについて我々は思い計るのである。まことに、教皇庁では件の地の回復についての共通の願いが、慈悲深き神により迅速に達せられるよう最大限の祈禱がなされているので、相応に以下のように先慮する。神の愛護を得るために、この職務について我々の書簡でもってあなたがた（高位聖職者）が鼓舞されるように。従って、あなたがた全てに、主なるイエス・キリストの命の下、次のように懇願する。各自、その配慮に委ねられた信仰深き民たちに対して、その説教の中で、あるいは彼らに贖罪を課す際に、敬虔なる忠告により、今後に備えて作成するであろう遺言書でその遺産の幾分かを罪の赦しのために聖地もしくはロマーニアの帝国（ラテン帝国）の援助へと遣すよう、その心を動かすように。あなたがたは、これに関して認められた特権というものが便宜のよいものであることを理解しているであろうが、十字に架けられし者への畏敬の念から、かくのごとき援助のため金銭という形で与えられた物は、あなたがた各自の印璽の下で確かな場所に誠実に守られ、他の形で遣された物は正しく記録に留められるよう、あなたがたは注意深く目を凝らすべきである。そして、唯一の目的として神のためであることが求められ、信徒たちの救済が配慮されるべきこの敬虔なる職務に対して、あなたがたの誠実さが明白なる情愛を伴うように。その結果として、あなたがたは天上の裁きから栄光の恩典を保証されることを期待できるであろう。

続く第 4 コンスティトゥティオーは、タルタル人（モンゴル人）についてである。確かにモンゴル人もキリスト教世界にとっては異教徒ではあるが、この条項から十字軍との関係を読み取ることはおよそできない。そして、最後に登場するのが、十字軍勅令 *Afflicti corde* である。この勅令は、概ね *Ad liberandam* と同じであるが、もちろん相違点、挿入や削除も見られる。以下の引用においては、相違点・挿入された箇所を網がけで、削除さ

れた点箇所を取消線で記してみる。

(第 5 コンスティトゥティオー：十字軍について (*Afflicti corde*)) 嘆くべき聖地の危機のため、ことに聖地に居住する信徒たちに最近起こった出来事のために心から打ち砕かれた我々は、慈悲深き神により不敬なる者たちの手から聖地を解放するために、聖なる会議の承認によって以下のように確定する。全ての情愛授かりし者たちを鼓舞し、十字の印を付けられし者たちが自身の準備を整えるために、そして適時説教師や我々からの特使によって全ての信徒たちに周知徹底されるために、海を渡る準備を整えた全ての者たちはこのことのための適当な場所に集まり、神と使徒の祝福とともに聖地の援助へと進むように。彼らが神の畏怖と愛情を絶えずその眼前に持ち、神の尊厳を傷つける言動をせぬように、付属聖職者であれ高位聖職者であれ、キリスト教徒の軍勢に加わらんとする司祭およびその他の聖職者たちは、彼らに言葉や例示によって教え、誠実に祈りと説教に精を出すべし。そして、もしこれまでに彼ら(十字軍士)が罪に陥っているのであれば、心身共に控え、衣食の礼節を守り、不和や妬みを完全に抑え、自ら怨恨と嫉妬の心を完全に遠ざけ、その結果として、彼らは信仰の敵に対して、自身の力への自惚れによってではなく神の力を望むことによって、精神的および肉体的武器により守られ、恐れることなく戦うことができるようにするために、真の贖罪を通じてすぐに彼らを更正すべし。高貴なる者たち、軍事に長けた者たち、富める全ての者たちは、教会の高位者の敬虔なる忠告により導かれるべきである。そのために受け取ったところの十字に架けられし者に目を向けつつ、無益な余剰の出費、とりわけ食事や宴会における出費を自制し、その出費を、それを通じて神の職務が成功しうるところの彼ら(十字軍士)への援助へと変えるように。その結果として彼ら(支出者)には、高位者自身の配慮に従って、その罪の赦しが与えられるであろう。これらの聖職者たちには、たとえその者が教会内で生活を送る者(修道士)であったとしても、3年間完全にその特権を享受できるよう許可し、そしてもし必要であるならば、同じ期間、(その職務を)同輩に委ねることができるよう特別の許可を与える。

従って、この聖なる計略が妨害されたり遅延されたりしないよう、全ての教会の高位者に、各々の管轄区において各人、十字の印を再び受け取ることを拒否した者に対してばかりでなく、他の十字を印付けられし者たち、および今なお印付けられている者たちに対して、主へのその宣誓を貫徹するように誠実に忠告しそして説得するよう命ずる。もし必要とあれば、個人においては破門、その所領においては聖務停止という判決によって、いかなる拒絶・躊躇も起こらぬよう強制すべし。ただし、教皇庁が先慮しているように、かくのごとき阻害について、その宣誓を正しく(金銭によって)代償するか、あるいは正当な理由をもって延期せざるをえない者たちは除くこととする。イエス・キリストの職務に抵触するこれらのことにおいて、それに関わる者たちに看過されることのないように、以下のように欲しかつ命ずる。総大司教・大司教・司教・修道院長および他の魂の癒やしに関与する者たちは、彼らの癒やしに委ねられた人々に勤勉に十字を

説教するように。そして、国王・公・諸侯・辺境伯・伯・貴族および他の有力者や都市・村・町の共同体に、唯一真実で永遠なる神である父と子と聖霊を通じて祈願しつつ、自身で聖地救助に向かえない者たちは、その財力に応じて、その罪の許しのため、3年間の必要な出費と共に、十分な数の戦士を送り出すよう嘆願するように。このことは既に全土へと送付した勅書にて示されているが、より確実にするためにここにまた示されているのである。かくのごとき罪の赦しにより、適切な船を供給する者たちのみならず、この職務のため労を惜しまず船を造る者たちが参与することを欲するのである。しかし、万が一にも我々の主たる神に対する忘恩から参加を拒む者たちがあれば、その者たちに対して、使徒の名の下に次のことを厳格に示しておく。彼らは最後の審判の日に畏敬すべき審判者の眼前でこの件について我々に答えることになるであろうことを知るべし。もし、彼らが彼らの罪のために磔にされたキリストに、これまでそうであったような適切なやり方で奉仕するのを拒むのであれば、彼らは「父がすべてのものをその手にお与え下さった」（『ヨハネ』13:3）神の一人子イエス・キリストの前で、いかに良心的に、いかに安全に告白することができるのか、ということをも第一に考慮に入れるべし。その恩恵によってこそ彼らは生を受けるのであり、彼の保護によってこそ彼らは生を続けるのであり、彼の血によってこそ彼らは清められているのである。

我々が、有言不実行の人のように自分自身の指を使っては動かしたくない重荷を他人の肩にのしかけているとは思われぬよう、以下のことを知らしめねばならない。我々は必要以上かつ通常の出費を超えた額をすでに蓄えており、この職務に対して30,000シブラを与えることを、加えて都市（ローマ）やその近郊からの十字の印を付けられし者たちに船を与えることを、さらにその船に対して、信心深き者たちの施しから我々の手に残った3,000銀マルクを割り当てることを、これらの施しの残りは、信頼できるやり方で、聖地の必要と有益のために、幸福なる記憶の中にある修道院長たるエルサレム総大司教、およびテンプル騎士修道会長と聖ヨハネ騎士修道会長の手により正しく分配されたことを。また他の教会の高位者およびすべての聖職者が報酬と特権の点で参加者と協力者を持つよう希うと同時に、会議における全会一致の承認により、我々は以下のように定める。付属聖職者であれ高位聖職者であれ全ての聖職者は、教皇庁の先慮によって委託された者の手により、今後3年間その教会収入の20分の1を聖地の援助へと回すように。ただし、正当に件の税から免除されている教会人や、十字の印を受け取った、あるいは受け取るであろう者で、自身で旅立つ者は例外とする。一方で、我々と我々の同輩者たる聖なるローマ教会の枢機卿たちは、完全に10分の1（税）を払うつもりである。また、全ての者たちは、各自身このことを忠実に遵守するために、破門の判決の下に義務付けられていることを知るべし。従って、この問題に関して、故意に欺瞞を働く者たちは破門の判決に陥ることとなる。（ は、*Ad liberandam* とほぼ同じ。）

第6段落に変更はないので、神の休戦と十字軍との関係は、*Ad liberandam* と同じである。

Ad liberandam との違いは、資金調達範囲を広げた点、および教皇庁からの出費を抑えた点である。十字軍にかかる戦費の問題が、より深刻なものとして受け止められた結果であろう。

(3) 第 2 回リヨン普遍教会会議 (1274 年 5 月 7 日 ~ 7 月 17 日)

教皇グレゴリウス 10 世によって召集・開催されたこの会議の主題は、周知のように、東西教会の統一問題および聖地十字軍の問題であった。第 コンスティトゥティオーには、早速十字軍勅令 *Zelus fidei* が現れる。概して十字軍研究者の間では、最も完成度の高いものとして評価を与えられる勅令である。では、その内容を見てみよう。

(第 コンスティトゥティオー：十字軍について (*Zelus fidei*)) [1a] 信仰への情熱、献身への炎、憐憫への敬虔さは、信心深き心を掻き立てねばならない。その贖い主への侮辱により心奥にまで悲しみに触れられている、キリスト教徒の名の下に荣誉ある全ての者たちが、力強かつ明瞭に、聖地の防衛のため、そして神への援助のためへと立ち上がるために。真の信仰の心に充たされ、敬虔なる知性で、我々の救世主が聖地において人類にもたらした素晴らしき恩寵について熟考する者たちは、献身と愛情で燃え上がり、主の遺産の一部であるかの聖地について、身体之最奥と全精神から、情愛をもって同情しないであろうか？その心は、我々の創造主により件の地で与えられたかくも多くの愛情について考えることから、聖地に対する愛情で和まないであろうか？否、ああ悲しきかな！そこで我々の救済がなされるように主の欲した、そしてその死と引き替えに人々を贖うためにその血で浄化したかの地は、キリストの名にとって最も不敬なる敵、(神への) 冒渎者、不信心なるサラセン人によって、大胆にも蹂躪され、久しく占領され、理由なくして保持され、不敬にも略奪されているのである。そこでは残酷にもキリスト教徒たちが殺害されており、それは創造主への大いなる侮辱であり、カトリックの信仰を名乗る全ての者たちにとっての不正と悲しみなのである。(サラセン人は)「キリスト教徒たちの神はどこにいる？」と大いなる侮辱をもって罵り、キリスト教徒たちを嘲っているのである。こういったこと、および魂では十分に理解できず、言葉では十分に述べるできない他のことは、我々の心を熱くし、魂を掻き立てるので、海のあなたでのかくのごとくの情報を耳にするばかりでなく「その目で見て、その手で触る」(『一ヨハネ』、1:1) 我々は、最大限の努力でもって十字に架けられし者への不正に打ち勝つために立ち上がるのであり、彼に対する信仰への情熱と献身によりさらに増す我々の援助により、それを実行するのである。そして、件の地の解放は、カトリックの信仰を公言する全ての者たちの心を捉えるべきであるので、教会の高位者、国王、諸侯や他の思慮深き者たちとともにそこで熟考し、キリストの下に件の地の解放が達成され、傲慢な強情さで何とかして縫い目のない主のチュニクを切り裂かんとし、教皇庁に対する献身と恭順からその身を遠ざけんとするギリシア人たちが教会の統一へと引き戻され、罪

に突き動かされた大いに恥ずべき聖職者や人々（俗人）の慣習を改革し、これら全てのことに於いて、何も不可能なことがない者たちに我々の行動と助言へと目を向けるようにし、その者が望むのであれば、困難なことは容易なものとし、凹凸のあるものはその力により平らなものとし、曲がったものは真っ直ぐなものへと正すことができるようにするために、我々は会議の召集を命じたのである。まことに、上述のことが直ちに効果あるものへと導かれうるために、この会議へと集まるように我々が導いた者たちに襲いかかる戦乱の危険性および旅の労苦に配慮しつつ、我々および我々の同輩たちは、労を惜しむ者ではなく自ら労をなす者であるので、他の者たちにも休息の時間を与えるために、会議を召集するのにより労力と出費が少なく適していると信ずるリヨンの町へと、我々の同輩および教皇庁の者たちとともに、様々な危険、様々な災いや多くの苦難に患わされつつ進んだのである。そしてそこで、自分自身であろうが適任の代理人であろうが、件の会議に召集された全ての者たちが一堂に会し、我々は彼らとともに件の地（聖地）への援助について密に熟考し、そして当然のこととして、救世主への不正に対する復讐に燃えた彼らは、件の地の援助のための最善の方策を考え、助言と思慮を与えてくれたのである。

[1b] 彼らの助言に耳を傾けた後、件の地の解放について示された彼らの願望と称賛すべき情愛を、我々は正しく推奨する。しかし、我々がその指では動かしたくない重くて運ぶことのできない荷物を他人の肩に置いておられると思われぬよう、我々自身から行動を起こす。すなわち、その恵みにより我々が生き、その恩寵により我々が支えられており、そればかりかその血で我々が贖われているところの神の一人子イエス・キリストから授かった我々の所有する全ての物を公示し、我々と聖なるローマ教会の同輩たる枢機卿は、完全に今後6年間、我々の教会の全ての収入・収益・収穫から、件の地の援助のために10分の1を支出し、そしてこの聖なる会議の承認により、以下のように定め命ずる。次の聖なる洗礼者ヨハネの誕生祭から始まり続く6年間、権威ある者であろうと、その卓越さ・状態・地位・宗教的状态・宗教的地位に関わらず、全ての教会人により、毎年その教会の全ての収入・収益・収穫から、完全かついかなる減額もなく、その10分の1が次に記す期日、すなわち、半分を主の誕生祭に、そして残り半分を聖なる洗礼者ヨハネの祝日に支払われるように。（その際）彼らおよびその教会に対して、どのような言葉の形態であれ表現であれその下に承認された特権や免除特権が、引き合いに出されることを我々は望まない。ただし、これまで我々が承認した件については、それを完全に更新する。（さて）この職務を実行する者のために、彼自身およびその聖人、とりわけこの点および他の点で我々がその取りなしを必要とするところの榮譽ある聖処女への当然の畏敬がより注意深く守られるために、またかの地への援助がより十分なものであるために、冒瀆者に対する我々の先人たる幸福なる記憶の教皇グレゴリウス（9世）の定めたものと同じものが、侵害されることなく遵守されるよう我々は命ずる。そして、その条項にあるように、金銭罰は、冒瀆がなされた在地の権力を通じて、そしてそこで

世俗の裁判権を行使する他の者を通じて、そしてもし必要ならば（在地の）司教もしくは他の地の司教を通じて強制的かつ合理的に引き渡されるよう整備され、件の援助の集金係によりその援助へと向けられるよう配分されねばならない。加えて、司教の職務として、もしくは告解を聴く特権を持つ聴罪師に、次のよう厳格に命ずる。その者に告解をなす者に対し、件の罰金について、完全なる罪の許しとしてかの地へ差し出すよう勧告かつ命じ、また告解をなす者を、その遺言状において、その財力に応じて幾分かを聖地の援助へと遺すという最良の行為へと導くように。また、各々の教会に三つの鍵で封をされた空の箱を置くように命ずる。一つめの鍵は司教が持ち、二つめの鍵は教会の司祭が持ち、三つめの鍵はある信仰深き俗人が保管するように。そしてその中に、誰であれ信徒は、主がその心に息吹くことにより、その罪の赦しのために施しを置くよう告知知らされ、そしてその教会では週に一度司祭が人々に告げた決まった日に、かくのごとき罪の赦しのために、とりわけ施しを差し出した者のために、ミサが公然と詠まれなければならない。これに加えて、聖地がより十分に援助されるために、忠告と勧奨をもって、国王・諸侯・辺境伯・伯・貴族・有力者・支配者・誰であれその他の領主に、その裁判権に属する領地において、その地の慣習と状況に応じて各信徒に1デナリウス・トゥール貨もしくは1スターリングを、あるいはその他（の貨幣で）僅かな額を、負担にならない程度に、罪の赦しのため課し、聖地の悲惨な状況への同情から誰も言い逃れはできないように、また誰も援助（の差し出し）から振り捨てられないように、そして誰も報酬（の享受）から閉め出されないように、各年、件の地への援助のために支払うよう命ずるように、奨励し勧告する。また、件の地への援助について用心深く命ぜられたことが、誰かの欺瞞・悪意・奸智によって妨げられることがないように、直接にせよ間接にせよ、公然とであれ秘密裏にであれ、上に述べたような件の地への援助のために10分の1（の徴収）に対して故意に妨害をなす者は誰であれ、破門されアナテマの下に置かれるものとする。

[1c] 加えて、海賊たちはかの地を往来する者たちを捕らえたり、彼らから略奪したりすることによって聖地への援助を大いに阻害しているため、アナテマの脅威の下に売買契約などで意図的に彼らと交流しないように禁ずる。そして、都市およびその領域の指導者にはかくのごとき不正行為から彼ら呼び戻し御するよう導きつつ、彼らの加担者や擁護者を破門の輓に結び付ける。また、不正なる者たちを動揺させないよう欲することは、彼らを愛護することに他ならないので、そして、明白な悪行に抵抗することを止める者が密かに彼らの仲間となるという疑念にはことかかないので、教会の高位者がその領民と所領に教会の厳格さを行使するように、我々は欲し命ずる。加えて、キリスト自身やキリストの民に反し、サラセン人にキリスト教徒を攻撃するための武器・鉄や、ガレー船などの船を造るための木材を運ぶ、偽りなるかつ不敬なるキリスト教徒を破門し、アナテマの下に置くこととする。また、サラセン人に船を売る者たち、彼らの海賊船で舵を取ったり漕ぎ手になったりする者たちや、誰であれ彼らにキリスト教徒の、と

りわけ聖地の損害になるような助言や助力を与える者たちは、その財産の没収により罰せられ、その捕獲者の奴隷となるべきであることを承認する。日曜日および祝日に全ての海岸都市で、この取り決めが新たに公に提示されるよう命じ、また、もし、彼らの得たかくも忌むべき財産およびそれに見合う分の彼ら自身の財産を、聖地への援助のために差し出さないのであれば、かくのような者たちにはキリストの愛情は開かれないであろうし、結果としてその罪に見合う罰則によって罰せられるであろう。また、もしかくのごとき者たちが代償を支払うのでなければ、かくのごとき犯罪は他の方法で罰せられなければならない。そうすることにより、他の者たちが同様の略奪 行為を敢えて行うことを妨げるために。さらに、アナテマの下、我々はすべてのキリスト教徒に、今後 6 年間、東方に住むサラセン人の土地に船を送ったり航海したりすることを禁ずる。こうすることによって、多くの船が聖地の救助へ行くことを望む者たちのために準備されることとなろうし、日常的にサラセン人がこの交易から受け取っていた多くの利益を吸い上げることができるために。

様々な会議において、確かな罰則の下、トーナメントは一般的に禁じられているが、少なくとも現在においてそれにより十字の職務が妨げられているので、我々は、今後 3 年間、破門の罰則の下、それを厳格に禁ずる。この職務を遂行するためには、キリストの民の諸侯たちが互いに平和を守ることが最も必要とされるので、聖なる普遍会議に従い、我々は次のように定める。少なくとも今後 6 年間、教会の高位者によって、不和は不断の協調・平和へと戻され、確かな休戦が不可侵のものとして遵守されるように。この命令を嘲る者たちは、もし彼らがなした悪徳が非常に重く、上記の平和を享受すべきでない場合には、個人においては破門、その所領においては聖務停止により、断固として咎められる。そして、もし教会の決定事項を軽んじる者があれば、十字架に架けられし者の職務を妨げる者として、教会の權威により、世俗の権力が彼らに対して導入されることを当然の報いとして恐れることとなるであろう。

以上より、全能の神の慈悲と聖なる使徒ペテロとパウロの權威を信じ、身に余るかもしれないが、神が我々にお与えて下さっている（物事を）束ねたり緩めたりすることのできる権限により、（この職務に）自身の身をもってあるいは自身の出費で服する者すべてててに対し、その者たちが誠実に心から改悛しその口で告白したところの罪に完全なる赦しを認め、正義の報酬として彼らに永遠の魂の救済が付け加わることを約束する。また、自身ではそこに行かないが、せめてその財力に応じた出費で、適切な人力を送る者たちに対し、同様に他者の出費によってではあるが自身で行く者たちに対し、我々はその罪の完全なる赦しを承認する。かくのごとく贖宥について、その助力の質と献身の深さに応じ、聖地への援助のためその財から適切な額を送らんとする全ての者たちや、有益な助言や助力を差し出す者たち、および聖地の援助のために適切な船を提供する者たちやこの職務のために懸命に船を造る者たちは、参加者たること（参加者と同等であること）を欲しかつ認める。この共同の職務に敬虔なる全ての者たちに対し、彼らが相応に

魂の救済を得るよう、聖なる普遍会議はその祈りと祝福の恩恵を分け与える。

[1d] 我々にではなく神に我々は栄光と榮譽を与えるのであり、かくも聖なる会議に総大司教・大主教・大司教・司教・大修道院長・修道院長・司祭長・助祭長・他の教会の高位者たちが、自らあるいは適任の代理人という形で、また教会の参事会・(宗教的) 団体・修道院の代理人が、我々の召集の書状により多く集まったことについて、神に感謝の意を表するのである。確かに、かのような職務への幸福なる追求にとって、彼らの助言は有益なものであり、彼らの、言わば敬愛すべき息子たちの参席に我々は喜び、多かれ少なかれ霊的な悦びに我々は感じさせられたのではあるが、しかし、その多くに対して、その数の多さがもたらした様々な不都合ゆえに、これ以上の過度の混乱が長く参加者たちを圧迫しないようにするために、そして彼らがその教会に不在であることが有害たりえないようにするために、ある慎重なる愛情に揺り動かされ、そして我々の同輩の助言により、このことについて以下のように有効に配慮するよう決定した。参加者たちの負担を除去すると同時に、熱き魂と飽くなき配慮でもって継続しているこの職務の追求から決して遠ざかることのないように。従って、特別に名指して我々によって召集された全ての総大司教・大主教・大司教・司教・大修道院長・修道院長は残るよう、我々は決定した。すなわち、会議が終了する前に、我々の特別な許可なくして立ち去らないようにと。その他の司教職にはない大修道院長や修道院長、特別に名指して我々によって召集されていない大修道院長や修道院長、また聖堂参事会長・司祭長・助祭長・他の教会の高位者、および高位者・参事会・(宗教的) 団体・修道院の代理人に対しては立ち去るよう、神と我々の祝福により慈悲深く許可を与えた。そして、かくのごとく立ち去った全ての者に、まず始めに、以下に記すように、我々の命やこの我々の会議の条項、およびこれから神の權威により条項となるであろうものを受け取るために、十分な数の代理人を残すように命じた。全ての者、すなわち、フランス王国からは4人、イングランド王国からは4人、スコットランド王国からは1人、シチリア王国からは2人、ロンバルディアから2人、トスカナから1人、教皇領から1人、ノルウェー王国から1人、スウェーデン王国2人、ハンガリー王国から1人、ダキア王国から1人、ボヘミア王国から1人、ポーランド公領から1人の十分な代理人を残していった。加えて、我々の下に、若干の大司教・司教・他の高位者が、会議に集まるよう我々が命じた際に、その領民に際限のない援助を要求し、彼らから多くの物を奪い取り、彼らに重税を課しているとの情報が届いた。その内、ある者は領民に多くを要求しているにも関わらず、会議には訪れていないのである。しかしながら、会議へとやって来る高位者がよき恭順と領民の負担とを結び付けることは我々の意図ではなかったし、今でもそうではないので、全て各々の高位者にしっかりと目を配りつつ、誰も会議にやって来る際に、その領民を税や税の取り立てで敢えて苦しめないように警告する。もし会議へとやって来ず、かつその領民にその便宜を要求する者があれば、その際に彼らから受け取った物を遅延なく返還するよう、我々は望みかつ厳格に命ずる。領民に過度の援助を要求し、領民に重き負

担を課す者は、どのような物であれ問題なきよう彼らに弁済するように配慮し、このことに関して、我々の権威により我々が賠償する必要のないように、我々の命を十全に遂行すべし。

Ad liberandam および *Afflicti corde* と比較してみると、[1b] において、教皇庁の金銭負担についての言明が復活していることが解る。また、第 23 コンスティトゥティオーでも教皇庁の財産は聖地のために使われる旨が記されており、十字軍にかかる費用に関する教皇庁への批難が小さくなかったことを窺わせる。ともかくも、十字軍にかかる戦費の問題がよりウェートを増していることは、[1b] 全体を通じてよく表れている。

続く [1c] は、*Ad liberandam* および *Afflicti corde* の 1 の相当する。削除されたのは、海賊予備軍の存在に関する行と、トーナメントの禁止に関する行である。逆に、挿入されたのは、船の提供者および造船者に対する特権付与についてである。トーナメントの禁止そのものは、いわゆる神の休戦には当たらないが、その行の削除は戦闘行為に関する俗人への干渉の度合いを弱めたことを意味する。一方で、特権付与の対象の拡大は、より十字軍を「総力戦」化することを目的としたことを意味する。この目的を達成するために付け加えられたと思われるのが、[1d] である。ここからは、一部聖職者の行為が十字軍運動の阻害要因になっていたことを示すが、[1b] と同様に、十字軍という最終目的のためには戦費の円滑な調達が決定的条件となり、このような状況の中では、もはや教皇の言説において（神の）平和は不必要だったのである。

(4) ヴィエンヌ普遍教会会議 (1311 年 10 月 16 日 ~ 1312 年 5 月 6 日)

この会議が、フランス国王フィリップ 4 世の影響下で開催されたこと、およびテンプル騎士修道会の解体を宣言する勅令 *Bullae et scripta curiae Romanae de Templariorum ordine et Terrae sanctae negotio* で幕を開けたことは周知のことであろう。決議録は二部構成をなし、この勅令は第一部となる。なお、第二部は 38 の条項 *decretum* からなり、全てが教会・信仰・神学に関連する内容となっている⁽²⁷⁾。さて、先の勅令は、会議終了後に発給された全 8 通の勅書からなる。そのタイトルが示す通り、勅令の随所にはテンプル騎士修道会の解体と聖地回復との因果関係について触れられているが、直接的に十字軍に関連するのは 5 番目の勅書 *Redemptor noster* である。以下、その内容を記すこととする。

(-5 *Redemptor noster* (1312.12.1.アヴィニョン)) 我々の贖い主、神の一人子イエス・キリストは、シオンの娘、すなわち聖地をかくも愛されたので、彼はそれを自身にとつ

⁽²⁷⁾ なお、第 24 デクレトゥムでは、ミッションのためにパリ・オックスフォード・ポローニャ・サラマンカ大学においてヘブライ語・アラビア語・カルデア語の教育がなされるべきであること、第 25 デクレトゥムでは、キリスト教徒の支配下にあるムスリムが公にその信仰を实践することの禁止が定められている。

ての遺産として、そして自身の財産としてお選びになり、それゆえに、自身で我々の肉体を身に纏われた彼は、その存在によりそれ（聖地）を飾り立てられ、そしてその尊き流血によって聖化されたのである。しかし、ああ悲しきかな、かくも光輝ある我々の贖い主の遺産が他者の手に渡り、迫害者たるバビロニア人の狂乱により混乱へと陥り、汚れた者の足で踏みにじられ、キリストの名に対する不敬なる敵である汚れたサラセン人の下劣な手で触られることで汚され、悲惨にも占領され続け、そこでキリスト教徒たちは恐ろしくも殺戮され、（それは）創造主に対する大いなる侮辱であり、全キリスト教に対する不正・悲しみであるが、その敵の忌むべき不潔さにより、そこでキリストの名は恐るべきほどに冒瀆されていることは、悲しむべきことであり、激しく嘆くべきことである。それゆえ、有害なる鞭によって打ち砕かれたこの悲しみの地は、それが受けている不寛容なる迫害に嘆き悲しんでおり、徐々に大きくなるその嘆きは、キリストの代理に呼びかけており、恥辱に傷つけられたその地はキリスト教徒の諸侯やカトリックの民衆に訴えており、また治癒者としての働きを期待する者たちにその傷を露わにし、救い主がそこで十字の受難を果たしたところの者たち救済のためにその解放を求めているのである。従って、これらのこと、および魂では十分に理解できず言葉では言い表せない他のことが我々の心へと届き、我々の精神を掻き立てているので、我々は、身に余ることではあるが、神の權威によって使徒の權威の座に呼ばれるや否や、件の地の悲しみの状態を敬虔なる配慮の目で見つつ、天の助力を伴うことで件の地が不敬なる敵の手から解放され、かくも多くの苦難の暗闇の後に願わしい平和という喜ばしい時が到来することのできるような治療法を考え出さんと努めているのである。

このこと、および他の敬虔なること、および神により受け入れられ、その全能なる力に突き動かされた職務のために、我々はヴィエンヌの町において普遍會議を召集した。そして間もなく、聖なるローマ教会の我々の同輩たる枢機卿・総大司教・大司教・司教およびその他の高位者、そしてキリストの下に敬愛すべき我々の息子たる輝かしきフランス国王フィリップとナヴァール国王ルイ — 彼ら自身、（この）記憶すべき會議に参席したのである —、他の多くの卓越した者たち、参加することのできなかつた高位者・参事会・修道院・教会の代理人といった、會議に一堂に会した者たちとともに、件の地の職務の推進について、長く、奥深く、入念な議論を行い、最終的に件の會議の承認により、かの地は全体的進軍 *generale passagium* によって援助されるよう決定した。このことのために、我々は使徒の力の手を切なる努力をもって添えることを意図し、上述の全てのことを熟慮によって考慮し、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や他の騎士修道会に属する個人や所領を除く、全世界の教会の全ての収入・収益の10分の1を、去る1月から数えた今後6年間、教会の權威と聖なる會議の承認により、（支払うよう）導く。それは、我々が適任であるとみなした信頼すべき者により保管され、期日までに集められ、件の地への援助へと支払われ、そしてカトリック信仰の敵や異教徒に対抗するための手段へと変えられるのである。

しかし、我々は最近、かくのごとき課税・徴収・10分の1税の支払いに関して、上述の今年の初めまでに届くようにあなた方に宛てた我々の書簡が届いておらず、またローマ教皇庁から遠隔であるがために短期間では都合良く届きえない、ということに注意深く考慮し、加えて、このことに関するあなた方の負担の軽減と便宜に寛大に配慮するよう好意を示し、あなた方の地域においては、上述の6年は来る10月1日から始められることを宣言する。それゆえに、あなた方全てに、使徒の書簡を通じて、厳格に恭順という価値にあなた方を導きつつ、注意深く請い、命じ、推奨する。上述のように、10分の1税の6年が、10月1日より始まる所では、上述の期日までに慣例に従って開始されるように。すなわち、件の6年の最初の年の半分は10月1日に始まり、その年の残りの半分はその次の4月1日に始まり、かくのごとく残りの5年間の各年は同様の期日で始まるのである。困難という障害のなきよう、誰であれあなた方は、その教会の収入・収益から、減額されることなく支払うように。もし、上述の10分の1税に関して、期日までに（支払いを）怠る者があれば、あなた方が誰であれ、あなた方自身あるいはあなた方によって適任であり信仰深いとみなされた者によって、あなた方の町や管区において集められるべき10分の1税を上記の期日までに支払わない者に対するのと同じ判決へと陥ることになるように我々は欲するのである。

加えて、あなた方は各々各自の町や管区において、あなた方の町や司教区に存在する、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、親愛なる息子たる大修道院長・修道院長・司祭長・助祭長・聖堂参事会長・大司祭・他の教会の高位者・参事会・(宗教的) 団体・シトー・クリュニー・プレモントレ・聖ベネディクト・聖アウグスティヌス・カルトゥジオ・グランディモンタン、および他の修道会、そしてその他の司教区内の免税特権を持たない在俗教会人や参事会員より（10分の1税を徴収せねばならない）、あなた方自身かあるいはその町や管区におけるかくのごとき税徴収の任務に就くようあなた方が任じた適任である信仰深き者、その者自身あなた方を通じてこの任務のために任命されんと我々が欲しかつ命じた者であり、彼らにはこの書状により委託し命ずるのであるが、その者を通じて、彼らが任せられるであろう各町および管区において、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や上述の他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、親愛なる息子たる大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長・助祭長・大司祭・他の高位者・参事会・団体・上述のあなた方の町や管区で免除特権を持つ修道会の修道院から、上述の方法に従ってかくのごとき10分の1税が、各年上記期日までに、その教会の収入・収益から、我々の権威により、完全に要求され集められ、そして上述の委任された者は、自身で10分の1税を上述のように免除特権を持つ者からも持たない者からも集めねばならず、各期日までに、その者を委託したあなた方の内の誰かに、いかなる遅延によっても軽視されることなく、都合上できるだけ早くそれを引き渡し、委ねなければならない。上述の免

除特権を持たない者に要求され、その者から集められた税に関して、あなた方により査定された収入に対して、および彼ら（徴税係）を通じて、免除特権を持つ者および持たない者に要求され、その者から集められたかくのごとき 10 分の 1 税の引き渡しに対して、(いかなる) 訴えもなくして、教会の調査によってなされるべきよう、あなた方は強く行うべきである。そして、かくのごとき税の引き渡しについては、公的手段により運搬され、そして (そこに) 他の妥当な用心が付加されるべきである。これに関して、必要であれば、どのぐらいの、誰から、いつ、どの期間のために、件の委託された者が 10 分の 1 税を受け取り、そして彼から、どのぐらいの、いつ、どの期間のためのものが、あなた方各々に引き渡されるのか確定されうように、あなた方は努めるべきである。

上述のように、あなた方および件の者により、他の免除特権を持つ者や持たない者かに要求され、その者から集められ、そしてそれが集められた際に、および件の者により、上述の免除特権を持つ者から集められるようあなた方が命じ、あなた方に引き渡された 10 分の 1 税を、そして上述のあなた方 (自身) の収入・収益から支払われた 10 分の 1 税を、あなた方各人は、その教会の聖堂参事会とともに、教会の下、もしくはあなた方が適していると考え他の所、すなわちより適切であり守備される他の所で、あなた方および参事会の費用負担によって、厳格かつ忠実に保管せねばならない。そして、(それは) あなた方各自により、我々が適しているとみなした者に、上述のかの地のおよび誠実なる職務のためであると我々が判断した時に、引き渡されねばならない。

従って、かくのごとき 10 分の 1 税の徴収がより容易かつより効果的であるようにするために、あなた方各人に、その町・管区内の大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長およびその他の上述の免除特権を持たない者に対して、直接もしくはその任務のためにあなたにより派遣された件の者によって、また、その任命された者には、あなた方の町・管区内の大修道院長・修道院長・司祭長・参事会長およびその他の上述の免除特権を持つ者に対して、いかなる反論も反抗も訴えられることもなく、教会の検査により御することができるという権限を、加えて、あなた方各人に、その町・管区内の上述の免除特権を持たない者について、然るべき時に件の 10 分の 1 税を支払わなかったがために破門・聖務停止に結び付けられたものの、それについての償罪が証明された後に、教会の形式に則って、(その者に破門・聖務停止の) 解除という恩典を与えることができるよう、また、上記判決やその他の判決に結び付けられている間に、その者が聖なる職務を祝ったり自身でそこに参席したりといったような、禁止の下で御せられていたことについて解放することのできるよう、この書状をもって、その完全かつ何にも拘束されない権限を承認する。そして、あなた方や件の者たち (徴税係) が、上述のようにあなた方を通じて 10 分の 1 税を徴収することに関して、あなた方の労力に見合う報酬が得られるように、我々はあなた方および彼らに罪の赦しを付加するのである。

たとえ (教皇の) 座より、あなた方・あなた方の下のある者・大修道院長・修道院長および他の上述の免除特権も持つ者や持たない者、あるいは誰であれ他の者に特権が与

えられていたとしても、(10分の1税の支払い) 阻まれるべきではないので、ある者の10分の1税の支払いに関して、かくのごとき特権について一言一句原文のままに、およびあなた方の(町・管区にある)修道会・場所・人物の名について十分かつ明確な言及のない教皇の書状によって、あなた方は決して義務を負うこともなく、強要されることもなく、聖務停止も破門もされえない。またこのことは、いかなる権威者・修道会・場所・人物に対して、一般にあるいは特別に、どのような形式や言葉の下で上述の教皇庁により承認されたものであれ、いかなる特権・免除特権・教皇の書状(にも適用されるのであり、それが有効であるならば)、一言一句、我々の特別な書状にて完全かつ明確な言及がなされなければならない。加えて、次のように我々は考えている。あなた方は、上述の神の職務に邁進しており、全てを見ておられる神の視野の中で行動しており、従って、このことに関して、全努力を注がんと意図する神および我々に、その双方から受けた職務について受け取った利益に関する情報を返報せねばならず、その際に慎重かつ厳粛に実行せねばならず、混乱および不和という罪業から逃れることができるばかりでなく、称賛という栄光および返報に値する報酬を得ることができるように、誠実かつ慎重に配慮せねばならない。

加えて、我々は次のように欲する。誰であれあなた方は、上述のことが誠実かつ厳格になされるために、あなた方により件の税の徴収のために委任された件の者に対して、次のような形で誓約させねばならない。「私某は、あなた某殿に誓う。私は、教皇の座およびその権威により、エルサレムの聖ヨハネ騎士修道会や上述の他の騎士修道会に属する管区長・修道院長・小修道院長・その他の者たち、およびその所領は唯一の例外として、あなたの町および管区の免除特権を持つおよび持たない全ての教会人から、聖地およびカトリック信仰の職務のために件の座により課された、その教会の全収入・全収益の10分の1税を請求し、集め、受け取るための徴収者である。私は、誠実に件の10分の1税を請求し、集め、受け取り、保管し、このことにおいて、その権威・地位・状況がどのようなものであろうとも、懇願・威嚇・恩顧・恩寵や他のいかなる理由によっても、他の者に譲歩せず、そして、あなたの命においてそれを受け取った時に、それをあなたに正しく返納し、引き渡す。そして、上述の免除特権を持たない者に関してはあなたに、免除特権を持つ者に関しては上述の教皇庁が派遣した者(教皇特使)に、私が請求し、集め、受け取ったもの全てについて、最終の正しい報告をなし、もし上述のことを担っている間にあなたがその職を退くのであれば、私はその職を引き継いだ者の命に従って、同じことを遂行する。神が私とこれらの聖なる神の福音を助け給わんことを。」

これは、資金調達に厳格化を目的としたものであり、それを実行するためのマニュアルに他ならない。(神の)平和は、ここにおいて完全にその姿を現す余地さえ与えられてない。

おわりに

まずは、以上のことを簡単にまとめてみる。12世紀の段階では、贖罪の場および異端討伐を目的とした広義の意味でのキリスト教世界の平和を構築するための手段として、十字軍は設定されていたが、一方において、狭義の意味における神の平和運動との理念的・論理的連関は、少なくとも普遍教会会議決議録の言説においては確認されなかった。この点では、神の平和運動と十字軍運動との間に「戦いのモラル化」のみの存在を見た、フローリの見解の妥当性が確認されるであろう。しかし一方で、13世紀に入り、十字軍が主目的となっはじめて、少なくとも神の休戦がそこに集約され、その中で結び付けられたことも確認された。12世紀には、十字軍運動の位置付けそのものが非常に流動的であり、その揺れ動きが十字軍運動と平和との関係にも影響を与え、両者の関係を一定のものとしては捕らえがたいという現象を生じさせてのであろう。それに対して、13世紀に十字軍が主目的化されることにより、それは確固たる足場を与えられ、少なくとも神の休戦運動との理念的・倫理的結合が可能になったと言えるのである。ただし、それは言わば瞬間的なものに過ぎなかった。第4回十字軍の「失敗」（聖地エルサレムが奪回されなかったという意味において）の原因が金銭問題にあったという記憶が冷めやらぬ中で、十字軍という主目的を達成するための資金に関する言説が、それと同時に登場したのである。第1回リヨン普遍教会会議では、そこに資金調達マニュアルが付け加わり、有力者のモラル是正も資金調達のための手段に特化されていく。第2回リヨン普遍教会会議の段階においては、トーナメントの禁止が姿を消し、ヴィエンヌ普遍教会会議では「平和」そのものが、十字軍を呼びかけるための言説の中から完全に姿を消すのである。

では、これらの流れは何を意味するのであろうか。本小文の冒頭に設定した問題に立ち返って、少し言葉を付け足したい。十字軍運動と（神の）平和運動との連関が、「キリスト教世界」の主導者であることを最も体現すると考えるのであるとするならば、その頂点は第4回ラテラノ普遍教会会議における言説に見いだされなければならない。また、それは十字軍運動が主目的として普遍教会会議決議録の言説の中に位置付けられた結果でもあった。しかし、第4回ラテラノ普遍教会会議以降に十字軍提唱の言説の中から（神の）平和への言及が姿を消していくことは、必ずしも（神の）平和運動そのものの消滅を意味するとの考えを導くわけではない。（神の）平和が、もはやその言説の中に盛り込む必然性がない程に、十字軍運動における前提条件となっていた可能性を十分に残すからである。かつて、B・ヴァイラーは、聖地十字軍の準備 *negotium Terrae Sanctae* と平和・紛争解決との関係についての教皇の言説が、12世紀後半～13世紀に王侯君主に浸透していったことを明らかとしたが、⁽²⁸⁾一般的な平和運動の主導者の移り変わりと同様に、十字軍と平和との結び付きも教権から俗権へと移行したと考えるべきなのであろうか。このことを考える

(28) Weiler, "The *Negotium Terrae Sanctae* in the Political Discourse of Latin Christendom", pp. 1-36.

ためには、次段階として、上記の教皇による十字軍勅令の綿密な分析が必要となることは
言うまでもない。⁽²⁹⁾

⁽²⁹⁾ 本稿注(16)。

<論文>

戦後アジア国際秩序再編とコロンボ・プランの指針

1950年第二回コモンウェルス諮問会議報告書分析

渡辺 昭一

1 課題の限定

本稿の課題は、1950年11月に第二回コモンウェルス諮問会議(ロンドン会議)がまとめた報告書の分析を通じて、コロンボ・プラン(Colombo Plan)の基本的枠組みを明らかにし、その特質を確認することにある。このプランは、1950年1月にアジアで初めてコモンウェルス外相会議がコロンボで開催された時、南及び東南アジアにおける経済開発の重要性を全会一致で確認したことに端を発する。セイロン首相セナナヤケ(D.Senanayake)の発案及びオーストラリア外相スペンダー(K.Spender)の具体的提案をもとに、同年5月にシドニーで第一回諮問会議、さらには10月にロンドンで第二回諮問会議が開催され、その作業結果が本稿で取り扱う報告書としてまとめられた。この報告書は、コロンボ・プランを網羅的に示すものとは言い難いものの、その後の経済計画の実施における指針となったものであり、当該期におけるアジア経済秩序の再建に向けたコモンウェルス諸国の現状認識を探るのに、極めて有益な資料である。

ところで、このコロンボ・プランに関する研究は、当初、そのほとんどが現状分析に終始していた。⁽²⁾日本においては、戦後経済復興に向けた東南アジアへの関心の高まりを背景に、日本がコロンボ・プランに加盟した1954年や第10回コモンウェルス諮問会議が東京で開催された1960年前後に日本の金融機関や日本外務省などが積極的に情報収集して論評を試みていたが、1990年代に入りようやく波多野澄雄氏によって本格的な研究が開始された。波多野氏は、冷戦構造下におけるアメリカの対アジア戦略の一環としてコロンボ・プランへの日本の参加が実現したことと、それが日本独自の東南アジア介入への出発点になったことを明らかにした。最近では、この加入を日本の積極的な東南アジア戦略として

(1) コロンボ・プランとは、1950年に発表された、イギリスを中心としたコモンウェルス諸国が南・東南アジア諸国の経済的支援を行う経済計画のことである。このプランに関する報告書は各国で刊行されているが、本稿ではイギリス議会に提出された報告書を利用している。*The Colombo Plan for Co-operative Economic Development in South and South-East Asia: Report by the Commonwealth Consultative Committee* (London, 1950) British Parliamentary Papers, Cmd.8080.

(2) 外務省調査局「コロンボ・プランの現状」『外務省調査局第四課調査と史料』1-(2)、1951年；大蔵省「コロンボ・プランの概要」『調査月報』40-(1)、1951年；外国為替委員会「コロンボ・プランの問題」『外国為替管理委員会月報』8、1951年；世界経済調査会「コロンボ・プランとその問題点」『海外経済事情』73、1951年；東京銀行調査部「インドにおけるコロンボ・プランの成果とその問題」『東京銀行月報』6-(4)、1954年；東京銀行「コロンボ・プラン」『東京銀行月報』6-(11)、1954年；外務省経済局『コロンボ計画と日本』日本貿易通信社1960年；日本銀行、「コロンボ・プラン」1958年。

位置づけようとした大海渡桂子氏の研究がある。いずれもコロンボ・プランの実施過程における日本側からのアプローチとして非常に示唆的である。⁽³⁾

他方、海外においては、当時コロンボ・プランに関する宣伝用パンフレットが随時発行されたことで一般に周知されていたが、プランについて概観したベナム (F.Benham) の研究があったとはいえ、本格的研究はなかった。⁽⁴⁾初めて総括的に検討したのがシン (L.P. Singh) の研究であろう。彼は、アジア国際秩序に関する研究の一環として、国連アジア極東経済委員会 ECAFE の機能とともにコロンボ・プランの役割を検討しておりその分析内容は非常に示唆的であるが、組織に関心が注がれ、政策過程や計画の実態にはあまり触れていない。⁽⁵⁾また、オーストラリア側から分析した研究として、コロンボ・プラン作成に関わった当時のオーストラリア外相スペンダー自身による研究が注目に値する。⁽⁶⁾彼は、オーストラリアの外交戦略として 1950 年コモンウェルス外相会議におけるコロンボ・プラン成立までのいきさつを詳細に論じている。さらに、オークマン (D.Oakman) は、1950 年代におけるコロンボ・プランを外交史としてだけでなく、戦略的・政治的さらには文化的視点から新たに検討しようとしている。⁽⁷⁾しかし、両研究ともオーストラリア側からの視点に偏り、プランの全体像については不十分な言及しかない。また、ターリング (N. Tarling) は、1940 年代におけるイギリス外交面からコロンボ・プラン成立に至るまでのイギリス側の事情を興味深く論じているものの、具体的なプラン作成過程についての検討は不十分である。⁽⁸⁾これらの主要な研究動向をみると、コロンボ・プランに関する資料は豊

(3) 波多野澄雄「『東南アジア開発』をめぐる日・米・英関係 日本のコロンボ・プラン加入 (1954 年) を中心に」『年報近代日本研究』16、1994 年；同上「コロンボ・プラン加入をめぐる日米関係」『同志社大学アメリカ研究別冊』14、1995 年；大海渡桂子「戦後日本の『東南アジア地域戦略』の萌芽 コロンボ・プラン加入を中心に」『法学政治学研究』81、2009 年。他に、佐瀬六郎「コロンボ・プラン、国連等の国際協力と、賠償の諸問題」『東商』132、1958 年；吉宗宏「英国の『東南洋』に対する経済協力 1970 年までのコロンボ・プランを中心として」『東洋研究』53、1979 年；日本の経済援助については、下村恭民「ODA 理念の展開 コロンボ・プランからの 50 年を考える」『外交フォーラム』18-(8)、2005 年。また、イギリスの対日賠償交渉との関連でコロンボ会議をとりあげた、細谷千博『サンフランシスコ講和への道』中央公論社、1984 年も大変示唆的である。

(4) 例えば、1950 年代についていくつか挙げれば、H.M.S.O, *New Horizons in the East*, London, 1950；Guy Wint, *What is the Colombo plan?*, London, 1952；H.M.S.O, *Progress in Asia : the Colombo Plan in Action*, London, 1953；Information Unit Colombo Plan, *The Colombo Plan*, Colombo, 1954；Frederic Benham, *The Colombo Plan and other essays*, London, 1956；Colombo Plan Information Unit, *Change in Asia : the Colombo plan*, Colombo, 1956；Colombo Plan Bureau, *The Colombo plan : questions and answers*, Colombo, 1957；Colombo Plan Bureau, *The Colombo Plan : facts and figures*, Colombo, 1958；Colombo Plan Bureau, *The Progress of the Colombo Plan*, Colombo, 1958 (邦訳: アジア協会『コロンボ計画十年の歩み』1961 年)；Colombo Plan Bureau, *Change in Asia*, 1959；Colombo Plan Bureau, *The Colombo Plan Story*, Colombo, 1961。他に 1956 年より、コロンボ情報局 (Colombo Information Unit) から『*The Colombo Plan*』という雑誌が発行され、計画の情報が逐次公開された。また、オブミンスキー・エ・イエ (西口章雄訳) 『コロンボ・プラン』と帝国主義列強によるその利用』1.2 『同志社商学』15-(1)、15-(2) 1963 年。この論文は当時のロシア側からの分析として非常に興味深い。

(5) L.P.Singh, *The Politics of Economic Cooperation in Asia*, Columbia, 1986.

(6) P. Spender, *Exercises in Diplomacy*, Australia, 1969.

(7) D.Oakman, *Facing Asia : a History of the Colombo Plan*, Australia, 2004.

(8) N.Tarling, 'The United Kingdom and the Origins of the Colombo Plan', *Journal of Commonwealth and Comparative Politics*, 24-(1), 1986.

富であっても、プランの全体構造に関する研究が十分に行われてきたとは言い難く、その計画の実態及びその歴史的役割と意義については、ほとんど追及されていないのが現状である。このプランが、アジアにおける帝国の解体に伴って新コモンウェルス体制へと移行する過程で、アジアにおける共産主義拡大に対する脅威が高まりつつあった時に、アジアの国際秩序の再編に向けた話し合いにおいて生じたことを考えると、この枠組みを踏まえてコロンボ・プランの成立・展開過程を検討することが重要であろう。⁽⁹⁾

こうした展望を踏まえて、本稿は、まずコロンボ・プランが提案されたコモンウェルス外相会議の結果を概観し、その後プラン作成にあたった第一回と第二回のコモンウェルス諮問会議の課題と内容を確認しつつ、そこでまとめられた最終報告書を検討して、コロンボ・プランの内容とその基本理念について明らかにすることを意図している。

2 コロンボ・プランの成立過程

(1) コモンウェルス外相会議とアジア経済開発問題

コロンボ・プランは、1950年1月にコロンボで開催されたコモンウェルス外相会議において、ホスト国セイロンとオーストラリアの提案によって誕生することとなった。⁽¹⁰⁾ この会議は、コモンウェルス会議としてアジアで初めて開催されたことと、インド、パキスタン、セイロンが、コモンウェルスの新たな一員として、民族や領土の大きさに関係なく対等な立場において参加した点で、歴史的に重要な意味を持っていた。1950年1月9日から14日までの6日間に全11回の会議が開かれ、国際関係、中国の共産主義、対日平和交渉、東南アジア情勢、ヨーロッパ情勢といった、当該期における重要な国際秩序問題が議論された。当初、これまでのコモンウェルス関連の会議のごとく、意見交換のレベルに終始すると思われたが、明確な共同計画の方針が決議された。当該会議において審議の分岐点となったのは、インドシナのバオダイ暫定政権の承認問題であった。イギリス外相ベヴィン(E.Bevin)は、南・東南アジアへの共産主義の拡大阻止という観点から当該政権の承認を求めたのに対して、インド首相ネルー(J. Nehru)は、当該政権がフランスの傀儡政権であることを見抜き、ヨーロッパ帝国主義支配の存続を認めることになるとして猛烈に反対した。審議は両者の対立によって非常に緊迫した状況下に陥ったが、スペンダーが経済開発計画案を提案し

(9) 戦後東南アジアに対するイギリスの影響力については、T.Remme, *Britain and Regional Cooperation in South-east Asia, 1945-49*, London and New York, 1995; N.Tarling, *Britain, Southeast and the Onset of the Cold War, 1945-1950*, Cambridge, 1995; Junko Tomaru, *The postwar rapprochement of Malaya and Japan, 1945-61: the roles of Britain and Japan in South-East Asia*, Macmillan and New York, 2000; 木畑洋一『帝国のたそがれ』東大出版会、1996年。冷戦初期のアメリカ側からのアプローチについては、A. Rotter, *The Path to Vietnam*, Ithaca and London, 1987; R. J. McMahon, *The Cold War on the Periphery: the United States, India, and Pakistan*, New York, 1994; 菅英輝『米ソ冷戦とアメリカのアジア政策』ミネルヴァ書房、1992年。

(10) コロンボ外相会議の具体的審議過程について、Shoichi Watanabe, 'The Origins of the Colombo Plan: the 1950 Commonwealth Foreign Ministers' Conference and the Official Meeting and the International Aid Program for Asia', Shoichi Watanabe ed., *The Formation of the New International Order in Asia and the International Aid Plan* (the Interim Report by Grant-in-Aid for Scientific Research (A) in 2007-2008).

たことで、一気に政治問題から経済問題へと議論の流れが変わったのである。彼の提案は、⁽¹¹⁾10年開発計画 (a ten year plan) と官僚による検討委員会の設置を求めていたセイロン首相の案をより一層具体化した内容であったために、全会一致で承認を得た。⁽¹²⁾

その概略は以下のごとくである。あらゆるコモンウェルス諸国の参加を求めたコモンウェルス諮問会議の設置が勧告され、(i)各代表が自国政府から経済計画に対する積極的対応策を引き出すこと、(ii)南及び東南アジアに関心を持つ非コモンウェルス諸国への参加を働きかけること、(iii)当該地域の生活水準を引き上げるために、国際機関及び地域機関との協力体制を検討すること、(iv)基本的製品の価格維持のために、国際的商品協定を促進すること、(v)計画事業の推進のための常設機関を設置すること、を審議することになった。⁽¹³⁾

このように、参加国による全会一致は、当時ヨーロッパに関心が向けられがちであった国際関係においてアジアも解決すべき緊急課題を擁した地域であると認識されたばかりでなく、諮問委員会の設置によって、その具体的解決の方針が明示されたことに大きな意義があった。

(2) 1950年のコモンウェルス諮問会議とコロombo・プラン作成

(a) 第一回コモンウェルス諮問会議【シドニー会議】

この全会一致の決議に従って、各国がそれぞれ対応策を検討することになった。イギリスは内閣府にコロombo・プランに向けての調査準備委員会を設置して詳細に検討を開始し、⁽¹⁴⁾同じくオーストラリアもスペンダーを中心に政府及び議会内の支援体制を整えていった。⁽¹⁵⁾そして、およそ5カ月後のシドニーにおいて、官僚による予備会議 (5月11日～14日) を経て、第1回コモンウェルス諮問会議 (5月15日～19日) がオーストラリア外務大臣スペンダーのもとで開催された。参加国は、オーストラリアをはじめ、カナダ、セイロン、インド、ニュージーランド、パキスタン、イギリスの7カ国であった。ここでの審議事項は、コロombo外相会議の決議を更に吟味して8項目として、(i)開発計画の準備、(ii)技術支援、(iii)優先的経済要請、(iv)商品協定、(v)南及び東南アジアにおける非コモンウェルス諸国との関係、(vi)アメリカ合衆国等との関係、(vii)実施機関、(viii)今後の諮問会議の日程についてであった。⁽¹⁶⁾以下、要点のみを確認していきたい。

(i) 開発計画の準備

南及び東南アジア地域における開発に関して、1957年6月30日までの6年間の開発計

(11) オーストラリアは、すでに数ヶ月前から、アジア経済開発の必要性を検討しており、その成果をまとめていた。当時のオーストラリアのアジア外交政策の展開については、David Lowe and Daniel Oakman eds, *Australia and the Colombo Plan*, 2004, pp.1-35.

(12) DO35 / 2773 (F.17) F.M.M.(50), Minutes of the 8th Meeting, South-East Asia: Economic Aspects.

(13) DO35 / 2773, F.M.M.(50)10, Final Press Communique, 13th Jan.1950.

(14) 1950年2月にイギリス内閣は、南・東南アジア開発援助計画委員会を設置し本格的な情報収集を行い、諮問会議に向けてのイギリスの方針を検討開始している。

(15) スペンダーは、3月に議会に対して、5月の第一回諮問会議の審議事項を公にした。1950年度のオーストラリア側の史料について、D.Lowe & D.Oakman, *Australia and the Colombo Plan, 1949-57*, Australia, 2004 がある有益な情報を与えてくれる。

(16) CAB129 / 38, CP(50)123, 16 June 1950.

画を準備することを確認した。その方法として、当該地域における各国は、経済の現状と開発計画に関する現実的包括的声明を準備し、1950年9月1日までにオーストラリア政府を経由してコモンウェルス諮問委員会に提出することとした。当該委員会は、提出された資料を精査し、個別地域の実態と要求を一つの報告書にまとめ、コモンウェルス諸国が非コモンウェルス諸国の外部資金を援用しながら、不足分に対する融資、技術支援をどの程度行うべきかを決定することになった。⁽¹⁷⁾

(ii) 技術支援

当該委員会は、コモンウェルス技術支援計画 (Commonwealth Technical Assistance Scheme) を直ちに実施すべきであるとして、1950年7月1日から3年間にわたり800万ポンドの技術支援を行うことを決定した。具体的には、現状に関して公開された情報をもとに双務契約で実施することになったために、各支援政府は、支援の内容と規模を早急に公開することとした。そして、支援政府は、すでに技術支援を実施していた国連機関との連携を保ちながら、技術者の派遣及び技術訓練生の受入れを積極的に実施することを確認した。⁽¹⁸⁾

(iii) 優先的経済要請

アジアの非コモンウェルス諸国、特にインドネシアに対する緊急支援は、オーストラリアのみならずコモンウェルスの政策とも合致するが、次の第二回ロンドン諮問会議に先送りすることが確認された。そこで決定できない時には、個々の状況に応じて支援政府が決定することとなった。⁽¹⁹⁾

(iv) 商品協定

コモンウェルス政府は、貿易の自由化をめざしたハバナ協定 (1948年) に準拠して、当該地域が輸出品を安定的に供給する一方で、コモンウェルス諸国、特に北アメリカ (ドル市場) での販売市場が拡大されるべきことを確認した。また、コモンウェルス政府は、双務的商品協定の重要性を確認し、それを一層推進するための情報交換に努めることが求められた。これは、輸出過剰によって生じる価格崩壊を防ぎ、輸出国の所得を拡大するための方策であった。⁽²⁰⁾

(v) 当該地域内における非コモンウェルス諸国との関係

当該地域の非コモンウェルス諸国も、9月1日までオーストラリア政府を経由して開発計画の要望書を提出することが望ましいとされた。また、国連アジア極東経済委員会 (United Nations Economic Committee for Asia and Far Eastern、通称エカフェECAF) の収集した情報の提供とその担当者の諮問会議への参加を求めた。これは、すでに1947年に設置されたエカフェがアジア全域に関する情報収集を開始していたため、この機関との連携が必

(17) Ibid.

(18) Ibid. 国連は、1949年に「未開発国の経済開発のための技術援助拡大計画」を承認していた。

(19) Ibid.

(20) Ibid.

⁽²¹⁾
要不可欠と判断されたためである。

(vi) **当該地域に関心を持つアメリカ合衆国及びその他の地域**

同様に、当該地域の経済開発プログラムに関してアメリカ合衆国との非公式な連携を維持していく必要性を確認したが、他方、フランスとオランダについては参加を求めないことになった。これは、アメリカの資金援助を期待したことと、フランスのインドシナ支配の継続及びオランダのインドネシアへの植民地的支配の再現・継続に対する脅威があったためであった。⁽²²⁾

(vii) **組織**

当該計画を実施すべき常設機関がないために、次の諮問会議において常設機関 Bureau の設置を確認するとともに、7月15日までに第1回技術協力常任委員会の開催を各政府に促すことになった。このために、技術協力プログラムが1950年7月1日から3年間800万ポンドの予算で開始された。⁽²³⁾

(viii) **今後の諮問会議の日程**

次の諮問委員会について、9月中に各国から提出される書類を吟味するための官僚レベルでの予備会議を開催した後、同月に各国代表による本会議をロンドンで開催することを確認した。また、東南アジア諸国には資料提出に関する詳細な質問事項のマニュアルを示して、それに沿った計画書の提出を求めたのである。⁽²⁴⁾

このように、シドニー会議は、今後の作業成果を占う上で決定的に重要な会議であった。会議は、各国から具体的計画案を提出してもらうための検討事項の確認を最重要視したが、計画実施の基盤整備にむけた技術支援計画を先行させた。

(b) **第二回コモンウェルス諮問会議【ロンドン会議】**

さて、第二回諮問会議の本会議は、9月25日から10月4日まで、ロンドンで開催された。⁽²⁵⁾これに合わせて、非コモンウェルス諸国との会議（10月2日～4日）が4回、さらに技術協力審議会の会合（10月5日）が1回、それぞれ開かれた。⁽²⁶⁾参加国は、前回同様に7カ国で、本会議の議長には、イギリス経済問題担当大臣ガイツケル（H.Gaitskell）が選出

(21) エカフェは『アジア極東経済調査 (Economic Survey of Asia and the Far East)』を毎年発行して、アジアの加盟国の情報を公開していた。また、エカフェの活動については、D.Wightman, *Toward Economic Cooperation in Asia*, New Haven and London, 1963. (日本エカフェ協会訳『アジア経済協力の展開』、東洋経済新報社、1965年)を参照。

(22) CAB129 / 38, CP(50)123, 16 June, 1950.

(23) Ibid., この詳しい規定については、Appendix B に掲載されている。実際には10月にロンドンで最初に会議が開かれた。

(24) Ibid.,

(25) 共産主義拡大防止という点から、1950年6月に勃発した朝鮮戦争が諮問委員会の決定にどのような影響を及ぼしたのかを検討することが重要であろう。とりあえず、N.Tarling, *Britain, Southeast Asia & the Impact of the Korean War*, Singapore, 2005 を参照。

(26) CAB133 / 7, Commonwealth Consultative Committee, Sept-Oct. 1950.

された。

この会議の目的は、9月1日まで提出された基礎資料をもとに審議した予備会議の結果を踏まえて最終報告書をまとめることであった。9回にわたって開かれた会議の主な検討課題は、非コモンウェルス諸国の取り扱い、支援の優先順位、技術支援の在り方、常設機関、国連や世界銀行との関連、フィリピンの取り扱いであった。会議は、予備会議を含め約1カ月をかけ10月4日に最終報告書をまとめ、参加国政府の承認を促した。報告書は、コモンウェルスが取り組んでいくアジア戦略の基本方針となった。

3 コロンボ・プランの骨子とその特徴

第二回コモンウェルス諮問委員会による最終報告書は、各国政府において次々と承認された後、イギリスにおいても議会文書「南及び東南アジアにおける協力的経済開発のためのコロンボ・プラン：コモンウェルス諮問委員会報告書」(Cmd.8080)として公開された。報告書は、全10章から構成され、第1章から第3章は、南及び東南アジアの現状分析、第4章から第7章がコモンウェルス各国(インド、パキスタン、セイロン、マラヤ連合、シンガポール、北ボルネオ、サラワク)の現況、そして、第8章でそれを総括した後、第9章で技術支援及び資本投資の視点からマンパワーの問題、第10章で資本融資の問題を検討している。以下、この章別構成に従って、いかなる現状認識のもとどのような対策案が検討されたのか、また、そこに表れた計画の特徴はどのようなものであったのかについて検討していきたい。⁽²⁷⁾

【A】南及び東南アジアの重要性 会議はどのようにアジアを認識していたのか。

諮問会議が射程に入れているアジア諸国は、インド、パキスタン、セイロン、マラヤ連邦(マラヤ、シンガポール、北ボルネオ、サラワク、ブルネイ)、ビルマ、タイ、連合国(カンボジア、ラオス、ベトナム)、インドネシアであるが、非コモンウェルス諸国の戸惑いと、9月1日までの計画書提出が間に合わなかったため、報告書は、とりあえずイギリスの植民地及びコモンウェルス諸国の計画のみを検討している。

第一に、当該地域には地球の1/4に当たる約5億7,000万人が暮らし、豊富な人的資源や原料・食料資源があるにもかかわらず、その未開発状態から長期間貧困と飢餓に苦しめられてきたことを指摘した。⁽²⁸⁾ この状況から脱却するためには、実質的所得の引き上げによ

(27) ここでは、最終報告書の分析のみを行い、諮問会議の議事分析は別稿において検討する予定である。なお、この報告書について留意すべき点は、(1)当該地域の非コモンウェルス諸国にも参加を促す招待状が送付されたが、短期間にその計画を策定することが困難であったため、コモンウェルス諸国の計画に考察が限定されていること、(2)当該地域の開発プログラムは、完全に国連の原則に沿うものであり、ECAFEとの連携を念頭に置いていることである。

(28) *The Colombo Plan for Co-operative Economic Development in South and South-East Asia: Report by the Commonwealth Consultative Committee*, London, 1950 (Cmd.8080), p.1.

て食料と消費の拡大を促すための経済的開発が不可欠であり、その実現が当該地域のみならず世界の政治的安定をもたらすという基本的現状認識が示された。

では、なぜ経済開発が不十分であったのか。国際収支の視点からその実情が確認された。まず、戦前のアジア貿易構造についてみると、当該地域は、世界の取引高におけるジュート、ゴムの大部分、茶 3/4、スズ 2/3、油子 1/3 を輸出していた。ジュート、ゴム、スズはドル確保の極めて重要な戦略物資であったこと、および、茶、油脂もヨーロッパへの輸出による外貨獲得の主要な手段となっていた。この外貨獲得こそが、イギリスやスターリング地域のドル不足を補填する重要な要因であり、多角的貿易決済制度の要となっていた⁽²⁹⁾。また、資本収支構造についてであるが、この決済制度を支える要因として、イギリスを中心とした西欧からの安定した資本輸入があり、当該地域における開発の基礎を築いたものの、急激な開発には不十分であった⁽³⁰⁾。一方、戦後の貿易構造については、その様相が激変したことが指摘された。多くのアジア諸国の貿易収支はドル余剰からドル不足へ転換し、しかも当該地域への資本投資は戦争により消滅してしまい、戦前のイギリスの生命線であった多角的貿易・決済制度が崩壊していた。したがって、まず取り組むべき課題は、世界貿易において当該地域を戦前レベルに復活させることであって、そのために大規模な資本投下を実施することであると認識された。

さらに、戦争による被害及び復興状況についても確認している。戦時中、日本によってアジア諸国の輸送設備やプランテーションが破壊されたために、戦後における世界的な輸送船不足とアジアの食料・原料生産システムの解体をもたらしたことを指摘した⁽³¹⁾。そのため、いずれの諸国においても、食料の供給および確保が最重要課題となり、国際緊急食料支援委員会 (International Emergency Food Council) やアメリカ、オーストラリア、カナダからの個別支援が実施されたが、未だ戦前以下のレベルに置かれていることを ECAFE の年次調査報告書を援用して明らかにした⁽³²⁾⁽³³⁾。

このような戦後の混乱によって生じたインフレ状況を克服するために、アジア諸国は、スターリング・バランスの取り崩しと旧宗主国からの緊急支援によって対処してきた。1946-49 年の 3 年間に、インド、パキスタン、セイロンがスターリング残高から約 3 億 4,000 万ポンドを引き出した⁽³⁴⁾。一方、イギリス政府は、1945 年の植民地開発・福祉法

(29) 戦前のアジア地域の経済秩序については、次を参照。秋田茂・籠谷直人編『1930年代のアジア国際秩序』、溪水社、2001年；杉原薫『アジア間貿易の形成と構造』、ミネルヴァ書房、1996年、第4章。

(30) *Ibid.*, p.2.

(31) *Ibid.*, p.4. 倉沢愛子編『東南アジア史の中の日本占領』、早稲田大学出版部、1997年；中里成章「日本軍の南方作戦とインド」、『東洋文化研究所紀要』、151,2007年。

(32) *Ibid.*, p.5.

(33) ECAFE, *Economic Survey of the Area and the Far East*, 1949.

(34) スターリング残高とは、戦時中イギリスが戦費調達のためにスターリング地域諸国から莫大な借り入れを行い、そのまま債務として凍結された資産のことである。インド・パキスタンとの交渉については、B.R.Tomlinson, 'Indo-British Relations in the Post-Colonial Era: The Sterling Balances Negotiations, 1947-49', *Journal of Imperial and Commonwealth History*, 13, 1985; A. Mukherjee, 'India-British Finance: The Controversy over India's Sterling, 1939-47', *Studies in History*, 6-2, 1990, pp.248-251.

(Colonial Development and Welfare Act) や 1949 年の海外資源開発法 (Overseas Resources Development Act) 等によって、植民地に対して行政費、戦争復興費、開発費として総額 9,500 万ポンドを限度とした財政的支援を約束し、1951 年度までに 4,700 万ポンドを支出していた⁽³⁵⁾。こうした支援結果を踏まえて、報告書は、戦後被害に対する緊急支援対策の問題は一応決着が付き、健全で長期的な経済開発計画の実施段階に達したと判断した。

1 月のコモンウェルス外相会議において、多角的貿易に基づく世界経済の復興のためには、当該地域の政治的安定と経済開発の実現が重要であることが確認されていたが、イギリスの植民地やコモンウェルス諸国のみならず、当該地域の非コモンウェルス諸国にも同等の開発条件を促してアジア全域を一つの単位として発展させること、さらには、必要な財源確保先としてアメリカや国連に協力を要請すべきであると、開発の基本方針がより鮮明に意識されるに至った。そしてこの経済開発の必要性については、アジアの一人当たりの国民所得が、イギリスの 200 ポンドやアメリカの 400 ポンドと比較して 23 ポンドならずと圧倒的に低水準にあるのは、土地に対する人口比の高さに起因すると判断された。農業収入の増大を促すには、鉄道、道路、港、電力、灌漑など基幹産業に対する資本投資を最優先して実施すべきであるとの共通認識が示された⁽³⁷⁾。

【B】各国の実情と事業計画

次に、提出されたデータに基づくアジア諸国の実情を各国別に確認していきたい（詳細は表 1 を参照）。

(a) インド

人口 3 億 5,000 万人を擁するインドは、農民 67% の農業国でありながら農業生産が相対的に低かった。産業についても、鉄鋼、綿工業、砂糖、セメント、マッチ工業などの大部分は両大戦間期に設立したばかりで、そのほとんどが中小企業のため、一人あたりの所得が少なかった⁽³⁸⁾。

インドの特殊事情として、戦争による混乱と 1947 年の印パ分裂の影響が指摘された。インドは連合軍の兵站基地となったために、戦争必需品の生産拡大が行われたものの、国民にとって商品不足が深刻となっていた。急激なインフレーションを抑制するために、食料、消費財、耐久財の輸入を拡大したことで、対外収支は大幅な赤字に転換し、スターリング・バランスの取り崩しによって対処せざるを得なかった⁽³⁹⁾。また、印パ分裂によって、これまで自給の範疇

(35) 植民地開発法による援助については、山口育人「アトリー労働党政権の対外経済政策と植民地」『史林』82 - 4, 1999 年が詳しい。

(36) *Colombo Plan Report*, p.3.

(37) *Ibid.*, pp.8-9.

(38) *Ibid.*, p.10

(39) *Ibid.*, p.12.

表1 イギリスコモンウェルス諸国の概要

	インド	パキスタン	セイロン	マラヤ・英領ボルネオ	サラワク・北ボルネオ	
総人口(m.)	347.3	82.2	7.3	6.1	0.6	0.5
都市人口 (%)	14	12	16	27		
経済活動人口 (m.)	108.9	22	2.6	2.3	0.3	
農業 (%)	67	82	53	52	44.5	
製造業 (%)	21	4	10	10	0.5	
その他 (%)	12	14	37	38	55	
国民所得 (Rs.m.)	78,105	16,711	2,245	M \$ m.3345		
Rs (£)	301 (23)	222 (24)	308(23)	M \$ 545(63)		
総面積 (m.acres)	781	233	16.25	32	30	19
耕地 (1949) (m.acres)	306 (39%)	54(24%)	3.25 (20%)	5(16%)		
	米 72	米 21.5	茶 0.53	米 0.9		
	小麦 22	小麦 10.8	ゴム 0.57	ゴム 3.3		
	Jowar 22	綿花 2.7	ココナッツ 0.92	ココナッツ 0.5		
	Bajra 19	ジュート 1.9				
電気(KW)	1,400,000	69,074	16,300	141,900	2,082	1,332
交通 (1949.3) (miles)						
道路	182,000	57,984	6,362	6,365	279	377
鉄道	33,861	6,982	894	1,091	7	116
水上交通	6,300	5,000	120	150	1,007	
国際収支(1949年) (Rs.m.)				M \$ m.	M \$ m.	M \$ m.
輸入	6,012	1,118	1,029	1,839	110	34
その他	1,226	190	218	171	79	2
輸出	4,189	911	1,064	1,678	188	38
その他	1,460	85	155	343	1	0.5
収支	-1,581	- 312	- 28	- 11	5	2.4
海外貿易品 (1949)						
主要輸入品 (Rs.m.)						
	小麦 615	綿製品 416	穀類 329	米 209		
	米 306	金属・製造機械 135	織物 152	織物 239		
	製造機械類 908	化学製品・薬品 39	鉄鋼・機械 84	砂糖 51		
	交通関連 535	雑貨・石油製品 34	油・種子類 49	機械 49		
主要輸出品 (Rs.m.)						
	ジュート製品.1228	原綿 355	茶 650	ゴム 727		
	茶 792	ジュート(原料) 300	ゴム 125	スズ 274		
	綿製品 457	茶 49	ココナッツ 186	ココナッツ 108		
		皮革 31	黒鉛 6			
国家財政 (1950) (Rs.m.)	鉄道を除く	藩王国を除く	1949年		M \$ m.	M \$ m.
歳出						
一般行政費	1,427		65	117.5	2.3	1.2
開発費		211	136		1.6	9.6
防衛費	1,680	509	9	75	0.1	
社会サービス	1,493	148	270	81.7	3.7	1.4
その他	2,530	886	259	220.1	12.4	7.1
計	7,130	1,754	739	494.3		
歳入						
所得税	1,719	90	118	70.8	0.3	0.1
消費税	2,515	490	369	235.2	9	5.6
その他	2,881	627	83	188.1	4.1	1
計	7,115	1,207	570	494.1		
公債 (Unfunded Debt, 預金を除く)	Rs.m.					
国内	18,476	820	315	213		
国外	592		125	103		

Colombo Plan Report (Cmd.8080), Appendixの各国データより作成。(m.は100万を示す。以下同様)
 インドは1948年度、それ以外は、1949年度データに基づく。

にあったジュート、食料、綿花などがパキスタンからの輸入ということになり、難民救済費や食料支援費もそれぞれ年当たり3億ルピーにのぼり著しい財政逼迫を招いていた。

このためにインドの開発計画は、生活水準の改善、最低限の社会サービスの提供、インフレーションの抑制を目的として、農業生産拡大のための社会基盤整備事業の実施（ダム建設）、農地の生産力向上のための肥料、農業・建設資材の供給、輸送設備の改善（主として鉄道の修理・蒸気機関車の製造）、工業プラントの近代化及び鉄鋼生産の拡大、農村における雇用の拡大に重点をおいた。一人あたりの衣類の消費を10ヤードから15ヤード、穀物消費量を12オンスから16オンスへの拡大を目標として、基本的生活水準を引き上げつつ、外国への食料依存の削減をめざした。このような計画を実行する組織については、すでに機能している国家計画委員会（National Planning Commission）に注目した。⁽⁴⁰⁾

総経費は184億ルピーと見積もられたが、国内調達可能額を103億ルピーしか見込めず、残り81億ルピー（6億700万ポンド）は海外資本に依存することになった。⁽⁴¹⁾インドは、これまで外国資本に依存してきたし、その傾向に変更はなかったが、より積極的な投資の誘因策として、新規外国企業に対する制限を大幅に緩和し、投資分野も軍需産業や公共性の高い事業（航空産業や造船）を除いて開放することとし、さらに現在の為替管理規制のもとでの外国企業の海外送金を認め、税の軽減、減価償却年数の緩和を実施することになった。他方、国内資金の調達は、国民の貯蓄や民間企業の準備金に依存していたため、現状ではその増大に限界があった。経済開発用の消費財や生産財の輸入拡大のために、1950年1億400万ポンド、1951年1億6,300万ポンド、1952年1億5,400万ポンドの貿易赤字がスターリング・バランスの取り崩し、国際通貨基金IMFからの支援、そして世界銀行からの融資によって補填されざるをえないと予想された。⁽⁴²⁾しかし、6年後の展望は、大規模な公共投資の減少とともに歳入及び国内貯蓄の増大によって国内資本投資が拡大するであろうと、非常に楽観的な見通しが立てられていた。

(b) パキスタン

人口8,200万人のパキスタンも、その82%が農業に依存する農業国であった。⁽⁴³⁾印パの分離独立に際して、約1割に当たる700万人強の難民が発生し、多くの専門職の人々が離反しただけでなく、戦時の食料価格統制が農業収入を激減させていた。また、世界有数のジュート産地でありながら、その加工業はお粗末であり、綿業も小規模な企業にとどまっていた。

パキスタンの国民経済の策定は、1948年に設置された開発局（Development Board）

(40) *Ibid.*, p.15. 1930年代にインドはすでにインド開発計画の実施委員会を組織していたが、戦争によって中断していた。その成立事情と機能については、Nariaki Nakazato, 'The Transfer of Economic Power in India: Indian Big Business, The British Raj and Development Planning, 1930-48' Mushiru Hasan and Nariaki Nakazato ed., *The Unfinished Agenda : Nation - Building in South Asia*, Manohar, 2001 ; P. Agarwal, 'The Planning Commission', *Indian Journal of Public Administration*, 3-4, 1957.

(41) *Colombo Plan Report*, p.16.

(42) *Ibid.*, pp.17-18.

(43) *Ibid.*, p.20.

が担っていた。実施機関として経済諮問会議 (Economic Council) が担当し、その指示のもとで、大蔵省が各個別計画を事前に査定し議会による承認を必要とした。また 10 万ルピー以上の計画については、議会の常任財政委員会も調査することになった。⁽⁴⁴⁾

パキスタンは、当初から将来の経済発展の基盤整備に力点を置き、国民の生活水準に関する即効性を求めなかった。農業生産の拡大を最優先した開発プログラムの具体的内容は、灌漑、耕地開墾、河川改修、種子改良、肥料改良などの農業分野を中心としつつ、水力発電の開発とともに石炭の産出量を拡大して、動力源の確保を目指した。また、輸送分野については、鉄道システムの復興を最優先した。工業については、ジュート工業を中心に国内に 6 工場を設立して、年間 3 万トンの生産をめざし、綿紡績については、24 工場を追加建設し、一人当たりの消費を 9 ヤードから 17 ヤードへ拡大することをめざした。ほかに製糸業、砂糖、陶器、ガラス、科学製品、肥料工場の建設拡大をめざした。

水力発電、運輸、港湾、灌漑、軍需産業、鉄道、電信電話などの開発総額は 26 億ルピーと見積もられた。そのうち、4 億ルピーが民間投資に充てられることになった。民間企業の誘因として、新規事業に対する最初の 5 年間の所得税免除、事業利得税の一部免除などの課税軽減措置や商品の最低価格保証のほかに、融資機関として産業融資事業団 (Industrial Finance Corporation) の設置をめざした。ただし海外資本の導入については、国内投資家を保護するために、基幹産業に対する国内投資率を 51%、その他の産業については 30% の枠内を国内投資として留保する制限を設けた。

国家財政の視点からみると、6 カ年の総経費 30.5 億ルピー (政府投資 22 億ルピー、民間投資 4 億ルピー、計画以外の民間投資 4.5 億ルピー) の財源は、国内貯蓄が基本であるが、その国民所得が低いために伸び率は低く、また、関税や所得税がすでに高率であるために増税は困難であった。⁽⁴⁵⁾ 国内からの調達分 17 億ルピーを前提とした残額 13.5 億ルピーについて、スターリング・バランスからの取り崩し 1.5 億ルピーを計上し、残り 12 億ルピーは資本輸入に依存せざるを得ないと判断された。

(c) セイロン

730 万人のセイロンは、年 20 万人ずつ増大すると予測された。耕地面積の 2/3 は、茶、ゴム、ココナッツの輸出商品作物にシフトして、主食の 2/3 は輸入に依存し、輸入総額の半分以上を食料が占めるといふ歪曲した構造をとり、食料自給体制が崩壊していた。⁽⁴⁶⁾

よって、食料生産の拡大による他の雇用形態の創出が経済計画の主眼となった。具体的には、セイロン島の西部に集中している人口を東部及び北中央部の乾燥地帯に移住を進めるための土地開発を実施することで、食料生産の 20% 増大を見込んだ。これまでセイロンの主要な加工産業は、茶をイギリス系企業、ゴムとココナッツをセイロン系企業という

(44) *Ibid.*, p.25.

(45) *Ibid.*, p.26.

(46) *Ibid.*, p.28.

ように棲み分けが定着していたため、政府は農産物加工産業の育成を民間企業に委託しつつ、専ら食料生産に集中する方針をたてた。東部のダム工事によって、10万エーカーの灌漑と、3万エーカーの土地改良を実施しつつ、コロンボ港の改良や水力発電を整備することをめざした⁽⁴⁷⁾。計画の実施に当たっては、海外の建設請負人と外部資金への依存が不可欠であった⁽⁴⁸⁾。総経費13億5,900万ルピー (=1億200万ポンド)の内訳は、8億1,000万ルピーを政府国内借款(4億5,000万ルピー)と歳入余剰(3億6,000万ルピー)で賄い、残り5億5,000万ルピーは外部資金に依存することにした⁽⁴⁹⁾。この計画の遂行は、すべて内閣が担うことになっていた。

(d) マラヤ連邦、シンガポール、北ボルネオ、サラワク

この地域は、1950年時点ではイギリスの植民地であったが、将来のコモンウェルスの一員として計画を提出している。この地域は、人口がおよそ700万人(マレー連邦500万、シンガポール100万)であったが、1946年にイギリスの支配下に入ったボルネオ島(北ボルネオとサラワク)はほとんど未開拓の状態であった。シンガポールを除けば、農業分野の開拓をめざさざるをえなかったが、総面積8,100万エーカーのうち、耕地面積がわずか600万エーカーにすぎないばかりか、主要作物がゴム(370万エーカー)、米(100万エーカー)、ココナッツ(70万エーカー)に制限されていた。ただし、マラヤの錫、ボルネオの石油開発は大いに期待された。戦時中の日本占領下で、ほとんどの施設が破壊されてそのまま放置されたために、イギリスは、戦後復興のために、戦争損害補償(War Damage Compensation)として贈与か無利子借款で4,000万ポンド、植民地開発・福祉法(Colonial Development and Welfare Act)のもとで贈与800万ポンド、マラヤ連邦に対する治安維持費として贈与800万ポンド、北ボルネオに対して補助金200万ポンド、マラヤ連邦に対するロンドン金融市場での借款800万ポンドを認めて、それぞれ支援してきた⁽⁵⁰⁾。

この4地域は、復興の度合いが異なるため、計画も多様化せざるをえない事情があったが、共通目標として国民の繁栄、社会福祉の確保、開発基盤の確保を掲げ、6年間に実現できる計画が素案としてまとめられた。この地域の特殊性は、ゴムや錫など国際収支におけるドル獲得商品を産出しているために、引き続き食料(米)及びパーム油、ココアなど農産物の多様化をめざす必要があったが、これまでほとんど民間企業によって実施されてきたために、政府の支援は小土地所有者に対するゴム生産支援程度にとどまらざるを得なかった⁽⁵¹⁾。

さらに各国別に見ると、マラヤ連邦では、国民所得の拡大を目標にして、経済の多様化、電気通信の改善・拡大、農業の効率化をめざした。約35万人の小規模ゴム栽培者が約3

(47) *Ibid.*, p.29.

(48) *Ibid.*, p.31.

(49) *Ibid.*, pp.31-32.

(50) *Ibid.*, p.33.

(51) *Ibid.*, p.34.

万エーカーを栽培してきたが、樹齢が高くなり生産高が減少していた。新木の生産には7年を要するために、政府自らが開墾して新たな定住者に貸付を行う計画が立てられた。コメの生産自給率は40%で、人口増大に対応するために依然として近隣諸国からの輸入に依存せざるを得なかったが、電力開発や既存の道路や鉄道の整備等の公共事業に重点を置いた。⁽⁵²⁾ また社会サービスの改善は、教育、医療、福祉中心に行う予定であった。シンガポールでは、港湾施設の充実、国際空港の設置を最優先しつつ、電力の拡大と全児童への教育機会付与、住宅の供給など社会福祉策が検討された。さらに北ボルネオでは、建物、港湾、鉄道などの戦後復興を最優先し、サラワクでは、天然資源開発のための地質、林業、漁業の調査を、そしてブルネイについては石油採掘の技術スタッフの補充が計画された。

これらの地域の実施機関について、マラヤとシンガポールでは、政府が計画を作成し、官僚が実施することになったが、サラワクと北ボルネオでは、全てを官僚が担当し、民間投資に対する統制もとらなかった。これらの地域の特徴として、計画は国家が策定するものの、ほとんど民間企業が実行する手はずになっていることである。また、外国資本に対する規制もほとんどなく、国内資本と同等の扱いになっている。⁽⁵³⁾ それは、シンガポールを除いて人口が少なく、技術者など指導者の確保が困難であるのみならず、必要な財源確保に大きな制約があったからであった。⁽⁵⁴⁾ 融資計画をみると、国内財源として、直接税の税率を引き上げることは非常に困難であったことから、輸出税に大きな期待が寄せられたが、輸出農産物価格が不安定であったため、結局資本輸入に大きく依存していかざるをえない状況にあった。

(3) コモンウェルス諸国の開発計画の総括

以上のような各国別の検討から、インド 食料および原料不足の改善とインフレ克服、パキスタン 生産力の上昇と農業経済の多様化、セイロンとマラヤ 輸出商品作物の生産維持と食料生産方法の改善というように、開発計画の策定に当たって各国が直面する課題を浮き彫りにすることができた。いずれの場合も、民間企業が個人投資家から多額の資金を確保することは困難であったため、国家が基幹産業及び戦略的事業、さらには基本的社会サービス事業を整備することになった。⁽⁵⁵⁾ 外部資金導入について、当該国内の経済利益を保護するために規制が必要であるものの、資金不足を補うためには海外からの民間投資を積極的に導入せざるをえないと判断された。

政府支出に関する表2は、海外からの資本及び人材の提供を前提とした6年間で実施できる計画のみを示している。インドは、320億ルピーを要求しているが、180億ルピーに

(52) *Ibid.*, p.35. マレー人50%、中国人38%、その他11%(インド人)というマレー連邦の人口構成比を考慮して、共通の市民(Common Citizenship)という意識を促す教育の充実を図ることが意図された。

(53) *Ibid.*, p.36.

(54) *Ibid.*, p.37.

(55) *Ibid.*, p.40.

減額され、パキスタンも要求額の60%に圧縮された。大型プロジェクトの割合は、総経費18億6,800万ポンドのうち5億6,900万ポンドで全体の約1/3を占め、100万ポンド以上の大規模計画（実施中の計画を含む）94の総額であった。このうち、すでに1951年6月までに71の計画が実施される予定になっていたことから、提出された計画は、すでに海外からの資金提供を受けているか、あるいはスターリング・バランスの引き出しによって実施されており、新規というよりもすでに実施中の計画の焼き直し⁽⁵⁶⁾という性格を持っていた。これは、

提出期限まで4カ月しか猶予がなかったために当然予想されたことであつたし、第一次五カ年計画を準備中であつたインドが、最も正確な情報を提供することができた。各国の開発計画と経費に関する表3は、農業、運輸・電信、燃料・動力、産業・鉱業、社会サービスの比較を行っている。シンガポールを除いた諸国は、食料、原料の拡大に計画の重点を置いているため、総経費の70%を占める資本投資を農業、運輸、電力に集中しようとした。産業に対する10%という低率の投資は、都市開発よりも農村開発の重視を示している。また、住宅、教育、保健などの社会的サービスへの投資は、全体の18%を占めているが、インド、セイロン、シンガポールで大きな格差があつた。

さて、プログラムの実施結果については、直接的成果と世界経済への影響の2つの視点から予想している。まず、直接的成果についてであるが、耕作地1,300万エーカー（3.5%増）、食料生産600万トン（10%増）、灌漑用地1,300万エーカー（17%増）、電力1,100万キロワット（67%増）と見積もられたが、生活水準の上昇に関する即効性への期待よりも、将来の改善に向けた基盤整備が重要視された。プログラムの実施によって生産力が拡大すればインフレが抑制され、より健全な国内経済がもたらされ国民の納税力・貯蓄率が上昇し、国内投資の拡大も促されるという循環的思考である。

表2 開発計画に関する政府支出

	1950-51年	1951-57年の年平均		951-57年の合計
	£ m.	£ m.	国民所得に対する比率(%)	£ m.
インド	169	230	3	1,379
パキスタン(a)	32	47	2.8	280
セイロン	10	17	10(b)	102
マラヤ・英領ボルネオ	6	18	4	107
合計	217	312	3.3	1,868

(a)は1951-57年度の個人投資£43mを含む。

(b)は、セイロンの国民所得の過小評価にもとづくため。

典拠：Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.41.

表3 開発計画の分析

	インド	パキスタン	セイロン	マラヤ・英領ボルネオ	合計	
	£ m.	£ m.	£ m.	£ m.	£ m.	(%)
農業(a)	456	88	38	13	595	32
運輸・電信	527	57	22	21	627	34
燃料・動力	43	51	8	20	122	6
産業・鉱山*	135	53	6		194	10
社会資本	218	31	28	53	330	18
合計	1,379	280	102	107	1,868	100

*は石炭を除く

典拠：Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.42.

(56) Ibid., p.43.

次に、世界経済に対する影響についてみると、国民経済の自立に向けて経済の多様化が必要であるが、セイロンやマラヤのように、単一輸出作物に大きく依存している国家にとって栽培作物の多様化は非常に難しいと判断された⁽⁵⁷⁾。例えば、食料生産についてみると、インド7%、パキスタン6%、セイロン32%、マラヤ77%の増大が見込まれたが、約10%の人口増大も予想されたため、依然として170万トンの輸入が必要となり、戦前の水準までの生産力回復は非常に困難であった。一方、原料の綿花は、インドやパキスタンでは国内消費向けで精一杯で輸出に回す余裕がなかったし、ジュートも同様の状況であった。また、世界市場における輸出市場価格の動向も大きな問題であり、コモンウェルス諸国内市場での安定した消費拡大が期待された。

もし順調な生産力拡大とそれに見合った安定した市場の確保が不可能となると、開発プログラムが頓挫する恐れがあり、アジア諸国の政治的不安定を生み出す危険性も予想されたことから、急激な成果よりも長期的な経済発展を見据えた基盤整備づくりに重点が置かれたのである。この前提に立って、技術者確保と資本供給の側面から更に検討が進められている。

(A) 熟練労働者の確保

各国別の技術者派遣要請をみると、その要請の程度や性質については、技術資源の大きさ、これまでの経験、開発計画の内容によって異なるが、基本的には農業関連分野に特化している。インドとパキスタンは、工業、農業、医療、教育の広範囲にわたっているとはいえ、技術者に対する要請が大きかった。セイロンは、インドとは異なり、「その他」が多く、農業生産のための技術者のみならず、技術管理指導者、工場経営者などを必要としている。他方、マラヤ・ボルネオの要求は比較的小さい。戦前は、熟練工がアジアで大量に雇用されていたが、政府関連のヨーロッパ人のリクルートは停止し、私企業の資本も引き揚げられて、優秀な技術者を長期雇用することは困難な状況にあった。そこで、解決方法として、報告書は、当該地域における熟練技術者養成施設の創設、技術訓練のための海外への留学生派遣、海外からの技術指導者の受入れ、の3点を挙げて詳細に検討している。以下、その要点を確認しておきたい。

まず、国内養成施設についてであるが、基本的に職工 (foreman)、熟練工 (skilled worker)、半熟練工 (semi-skilled worker) の訓練施設の拡大が重要な要であると判断された。旧施設の拡大が新規事業の立ち上げかは各国の事情による。パキスタンでは、既存の高等教育機関の拡大や農業者に対する技術指導について、国連食糧農業機関 FAO (United Nations Food and Agricultural Organization)、ECAFE、世界銀行から支援を受けることが決定されていた。また、訓練センターと訓練者総数を示した表4によると、インドが当初から圧倒的数値を示しており、逐年ごとの数値が示されていないものの、最終年度の数値を

(57) *Ibid.*, p.45.

見る限り、順調な拡大が予想された。インドでは、科学者育成委員会 (Scientific Manpower Committee) と大学教育委員会 (University Education Commission) が次の10年間に技術者の更なる追加を要求している。セイロンは、大衆教育や医療・技術訓練の設備が中心であり、マラヤではラッフルズ・カレッジ (Raffles College) とエドワード7世医科カレッジ (King Edward VII Medical College) の大学昇格などを要求した。

次に、の留学生の海外派遣について

あるが、イギリスには、1948年度に約8,000人の非技術系留学生 (うちインド860人、パキスタン110人、セイロン170人、マラヤ113人) を受け入れていたが、今後技術者の受け入れも予定していた。オーストラリアも、150人の受け入れ計画を示し、将来は300人まで拡大する予定であった。一方、送り手のインドは、次の6年間で3,000人の派遣を望んでいた。しかし、各国の具体的受け入れ数は検討されなかったばかりか、海外での民間企業による訓練が非常に有益であるという指摘に留まった。

最後に の海外からの技術者派遣についてであるが、まずもってアジア諸国は緊急な要求に対応する訓練施設が不足しているため、海外からの技術指導者の受け入れによって対応しなければならないことを再確認した。数カ月から数年間の短期間に特定の分野に集中し、一次的に500人~700人が必要とされる場合があること、および非コモンウェルス諸国からのスタッフを政府が率先して充当すること、特にアメリカのポイント・フォー計画 (Point Four) と国連の技術支援計画 (United Nation Technical Assistance Programme) の拡

表4 高等教育及び技術訓練センター

	訓練センター数			訓練人数		
	1949年	1957年	伸び率	1949年	1957年	伸び率
インド	2,777	3,330	1.2	125,790	167,720	1.3
パキスタン	216	293	1.4	22,000	25,300	1.2
セイロン	22	28	1.3	1,454	3,050	2.1
マラヤ・英領ボルネオ	10	18	1.8	260	500	1.9

典拠: Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.49.

表5 海外技術者の必要数 (単位:人)

	インド	パキスタン	セイロン	マラヤ・英領ボルネオ
農業	37	38	9	11
漁業	6	12	1	1
産業専門家	8	12	8	4
技術者 (小計)	452	217	47	25
土木	25	69	22	10
機械	339	58	2	3
電気	36	51		1
化学	11	39	3	
その他	41		20	11
化学者	1	27	3	
統計学者	2	8		1
研究者	18	42		
医療	49	25	2	5
教育	13	30	1	8
土木技師管理者		12	22	
その他	52	37	82	4
計	638	460	175	59

典拠: Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.51.

表6 国際収支、1950 - 51 (£ m.)

	インド(a)	パキスタン(a)	セイロン(b)	マラヤ
輸入	501	166	85	292
食糧	76	2	46	81
開発用資材 (c)	142	43	10	26
その他	283	121	29	185
貿易外支出	86	10	26	20
総支払	587	176	111	312
輸出	371	150	102	269
貿易外収入	112	1	17	40
総収入	483	151	119	309
収支	- 104	- 25	8	- 3

(a) : インドとパキスタン間の取引を除く。

(b) : 1950年

(c) : 鉄鋼、非貴金属、薬剤、セメント、車両、機械類・備品

典拠 : *Colombo Plan Report* (Cmd.8080), p.56.

大を求めることが不可欠であると判断した。各国別の要求分野とその数は表5に示した通りであるが、インド、パキスタンの要求が圧倒的に多く、技術者のみならず他分野の専門職も多数にのぼっている。

ところで、1950年5月のシドニー会議において、3年間で最大800万ポンドの予算でコ

モンウェルス技術協力審議会の設立が決定されていたが、次のように再確認された。すなわち、技術協力審議会の役割は、活動資金に関する情報提供機関であり、技術援助の要求に対する調整機関であること、そして、そこでの審議内容は、技術者養成のための海外派遣、海外からの技術者受け入れ、当該地域における技術者養成施設の建設などの問題を取り扱うが、実際の技術援助は当事者間の双務的契約によって実施されることである。また、この審議会は、コモンウェルス諸国を中心とした機関であるが、既存の国連組織及びアメリカの支援活動と協力体制を取っていくことも確認された⁽⁵⁸⁾。かくして、この審議会は、コロンボ・プラン諮問委員会とは別個に、それに先駆けて技術支援のための実施機関としての役割を果たすことになった。

(B) 資本調達

さてこの問題を検討するにあたって、報告書は、まずアジア全体の状況について、現在のアジア諸国が、一人あたりの生産性及び所得が低く、必要な資本を開発に回せない状況にあると、現状を再確認する⁽⁵⁹⁾。国民所得から国内投資に回せる割合について、先進諸国の20%以上に対して、インドは、わずか2.5%程度であった。海外資金の流入がなければ、開発を制限するか、生活水準の引き下げによって開発資金を捻出するかのいずれかで対処

(58) *Ibid.*, 審議会の詳しい規定は、当該報告書の APP.7 に掲載されている。

(59) *Ibid.*, p.54.

しなければならず、ますます貧困へと陥る危険性があった。

このような状況下での財源確保の可能性を探るために、国際収支と国家の歳入レベルで各国の状況を確認した。表6によると、セイロンを除くと国際収支はマイナスであり、特にインドの赤字幅が大きい。インド

とパキスタンはスターリング・バランスの取り崩しによって収支を調整せざるを得ない状況を示していた。セイロンとマラヤも、一次産品の輸出に大きく依存し、不安定要素を持っていたことが明らかとなった。また、国家財政に関する表7から、国民所得が低い割には課税率が高く、これ以上の税率引き上げが非常に困難であることが確認された。開発資金に向けられる財源は、主に課税率、歳出入、国際収支の動向によって決定されるが、インフレーション率の動向にも左右された。結局、いずれの国家も海外からの資本輸入に大きく依存せざるを得ない状況にあると判断された。

6年間に各国が必要とする外部資金総額を示した表8によると、インドは、税収の増大、政府支出の削減、貯蓄の増大と国内条件の改善を予想し、公共投資に向けられる財源を1億ポンド(1951年)から1億6,000万ポンド(1967年)への拡大を見込んだ。1951年度の国際収支の赤字1億6,300万ポンドのうち、外部からの開発資金として計上された1億2,800万ポンドは、漸次的に7,300万ポンドにまで減少するだろうと予想した。また、パキスタンは、開発に必要な資材をほとんど輸入に依存しているため、外部資金への依存は2年目の3,300万ポンドがピークになると予想した。さらに、セイロンは、現在の国際収支は良好ではあるものの輸出商品の海外市場価格が先行き不透明であるため、資本財輸入を外部資金に依存することを要求し、マラヤ・ボルネオに至っては、その依存率が最も高いものとなった。かくして、すべての国家に関して、たとえ国内からの財源確保の期待があったとしても、計画開始期には外部資金に大きく依存する必要性を示したのである。

では、各国はどのようにして外部資金を調達することが可能なのか。報告書は、資金調達経路として、当該国自身の外部資産の流用(スターリング・バランス等)、海外個人

表7 国家財政 (£ m.)

	インド(a)	パキスタン(b)	セイロン	マラヤ
	1950-51年	1949-50年	1950-51年	1949年
歳入	534	130	49	58
直接税	129	10	11	8
その他	405	120	38	50
歳出(開発費を除く)	526	166 (c)	49	58
防衛	126	55	1	49
その他	400	111	48	
開発費	169	23	10	4
1951-57年度の平均開発費	230	47	17	18
国民総生産に占める歳入の割合%	7	7	25	14

(a) : 中央、地方、藩王国を含む

(b) : 中央、地方の未(藩王国を除く)

(c) : 防衛 £15m、難民対策 £5m、藩王国取引 £6m、その他 £11mを含む。

典拠 : Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.57.

表 8 必要な外部資金の概要、1951 - 57年度 (£ m.)

1951.7-1957.6年度

	インド	パキスタン	セイロン	マラヤ・英領ボルネオ	総計
総経費	1,349	280	102	107	1,868
国内調達可能額	772	151	61	46	1,030
輸入資本財	237	115	39	20	411
外部資金	818	145	60	61	1,085
スターリング・バランスから	211	16	19		246
他の財源から	607	129	41	61	839

1951.7-1952.6年度

	インド	パキスタン	セイロン	マラヤ・英領ボルネオ	総計
外部資金	163	23	12	9	206
スターリング・バランスから	35	10	5		50
他の財源から	128	13	7	9	156

典拠：Colombo Plan Report (Cmd.8080), p.58.

投資家から当該国の私企業へ、 海外個人投資家から当該国の政府へ、 国際機関から当該国の政府へ、 海外政府から当該国の政府への、 5つの経路を確認した。⁽⁶⁰⁾

まず について、インド、パキスタン、セイロンは、今後6年間必要最低限の準備金額の水準までスターリング・バランスを取り崩し続けることになると予測された。当該国は、年金や資本の引き上げのための2億7,000万ポンドの他に、1946 - 49年において当座勘定上の赤字補填のために3億4,000万ポンドを引き出していたが、その傾向が続くと見なされた。イギリスからみると、この引き出しは、あたかも同等額の借款を付与したかのようにみえるが、戦時中の借金の返済であった。

次に、 については、政府開発分野に依存し、 については、これまでと同様にロンドン金融市場における資本調達形式をとることが確認された。また、 については、世界銀行からの融資が最も重要であり、すでにインドには6,250万ドルを、タイには1,500万 - 2,000万ドルを貸し付けていた。当該国は、ビルマを除いて世界銀行のメンバーであったため、同銀行から融資を受けることは可能であり、確実なプランを世銀に提供することが不可欠の条件となる。最後の については、上述の4経路の不十分さを補うために国家間の協定が不可欠であることが確認された。しかし、マラヤ連邦、シンガポール、北ボルネオ、サラワクは、イギリスの勢力圏内にあるために、現実的に他国の支援を受け入れることはイギリスの本意ではなかった。とはいえ、経済的発展による政治的安定が世界の関心事であったため、単にコモンウェルスのみの問題として考えることもできなかった。最も望ましいのは、国際的な多角的決済システムの復興をめざした資本投資である。当該国が第一次産品の輸出拡大によって、借入資本を返済するシステムを確立することであった。ただ

(60) Ibid., p.60.

し、世界貿易システムにおける一次産品輸出国の地位を確保することに主眼が置かれ、工業国立国への道が考慮されていない点を留意すべきである。また、資本流入は、開発のスピードにも依存するとはいえ、国民所得や生産力が拡大すれば、自ずと民間投資も拡大すると、やや楽観的見解をとっていることにも留意しておく必要がある。

以上が、第二回コモンウェルス諮問会議で決議された最終報告書の概要である。イギリスは、1950年2月に内閣府にプロジェクトチームを発足させて、イギリスは、各省庁の合同・連携によってコロombo・プランに関する対応策を綿密に検討を開始していた。⁽⁶¹⁾ オーストラリアもまた、スペンダーが中心となってオーストラリア外交の中心に据えて検討を加えていた。⁽⁶²⁾ 他方、資金受け入れ国の代表であるインドは、既に確立していた国家計画委員会が核となり、第一次五カ年計画との調整を行い、比較的スムーズに開始した。パキスタン、セイロンも自国の開発計画との連携を模索していた。問題は、当該地域における非コモンウェルス諸国の経済開発に対してコモンウェルス諸国がどのような多角的かつ双務的支援関係を築くかであった。以後、コモンウェルス諮問委員会が毎年開催され、その実施状況の把握及び開発計画の実現に向けて審議していくことになる。

4 小括

以上、コロombo・プランの成立過程を概略しながら、そのプランの骨子とそこに表れた特徴について検討してきた。最後に、その検討結果として次の四点を指摘しておきたい。

第一は、コロombo・プランと呼ばれるアジア開発計画が実現された経緯についてである。

コロombo・プランは、1950年1月にコロomboで開催されたコモンウェルス外相会議において、アジア国際情勢の不安定さからコミュニズム拡大の防衛策として、南及び東南アジア地域の経済力の回復、所得水準の引き上げを目指し、セイロン首相セナナヤケの計画案をもとにオーストラリア外相スペンダーによって容易周到に提出された経済開発計画であった。参加国の全会一致で承認された後、さっそくプランの具体化に向けての準備作業として、コモンウェルス諮問会議が5月にシドニーで、9月にロンドンで開催された。シドニー会議は、スペンダーのリードによってプランの基本方針が検討された会議であった。具体的審議過程の分析を踏まえる必要があるが、この一連の会議は、あくまでイギリス主導のコモンウェルス会議という性格を持っていたが、非コモンウェルス国への参加要請や技術支援機構の実施などによって、次第にオーストラリアに主導権が移行していった。

一方、ロンドン会議は、シドニー会議の基本方針に従って、アジアのコモンウェルス諸国から提出された計画書を審査し、具体的開発プランを作成することを目指した。アジア側の視点に沿って、計画の必要性とその経済援助の規模を確定する作業を行った。また、

(61) FO371 / 84880 (NA), Working Party progress reports on economic developments in South East Asia (1950).

(62) David Lowe and Daniel Oakman, *op.cit.*, 1950年度の個所を参考。P.Spender, *op.cit.*, Chaps. 32-37.

非コモンウェルス諸国の参加要請を再確認したことは、コロombo・プランが単なるコモンウェルス諸国の再編のためのみならず、アジア全域を視野に入れた構想になることを予想させた。さらに、コモンウェルス諸国以外のアメリカや国連の財政支援を最初から求めざるを得なかったことは、アジアにおける新たな経済圏再編にむけたコモンウェルスシステムの限界を露呈してしまっただのである。

第二は、開発計画のために示された人材確保と資本調達に関してである。報告書は、各国の状況を確認後に、最終的に人材と資本の確保問題に絞り込んだ。人材確保面では、国内育成施設、海外への留学生派遣、そして海外からの技術指導者の受入の3分野にわたって詳細に検討したが、即効性ある成果よりも将来の経済発展に必要な基盤づくりに重点を置いたのである。他方、資本調達面では、想定される5つの資金経路を検討して、それぞれの問題を浮き彫りにした。そのうち、引き続きスターリング・バランスが重要な役割を担うことを確認するとともに、民間投資や世界銀行の融資などの重要性も指摘した。この資金確保によって、当該地域の開発とそれにもとづく第一次産品輸出国としての地位確保が目指されたのである。

第三は、運営組織の特徴についてである。約10カ月の審議過程において、諮問会議と技術協力審議会などの組織の役割も明確になった。諮問会議が各国の政府代表による全体会議の役割を担い、そこで、プランの枠組みや問題点など総論を検討することになったのに対して、技術協力審議会は、主に官僚レベルでの具体的な技術支援の内容や方法について審議を行うことになった。さらにそのもとに具体的な情報収集や宣伝活動を担う情報局という事務組織が設置されることになった。これらの組織は、ヨーロッパ経済協力機構(Organization for European Economic Cooperation、OEEC)のように、開発資金の一元管理という構造をとらず、あくまで援助国と被援助国との双務的關係によって処理することが決定された。したがって、プランの実施機関としては、確固とした常設の管理組織はなく、全体の枠組みを検討する合議制形式の諮問会議と技術支援に関して双務契約を重視した審議会との緩やかな連携組織のみ存在することになった。他方で、このためにこの組織が援助国と被援助国との対等な話し合いの場となり、かつての支配・被支配關係が成立しにくくなったことも指摘されよう。

第四は、コロombo・プランの歴史的意義についてである。このプランは、アジアにおけるコモンウェルス諸国の経済的発展の潜在力及びその財的資源の程度を確認するとともに、援助国側の負担規模に関して具体的数値を確認したことに大きな意義があった。イギリスは、アジアにおける植民地支配の解体が進行するにつれて、コモンウェルスの再編によって引き続き影響力を行使しようにも軍事的手段ではもはや困難となり、経済的・金融的な支配手段としてのコロombo・プランの効果に大きな期待をかけていた。また、オーストラリアも、コモンウェルスの一員として、共産主義のアジアへの拡大防衛策に向けた統率力を発揮するとともに、オーストラリアを中心とする太平洋経済圏の確立をも視野に入れた新外交手段として、コロombo・プランに対する期待を寄せていたのである。最終案がオース

トラリア案にそった形でまとめられたことは、オーストラリアの新たなリーダーとしての台頭を暗示していたと言ってもよい。同時に開発資金をアメリカや国連に依存せざるを得ない状況は、これまでイギリスの勢力圏であった南及び東南アジア領域にアメリカを本格的に介入させる誘因を一層助長し、アジアにおけるイギリス支配体制の継続の危うさとともに、イギリスからアメリカへのヘゲモニー移転の要素をもはらむことになったのである。⁽⁶³⁾

かくして、戦後アジアの経済開発援助のための現状把握とそれに基づく支援計画の基本方針を確定した報告書は、イギリスコモンウェルス体制による南及び東南アジアへの支配力の継続とオーストラリアの新たなアジア戦略の方向性を見出した上で、決定的に重要であったばかりでなく、プランが当該地域の非コモンウェルス諸国をも編入しようと模索したことは、アジア諸国の経済的統合意識を生み出すという点で大きな意義があった。その意味で、コロombo外相会議の方針がアジアにおける軍事的安全保障構想の代案となって結実したと言えよう。1950年11月28日付けで報告書の公表後、1951年2月のコロomboで開催された第三回コモンウェルス諮問会議において、スターリング・バランスの流用などに関する最終的財源支出方法、及び年一回の諮問会議の開催と報告書の発行の実施などが決議され、コロombo・プランは、同年7月1日から本格的にスタートした。⁽⁶⁴⁾プランの具体的実施過程、さらにはアジアにおける国際秩序形成に果たした役割については、今後の課題である。

(63) 渡辺昭一編『帝国のたそがれとアメリカ』山川出版社、2005年の各章を参照。

(64) A.Basch, 'The Colombo Plan: A Case of Regional Economic Cooperation' *International Organization*, 9-1, 155, p.8. アメリカの経済援助支援の声明は、1950年末においてなされた。

ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考

デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐって⁽¹⁾・レプトン・ヴァイキング (Repton Vikings) の遺跡

原 征 明

1 は し が き

かつて私は、いわゆる“レプトン・ヴァイキング”(Repton Vikings) についていささか言及する機会をもったが⁽¹⁾、その執筆後に当該遺跡を直接訪れる機会があった。またその際に、遺跡発掘当時の出土品や写真などがいまま展示されているダービー市の博物館に立ち寄る機会をもったので、以下ではそのときの記録などをもとに改めて若干の考察を重ねておくことが本稿の目的である。

ロンドンから目指すレプトン (Repton) 村とそこにある遺跡へ行くには、セント・パンクラス駅 (St. Pancras) から特急で約2時間のダービー (Derby) 駅に向かい、そこで支線に乗り換えて20分ほどのウィリングトン (Willington) 駅で降車するのである。ロード・マップでは、目的地がそこから直線距離で約2~3kmほど南下したところなのであるが、列車を降りてみて、実はウィリングトンがタクシーさえもひろえない無人駅であることにはじめて気がついた。その場で困惑していた私に、偶然通りかかった同世代の見知らぬ男性が親切に声をかけて下さった。Tony Whittaker 氏である。この町では、おそらく東洋人など見かけることなど無かったからでもあろうが、用件を述べると、タクシーならダービー市から呼ぶしか方法はない。ただし午前中なら余裕があるから私が連れて行ってやる、とありがたい助け舟を出してくれた。彼は当地ウィリングトンで「地方紙」を発行するかたわらウェブ・サイト“SOON”⁽²⁾を運営している方である。最初は徒歩でもレプトン行きをと半ば覚悟をきめていたので、彼の助力なしには当初の目的を首尾よく達成することはできなかつたであろうと今でも有難く思っている。彼からはその後翌年もお世話をいただくことになった。ここに記して感謝する次第である。

2 レプトン・ヴァイキング期のマーシャ王国

ウィリングトンからレプトン村に向かうにはトレント川 (R. Trent) を渡らなければならない。現在この川には1839年に開設されたウィリング橋 (Willing Bridge) がかかっている、そこから少し先方に目立った高い尖塔をもつレプトン教会 (= St. Wystan's church) が対岸に現れる。(Fig.1 参照) 前述のトレント川を渡りレプトン村に入ると、道のすぐ左手に立つ看板が目に入っ

(1) 拙稿、研究ノート「ヴァイキングとアングロ・サクソンイングランド再考 デーンロウ (Danelaw) 地帯をめぐって(1)」(「東北学院大学論集」経済学第158号、2005年3月)所収、391-408頁。

(2) office@soon.org.uk magazine www.soon.org.uk guide www.web-evangelism.com

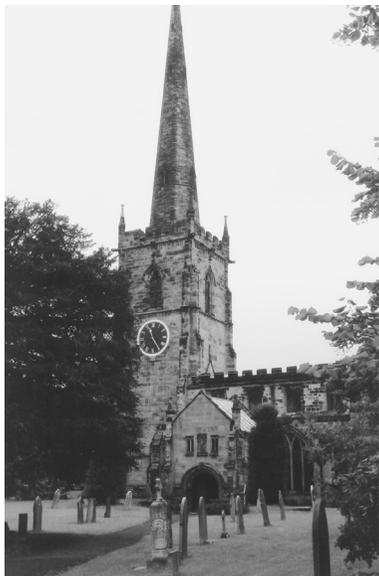


Fig.1 St. Wystan's church
(筆者撮影)



Fig.2 land-mark at Repton Village
(筆者撮影)

てくる。それは、この場所レプトンがその昔アングロ・サクソン期七王国時代にマーシャ王国 (Kingdom of Mercia) にとっての拠点のひとつであったということを示しているわけである。(Fig.2 参照)

もちろんこのことは、当地レプトンが最初からマーシャ王国の恒久的な首都であったということの意味するものではない。一時期マーシャの支配者たちの王宮が置かれたところ (The Royal House of Mercia) なのであった。後述するように、レプトン教会があるこの場所が王国の支配者たちの「埋葬地」となっていた、ということなのである。レプトン (Repton) と記されるこの地は、文献上 *Hrypadun*, *Rapandon*, *Reppindon*, *Reppington* 等々、これまで多様な呼称で記録されているが、それは6-7世紀頃から旧トレント (Old Trent) 川 (Fig.3 参照) の砂礫質河岸に定着した Hrype なる親族集団のアングロ・サクソン人定住を表す ⁽⁴⁾*-ingas* 地名に由来したものと思われる。

(3) Mercia (Old English *Mierce* - "border people") was one of the kingdoms of the Anglo-Saxon heptarchy, centred on the valley of the River Trent and its tributaries in what is now the Midlands of England. . . . The earliest known king of Mercia was named Creoda, said to have been the great-grandson of Icel. He came to power about 585 and was succeeded by his son Pybba in 593. Cearl, a kinsman of Creoda, followed Pybba in 606; in 615, Cearl gave his daughter Cwenburga in marriage to Edwin, king of Deira whom he had sheltered while he was an exiled prince. The next Mercian king was ruled from about 626 or 633 until 655. Some of what is known about Penda comes through the hostile account of Bede, who disliked him both for being an enemy king to Bede's own Northumbria, but also for being a pagan. However, Bede admits that it was Penda who freely allowed Christian missionaries from Lindisfarne into Mercia, and did not restrain them from preaching. After reign of successful battles against all opponents, Penda was defeated and killed at the Battle of Winwaed by the Northumbrian king Oswiu in 655. . . . (from Wikipedia, the free encyclopedia)

(4) *-ingas* 地名とは、アングロ・サクソン・イングランドにおける最早期の地名ではなく、むしろ6世紀に始まる彼らの第2次的植民・定住の段階に属する地名形態である。*-ingas* については、cf. J.M. Dodgson, "The Significance of the Distribution of the English Place-Names in *-ingas*, *-inga* - in South-east England", *Medieval Archaeology*, vol.X, 1966. および拙稿、J.M. ドジソン「南東部イングランドにおける *-ingas*, *-inga* 地名分布の意味」に関するノート アングロ・サクソン人初期定住との関連で、『東北学院大学論集：経済学・第66号所収を参照。

ところで、マーシャ王国 (Mercia, Merciorumu Regum) は7世紀のペンダ王 (625-655) の頃からその勢力を蓄え、8世紀にエゼルバルド王 (Æthelbald 716-757) とオッフア王 (Offa, 757-796) の時代になって隆盛を極めた。これには脚注 (3) にあるように、ペンダ王 (Penda) 以来、リンディスファーン (Lindisfarne) からこのマーシャ王国が早くからキリスト教使節による伝道を容認したという宗教的要因が関わっていたようである。



Fig.3 Old Trent river
(筆者撮影)

『アングロ・サクソン年代記』 (The Anglo-Saxon Chronicle) ではオッフア王をブレドワルダに列してはいないが、かれは自他ともに認める霸王で、チャールズ (= カール) 大帝も一目おくほどの人物であったとみられている⁽⁵⁾。また、文化的にも大陸との交流を深め、アルクイン (Alcuin, Alcuinus, 735-804) もチャールズ大帝の宮廷で活躍していたことが知られている。

ところが、アルフレッド王の祖父にあたるエグベルト王 (*Ecgbert*, 治世 802-839) がマーシャ国王ウィーラフ (*Wiglaf*) 王を破ったのを契機にブレトワルダの地位がウェセックス王国に移っていくのである。それゆえ『アルフレッド大王伝』が伝えるマーシャ王国は、その実力が急速に凋落していくという時代なのであった。実はこのことがデーン人 (ヴァイキング) の攻撃に拍車をかけた。他方、当時マーシャ王国の支配下にあった都市ロンドン (London, *Lundenwic*)⁽⁶⁾ も851年にヴァイキングの攻撃にさらされ、以前から姻戚関係によってウェセックス王国との絆を固めていた緊密な関係にもかかわらずブルグレッド王 (*Brugred*, *Burhred* 851-874)⁽⁸⁾ の時代にはマーシャ王国が次第にその力を失いつつあったということになる⁽⁹⁾。

(5) William Henry Stevenson, *Asser's Life of King Alfred*, (Oxford, 1959), 小田卓爾 訳『アルフレッド大王伝』(中公文庫, 1995) p.311, 略解・索引参照。

(6) 8世紀(700年代)には、ノルウェーおよびデンマーク系ヴァイキングが河川沿いにブリテン島へ侵入し諸都市がその攻撃を受けた。ロンドンは842年および851年にいわゆる「大軍団」(the 'Great Army') の攻撃にさらされ、その先しばらく彼らの支配下に入った。871年の冬には大軍団がロンドンに拠点をおいている。Cf. Alfred P. Smyth, *King Alfred the Great* (Oxford U.P. 1995), pp.21-50, 57-59.

(7) ブルグレッド王 (*Brugred*) は852年にアルフレッド王の姉エゼルスウィスとウェセックス王国の領地であるチップナム (*Chippanhamme*) において結婚した。当時はマーシャ王国の勢いに衰退の兆しが見えはじめていたのである。

(8) マーシャ国王として即位した翌年 (= 853年)、彼はウェールズ人の攻勢に手をやいていた。そこでブルグレッド王の要請に応え、かつてマーシャ王国に属していたパークシャーの太守エゼルウルフ (*Æthelwulf*) は直ちにマーシャに遠征しブルグレッドと共にウェールズ人を鎮圧した。868年にブルグレッド王はヨークを陥落させたデーン人軍団の襲撃にさらされることになった。そのデーン人軍団の統率者はイーヴァル (*Invar*, *Imhar*, *Inguar*) である。A.P. Smyth, *op. cit.*, pp.55-65, 117-118., および彼の旧著, A.P. Smyth, *Scandinavian Kings in the British Isle 850 - 880* (Oxford U.P.) を参照。

(9) もっとも、このマーシャ王国では学問の火が消えることなく、アルフレッド王は少なくとも4人の学者をマーシャ王国から招聘している。太守 [ラテン語では *comites*, 古英語では *ealdorman*] エゼルレッドの活躍。アルフレッド王はマーシャ王国への配慮も忘れず、当地の修道院へ遺産を分与している。Cf. Asser's Life of King Alfred, 前掲・邦訳、第83節「アルフレッド王のロンドン再興」・第102節「資産の分与」、119、136-137頁を参照。

本稿の脚注 (7) に示すようにブルグレッド王は、そもそもウェールズ人の反抗さえ単独で防御できなかったのであるから、デーン人の軍団がマーシャに來襲した頃は統率者の一人イーヴァル (Inwar, Ivar beinlausi) と対決する実力は彼になかった。このため2年後の871年におけるデーン人軍団との戦闘の際には、長兄エゼルレッド王 (Æthelred) とその弟アルフレッド王がマーシャへの援軍に加わった。その時イーヴァルの姿はみられなかったが、代わりにグスルム (Guthrum) が加わっていたと思われる。しかしその戦闘に決着がつかず、結果としてアングロ・サクソン軍がレディング (Reading) の陣営も放棄するという条件を受け入れ、更に金銭の支払いを容認した。こうして軍団はその後ロンドンに滞留し、また873年の秋にはレプトン (Repton) へと闊歩し、マーシャ王国の各地を席卷したのである。

既述の様に、このレプトンは英国ミッドランズ地方でキリスト教が最初に導入された場所として知られている。それはノーサンブリア王国からの4人の僧侶がマーシャ王族のキリスト教改宗のため当地に派遣されたことに端を発した⁽¹⁰⁾。このために前述した通りレプトン (*Hreopandum, capital*) には早くからキリスト教が定着し、加えてマーシャ王国の支配者たちが拠点を構える場所となったのである。しかも、すでに7世紀末 (= 697年) ころにはレプトンに修道院が存在したとみられる。因みに当時の司教区制度について若干ふれておくと、イングランド東南部やミッドランド西部では11世紀頃まで司教区の境界が政治的勢力の境界線とほぼ一致していたようである。また、多くは小さな修道院の形式をとり貴族 (有力者) たちがそれを領有地に建て、自らの親族が主宰し、しかもその従属民たちがスタッフであるような「家つき修道院」となし、大部分が「教区教会」の役割をも併せもっていたといわれている。そしてこれらがミンスターと呼ばれ、他のものは王族の女子修道院長が主宰し、構造上は男女別々に分かれた二重修道院という形をなし、王立という形式であったとみなされている⁽¹¹⁾。

前述したようにダービシャー (Derbyshire) ではレプトン修道院が最初であるが、それはおそらく7世紀の St. David によって⁽¹²⁾か、マーシャ王国の王子フリドリウス (Fridurius) のいずれかによる創設とみなされる。加えて、アングロ・サクソン時代に創設の基盤をおく他の修道院と同様に、当初は男女双方にひらかれ、ここでは女子修道院長 (abbess) 最早期の一人はエルフスリス (Ælfthryth) によって統括されていたようである。この

(10) "A Brief History of Repton": from <http://www.Reptonvillage.org.uk/history> & H.M. Taylor, *St. Wystan's Church, Repton* (J.M. Tatler & Son Ltd, 1989), P.3.

(11) Malcolm Folkus & John Gillingham (eds.), *Historical Atlas of Britain* (Grisewood & Dempsey, 1981), 中村・森岡・石井訳『イギリス歴史地図』(東京書籍、昭和58年)、34頁。および Sarah Foot, *Monastic Life in Anglo-Saxon England, c.600 - 900* (Cambridge U.P. 2006), pp.347-348. この教会が当時ミンスターとして機能し、トレント川の南側のダービシャーのほぼ全域をカバーしており、後年の Domesday Book において "Repton wapentake" として扱われているという指摘は、この地域の特性を考える場合においても重要なことでないだろうか。David Roffe, "The origin of Derbyshire" *Derbyshire Archaeological Journal*, 106 (1986), pp.102-122.

(12) William Page (F.S.A) (ed.), *The Victoria History of the County of Derby, Vol.2* では *Giraldus Cambrensis* (Rolls Ser.), ii, 386による。

人物に関しては多く知られていないが、その時期グスラック (Guthlac) なる人物がこの修道院に入会し剃髪を受け、死後に最初の聖人となった。さらにまた、8世紀になるとレプトンには霊廟 (crypt) がつくられ、そこがマーシャ王族によって使用されるようになっていたのである。しかも、ウィ - ラフ王 (Wiglaf) 統治下において王子ウイスタン (Wystan) がマーシャ王国の継承をめぐる争いで叔父に殺害され (849年)、王位にあった祖父 (Wiglaf) の霊廟に葬られたため教会にあった祭壇が高名になり、のちに聖人として扱われたウイスターの名に置き換えられて⁽¹³⁾ 巡礼者が訪れる場所になったようである。既述のとおり、現在レプトンのこの教会が聖ウイスタン教会 (St. Wystan's church) とも呼ばれ、正面入り口にウイスターの肖像が見られるのはこのためなのであろう (Fig.4 参照)。この教会にマーシャ王族の霊廟が設けられたことは前述の通り

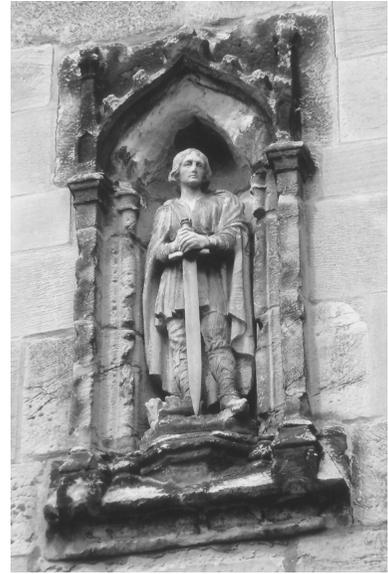


Fig.4 Statuere of Wystan, above porch doorway (筆者撮影)

であるが、後年になって明らかになった構造的な特徴として、そこへは現在の教会堂で床の一角にある地下への入り口によって通じている。(Fig.5 参照) このような改造は、マーシャ王国が最も隆盛を極めていた時期すなわちウイグラフ王の頃に着手され、彼らの遺骸とともに聖ウイスタンも安置されていたのであろう。⁽¹⁴⁾ 因みに、現在はこの教会を囲む一帯がレプトン・スクール (Repton School) と呼ばれる私立学校 (= grammar school) のキャンパス内に位置していて、教会に隣接した場所にあるかつての Old Priory が学校の事務統括本部を兼ねた図書館になっている。ヘンリー 8 世の時代における修道院解散のための財産没収の結果であろうが、同校や村の記録⁽¹⁵⁾ によると最初は 1539 年にトマス・タッカー (Thomas Thacker) なる人物がこの場所を入手した。この人物はトマス・クロムウェル

(13) D.W. Rollason, 'List of saints' resting-places in Anglo-Saxon England', *Anglo-Saxon England* 7 (1987), pp.79-82.; (in mansolio Wiglavii Regis avi sui), D.W. Rollason, *The Search for St Wigstan, Prince-Martyr of the Kingdom of Mercia*, Vaughan Paper 27, Department of Adult Education, Univ. of Leicester; ditto, 'The cults of murdered royal saints in Anglo-Saxon England', *Anglo-Saxon England* 11(1983), pp.5-9; A.T. Thacker, 'Kings, saints and monasteries in pre-Viking Mercia', *Midland History* 10 (1985), pp.12-14.

(14) Cf. H.M. Taylor, *St. Wystan's Church, Repton - A Guide and History* (Printed by J.M. Tatler & Son Ltd, reprinted 2002), p.19. なお、聖ウイスタンが埋葬されたのは 849 年であるが、その遺骸はクヌート王 (1016-35) の頃にイーヴシャム (Evesham) に移されたということになっている。しかし、この遺骸移送の時期そのものについていえば、レプトンにデーン人軍団が侵入する前に既に行われていた可能性もある。その理由は、早期の教会は修道院に付属していたのに、修道院そのものがデーン人軍団の侵入により占拠され存続・機能しえなくなっていたからである、という。Taylor, *op. cit.*, pp.19-20.

(15) *Repton Village History*, web site. によると、ギルバートは Mery Tudor 下における諸修道院再興の展望に警鐘をならし、当該修道院の大部分をとりこわしたのである。



Fig.5 entrance to the crypt
(筆者撮影)

(Thomas Cromwell) の執事であった人物である。その後子息であるギルバート (Gilbert) によって受け継がれ、次に所有したとみられるジョン・ポート卿 (Sir John Port) の遺言で 1559 年に同校が創設されたようである⁽¹⁶⁾。幸いなことに、筆者は前述の Tony Whittaker 氏の紹介により、その図書館内も拝見する機会に恵まれた。この地の遺跡から発掘された当時の出土品は、その大部分がダービー市の博物館

に移管されたが、同校には当時のヴァイキング兵士が用いた剣 (viking sword) などごく少数の出土品が発掘の記念として展示されている。

3 ヴァイキングのレプトン遺跡について

歴史記録としての『アングロ・サクソン年代記』では、アルフレッド大王とデーン人の首領グスルムによる「和平条約」に遡ること 16 年前の出来事として、グスルムの率いる軍団と合流したヴァイキングの大軍がノーサンブリア (Northumbria) のリンゼイ (Linsey) からトレント川を遡上してダービシャーのレプトンに陣営を構築し、そこで越冬したとある。念のため、『年代記』の叙述を記すと以下ようになる。即ち、[874.b Her for se here of Lindesse to Hreopendune and þær wintersetl nam, and þone cyning Burhred ofer sæ adræfdon ymb xxii wintra þæs þe he rice hæfde ; and þæt land eallgeodon. And he fór to Róme and þær gesæt,] (*An Anglo-Saxon Chronicle* from British Museum, Cotton MS., Tiberius B. IV, edited by E. Classen & F.E. Hamer, Manchester at The University Press, 1926, p.28), b : MS. DcclxxIIII.

現代英語訳では、[A & E, 873 (c874), in this year the host went from Linsey to Repton, and there took winter-quarters, and drove the king Burhred oversea twenty-two years after he succeeded to the kingdom ; and conquered the entire kingdom. And he went to Rome and there resided,となる。Cf. D.C. Douglass (ed.), *English Historical Document*, Vol.1, c.500 - 1042 (Eyre Methuen, 1979), p.194. ; *The Anglo-Saxon Chronicle*, translated by G.N. Garmonsway, (J.M. Dent & Sons Ltd, London, 1972), pp.72-73.

それゆえ、最近になってこのレプトン教会でのヴァイキング越冬を示唆する「遺跡」の本格的な発掘がおこなわれ、多くの証拠が発見されたことは、極めて重要なことであったとい

(16) A. Macdonald, *A short History of Repton* (1929), pp.79-90, & pp.166-96.

えるであろう。実は、この一帯に古い時代の遺跡が存在する可能性については古くから指摘されていたが、オックスフォード大学のマーチン・ビドル氏 (Martin Biddle) らを中心とした 1974 年以来 19 年間にも及ぶ本格的な発掘調査が実施され、いわゆる “Repton Vikings” の全貌が明らかになってくるのである。幸いにも、かつて筆者はロンドン大学 University College 中世考古学部門のグラハム・キャンベル氏 (James Graham-Campbell) が主催する研究会に参加し、その興味深い報告の一部を聞く機会を得ていた。ただし筆者が M. ビドル氏による発掘結果の報告に接することができたのは 1986 年 6 月のことであって、発掘作業はその後 7 年間も継続していたことになる。筆者が Repton を訪れて、自分の目でその痕跡を直接確かめたいと思いつけていたのはこのためなのであった。しかし、もちろん調査を終えた現在では発掘作業が実施された場所も完全に埋め戻されている。

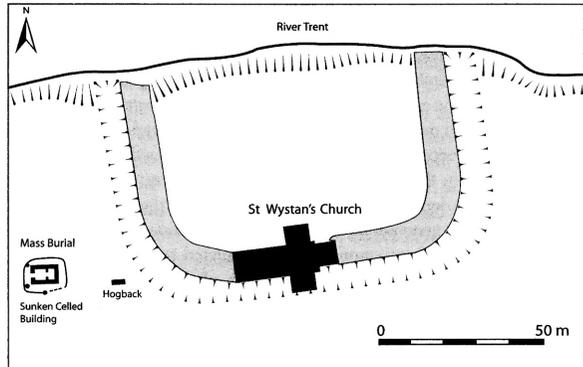


Fig.6 The Viking winter camp at Repton, 873-4, A reconstruction sketch [D.M. Hadley, *The Vikings in England- settlement, society and culture* (Manchester U.P., 2006), p.13.]

最初に彼の研究報告に接したときのメモ書きによると、主要な結果は以下の通りであった。即ち、 デーン人ヴァイキングがこの Repton に約 3.5 エーカー規模の要塞 (D-shaped fortress) を設け西暦 873-874 年にかけて越冬したことが検証されること (Fig.6 参照)、 しかも Trent 川 (= Old-Trent river) がそれ自体この要塞の一部を構成し、その中に既存の教会 (St. Wystan's church) が防御拠点として機能するように組み込まれていたこと。そして、 この要塞の内側にヴァイキング・シップの修繕を目的に設置されたドッグ (船梁) が川の土堤に切り込まれた形をとり、要塞 (防塁) の外側にあって今日の牧師館 (vicarage) 庭地に含まれる地点の盛り土 (= 石室) からは調査の結果デーン人軍団の「レプトン越冬」という歴史事実と直接結びつくように、少なく見積もっても 264 体の遺骨、鉄斧、大小のナイフ類、複数のコインそして金製の指輪などが発見された、ということなのであった (Fig.7)。因みに、上記の結果のうちで示したように水辺に面した空間に D 型の防塁を構築する事例については、ヴァイキング期デンマークにおいても存在する。即ちその小規模なものとしては都市オーフス (Århus) にみられ、大規模な事例としてヘデュー (= ハイタブ, Hedeby, Haithabu) などがある。⁽¹⁷⁾

(16) A. Macdonald, *A short History of Repton* (1929), pp.79-90, & pp.166-96.

(17) E. Roesdal, *The Vikings* (1991), pp.120-123, 128-130.; ヘデュー (ハイタブ) は、8 世紀前半ころから重要性をもったヴァイキング期北欧における第一級のヴィク (wic) 即ち交易拠点として機能し、当時の西欧諸市場との接点を有した都市集落である。『フランクの年代記』 (*Annales Regni Francorum*) にもスリエストルブ (Sliesthorp) として登場する。拙稿「ヴァイキング期デンマークにおけるヘデュー (Hedeby) の諸相」 (『東北学院大学論集』 経済学・第 90 号 (昭和 57 年 12 月) 所収、17-39 頁を参照。

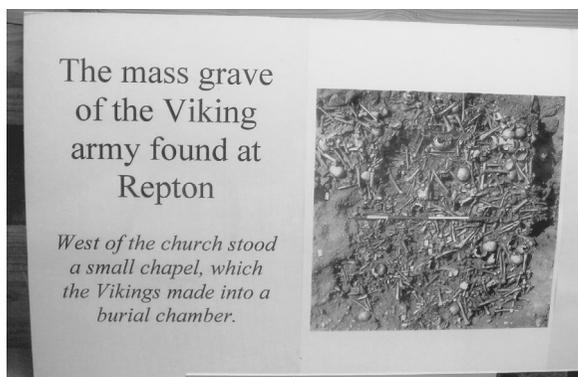


Fig.7 Display from the city of Derby Museum (筆者撮影)

同じく に関わることとして、遺跡から複数のコイン（貨幣）が出土したことは前述したが、それは5枚の銀貨ペニー（pennies）なのであり、そのうち4枚が西暦872年より以前に打刻されたものではないこと、そして5番目のものが873-4年に帰属するものと判定された。また、ヴァイキング剣のほかに鉄斧・銀製の丸型バンド・銅鍍箔を施したバックル、それに北欧の異教神を表す装飾品、銀鍍金トールのハン

マー（Thor's hammer）などが出土している⁽¹⁸⁾。

ところで、筆者がM. ビドル氏の発掘途中経過についての報告に接した時点では、ヴァイキングの「レプトン越冬」を裏付けるような遺骨の発見が総数で少なくとも264体をこえるということであって、それ以上の具体的内容が示されたわけではなかった。しかし、M. ビドル氏によると、その後ここで発見された人骨は1995年にユトレヒト大学 Van de Graaf 研究所で「放射性炭素年代測定法」（radiocarbon dating）によって精査され、性別・年齢等に関して以下のような興味ある事実が明らかにされた。それによると、第一に、発見された遺骨のうち概ね82%が成人男性（17歳 - 45歳）のものであるが、なかには「年代記」が示す873-4年以前と認められるものが一部含まれていたということなのである。当時はいわゆるDNA鑑定の手法が採用されてはいなかったとはいえ、さらに興味深い事実として18%がスカンジナビア人ではなく、むしろアングロ・サクソン系の女性のも⁽¹⁹⁾と判定されたのであり、明らかに子供と認められる遺骨も3%程度あった、ということなのである。

次に、こうした多数の遺骨が発見された埋葬場所（盛り土）では、その中心部に沈床（sunken celled）の石造玄室が別途設けられ、身分や地位の高い人物の遺骨が安置されていたことが発掘の際に明らかになった。この人物とは一体誰なのであろうか。加えて、遺骨の中にヴァイキングの「レプトン越冬」より年代が古いものが一部混在し、しかもアングロ・サクソン系の女性や子供の遺骨までが同時に発見されたとなると、これをいかに解釈すべきなのかということがいま一つ残された問題となる。以下、これらの点などを含めていささか整理・解釈を試みて小稿の結びとしたい。

(18) Martin Biddle & Birth Kjølbye-Biddle, "Repton and the 'great heathen army', 873-4, James Graham-Campbell, Richard Hall, Judith Jesch and David N. Parsons (eds.), *Vikings and the Danelaw* (Oxbow Books, 2001), pp.63-68.

(19) Cf. *ibid.*, pp.74-78.

4 結びにかえて

前節で指摘した問題が生じた理由の一つは、そもそも M. ビドル氏らによる本格的な調査が開始されるずっと以前に、実はその盛り土（埋葬場所）がたまたま開けられてしまっていた、という過去の経緯があったことによるのである。当該場所に古い時代の遺跡が存在した可能性のあることが以前から知られていたと前節でも述べておいたが、最初この盛り土部分は 17 世紀後半（c.1686）頃トマス・ウォーカー（Thomas Walker）なる人物によってあけられ、当時ダービー市で古物に詳しい Dr. Simon Degge 氏に問い合わせがなされていた。この時点でも中心部には石棺が存在し、その方向に足を向けた形で 100 以上の遺骸があったと報告されている。また、18 世紀（1787 年）に入り当時の土地の所有者（George Gilbert）があけたときには、石棺の底部は残存していたものの人骨は恰もかき集められたような形で積み上げられていたのだ⁽²⁰⁾という。近年になって、ここを J. C. Cox なる古物蒐集家が興味本位で再度掘り返すなどといった経緯も加わり、学術的な見地からの発掘調査が本格的に行われるようになったのは、ようやく 1974 年になってからなのであった。

おそらく、このように複雑な事情があったため前述のような状況がもたらされ、その解釈をいささか困難ならしめる事情にいたったことは間違いない。そこで、前述したように 873-4 年より以前の人骨が含まれていたとすると『年代記』に示される「ヴァイキング越冬」の歴史的記述と異なることになるので、先ずこの点を考えてみよう。そのことに関して言えば、そもそもヴァイキングの兵士たちには、遠征の途上に死亡した者の遺骸を仲間内で相当長い間一緒に運んで移動していたということが知られてはいる。例えば Thorstein Ericsson なる人物は、その兄弟の遺体を連れ戻して埋葬するために、グリーンランドからヴィンランドへと船を出した⁽²¹⁾ということも指摘されているわけである。

これらをふまえると、レプトンの埋葬場所に葬られたものの中に『年代記』が記録する「レプトン越冬」の時期より前の者たちが後になって一緒に葬られた可能性がある、ということ推測することは、あながち誤りではないだろう。

しかしそれ以上に重要であるのは、埋葬場所である盛り土の中心にすえられた石室に埋葬されていた人物とは一体誰なのか、ということである。同じくそのことと一緒に扱われねばならないのは、ここで発見されたアングロ・サクソン系の女性や子供のものともみなされる者たちの人骨のことである。考えられることの第一は、そもそも前節で述べたようなレプトンの「霊廟」が構築される以前のこととして、マーシャ王族で高位にあった人物のために既に石室が設けられ盛り土を伴って埋葬されていたのではないか、ということである。そして後にレプトンを占拠し、このようなマーシャ王族の埋葬慣習に同化したデー

⁽²⁰⁾ R. Bigby, *Historical and Topographical Description of Repton* (1845), pp.401-2 & note 243: by way of, Martin Biddle & Birthe Kjølbye-Biddle, *op.cit.*, pp.67-8.

⁽²¹⁾ K.J. Krogh, *Viking Greenland* (Copenhagen, 1967), p.37.

人らの骨が一緒に残された、という推論も成り立たないわけでない。しかしそれではここから出土した北欧系異教神をあらゆる副葬品の内容に説明がつかないであろう。副葬品の内容については前節で述べたとおりだが、それをふまえると中心部の埋葬された人物は明らかに重要な人物に相違ない。しかも、そこに女性や子供と一緒に含まれていたのは人間がもし「生け贄」(human sacrifice) のためにであったとすれば、この中心部の石棺に埋葬されていた重要人物は異教徒に他ならなかった、ということになる。

ところで、この石棺の被葬者に関しては、発掘の指揮をとった M. ビドル氏が興味ある指摘を行っている。それは、「レプトン越冬」に関わる 4 人の主要な人物 (Healfdene, Guthrum, Osetel, Amwend) に加え、石棺から見つかった鋳貨の製造年代 (873-4) から判断し、第 5 番目の人物としてラグナー・ロスブロク (Ragner Lothbrok) の息子達の一人であったといわれる人物イーヴァル (Inwar, Ivar beinlausi) が考えられる⁽²²⁾、ということである。因みに、このイーヴァルは上述のロスブロク (Lothbrok) の息子でハールヴダン (Healfdene, Healfdene, Halfdene) と兄弟関係をなす人物なのである。865 年に東アンゴリアに到来したヴァイキングの「大軍団」は、ハールヴダンとイーヴァルが率いていたと言われている。この軍団はイーヴァルの指揮のもとで、866 年から 869 年にかけてヨークを襲い、オズベルフト (Osbyrht, 849-863) とアエルラ (Ælla, 862-867) の同盟をものともせず、ヨークを占領する。その間にノッティンガムを襲撃して前述のマーシャ王ブルグレッドを脅かしている。そして彼らは、リンカーンからセットフォードへと南下し、翌 870 年にはエドマンド王 (Edmand, 855-870) を惨殺⁽²³⁾している。このように、彼らは東アンゴリア王国、マーシャ王国そしてノーサンブリア王国をも席卷したのである。その結果、東アンゴリア王国は崩壊し、二つの王国も当時崩壊寸前に追い込まれた。この段階までイーヴァルは軍団の統率に加わっていたが、彼はその後アイルランド方面に遠征している。とすると、そのイーヴァルが一体なぜこのレプトンの被葬者でありうるというのだろうか。

そもそもウェセックスが中心に編纂されている年代記にはイーヴァルの名前があまり登場しない。『アルフレッド大王伝』の中でも彼がハールヴダンの兄弟として一度だけ登場する (第 54 節) 程度である。しかしこの問題に関して、かつてスマイス氏 (A. P. Smyth) が『ラグナル・ロスブロクのサガ』(Ragnar Lothbrok's saga) や『アングロ・サクソン年代記』などの史料を駆使してイーヴァルの現実的な行程を描き出すことに成功していたのであった。即ちスマイス氏は後者の『年代記』で 865 年に記録されサネット島に上陸し

(22) Cf. Martin Biddle & Birthe Kjølbbye-Biddle, *op. cit.*, p.82ff.

(23) ノーサンブリア国王 (治世 849-862 年)。アエルラを正統とみなさない場合は、在位は 867 年までとなる。彼は、862 年に王家の出でないアエルラに追放されている。しかし、867 年 3 月にヴァイキングの侵入を直視して同盟を結びヨーク奪還のために戦うが、奮戦もむなしく二人は戦死した。Cf. *Asser's Life of King Alfred*, 前掲邦訳、第 27 節を参照。

(24) エドマンドは東アンゴリア国王 (857-870) であるが、デーン人の軍団は東アンゴリア王国に戻り、イーヴァルが服従を迫った。しかし敬虔なエドマンド王は異教徒の脅迫による服従を潔とせず降伏を拒絶したため捕えられ惨殺された。殉教者にして聖者。

ケントを席卷した「異教徒の軍団」と翌年東アングリア地帯に上陸して越冬した「大軍団」は別個のものではないとした上で、他方イーヴァルは既に863年かその翌年の春にアイルランドを出発し、アエルラに苦戦する兄弟を尻目に狡知にたけた彼（＝イーヴァル）が友好を装ってアエルラに接近し巧みに伏線を張っていたこと、そしてそこへ東アングリアからの軍団が「合流」したのだ⁽²⁵⁾、と見たのである。このように考えれば伝説や史



Fig.8 Display from the city of Derby Museum (筆者撮影)

料的記述を満足させられることになる。東アングリア崩壊後はイングランドにおけるデーン人「大軍団」と対峙する舞台がウェセックス王国へと移り、その指導者がハールヴダンと周知のグスルム (Guthrum) になる、というわけである。発掘の任にあった M. ビドル氏らも、A. P. スミス氏と同じように考えている。それは、このことがアイルランドの『アルスター年代記』(Annals of Ireland) の872年の記録⁽²⁶⁾でも確認されるからであり、また『ラグナー・ロスブロックのサガ』(Ragnar Lothbrok's saga) においてもイーヴァルがイングランドで死亡したのだ、と述べられている⁽²⁷⁾。ただしイーヴァルは Ivar bainlausi (beinlauss) とも呼ばれ、その渾名が“骨なし” (“boneless”) であったとすると、発見された石棺の被葬者が相当に長身の人物と見られることと矛盾しないわけではない (Fig.8)。しかしそれにもかかわらず、イーヴァルによって侵略されたアイルランド側の年代記録がやはり有力な決め手になるのであろう。ともあれ、レプトンにおけるこの埋葬墓は865年から870年にかけて存在した軍団によって造営されて当地でイーヴァルが埋葬され、その後は主たる指導者ハールヴダンの関心事がイングランドの北方に、他方グスルムとその仲間たちの場合は南方へ指向することになったと思われる。

以上、本稿ではレプトン・ヴァイキングの遺跡に関する考察をしてきたが、最後に次のことを付け加えておきたい。それはこのような史実が展開された時代を遡り、概ね5世紀後半から8世紀初頭にかけてラインランド、南スカンジナビアそして北方スイスなどの諸地域では極めて贅沢な埋葬墳墓が造営されているのである。イングランドの場合、サフォークシャーのサトン・フー⁽²⁸⁾ (Sutton Hoo) やバッキンガムシャーのタップロウ (Taplow) な

⁽²⁵⁾ A.P. Smyth, *Scandinavian Kings in the British Isles 850-880* (Oxford U.P., 1977)

⁽²⁶⁾ John O'Donovan, *Annals of the Kingdom of Ireland* (AMS Press, 1966), vol.1, p.519.

⁽²⁷⁾ Schlauch M.(trans.), *The Saga of the Volsungs, the Saga of Ragnar Lodbrok, together with the Lay of the Kraka*, 2nd edn. (1949), pp.251-252. “Ragnar Lothbrok's saga has the most detailed account. According to this, Ivar, as he lay dying, ordered that, if this was done, foes coming to the land would meet ill-success.” cf. Martin Biddle & Birthe Kjøbye-Biddle, *op. cit.*, pp.82-83.

⁽²⁸⁾ これに関しては拙稿「研究ノート、船葬墳墓地サトン・フーをめぐる小論」(『ヨーロッパ文化史研究』東北学院大学大学院文学研究科・ヨーロッパ文化史専攻、第7号、2006年3月所収) 147-159頁を参照。

⁽²⁹⁾ だがそれにあたり、際立った規模と出土したすぐれた副葬品からみて異教時代にあつて地方的有力者をしのぐ人物のために造営されたものの典型的事例をなしている。しかし重要なのは、これらを含む埋葬墳墓が造営された時期とその分布の在り方である。つまりこうした埋葬墳墓は、その分布上当時のキリスト教化されたフランク族定住地域のいわば「外辺」に出現していたと看做すことができ、従つてそうした既存の状況が王族もしくは貴族的有力者によるキリスト教受容、およびその埋葬地の登場をやがて容易に可能ならしめた⁽³⁰⁾と考へたい。このような視点でみると、例えば前述のサトン・フー船葬墳墓からほぼ1世紀あとに、隣接するマーシャ王国で後継者と目される人物がイングランドで最初のキリスト教ミンスターをトレント川沿いのレプトンに、しかも石造建築の形で造営できたことにはしかるべき理由があつたということになるであろう。本稿ではこれまでいささか考察をしてきた当該地におけるヴァイキング軍団の越冬拠点構築を、その後におけるウェスト・サクソン王国との抗争および「デーンロウ地帯」(Danelaw)の存在をめぐる問題を考える場合の史実の一つとして把握し、位置づけておきたい。因みに筆者にはこれを補強する次の証拠として、当地レプトンの近傍で発見されたデーン人系ヴァイキングによる第2次植民的定住を示すby地名の場所イングレビー (Ingleby) 遺跡に関する他の研究材料が手元にある。それもまた前述のトニー (Tony Wittaker) 氏の案内で直接訪れる機会に得たものであるが、それについての考察は次の研究課題として残したい。

⁽²⁹⁾ Taplaw の埋葬墳墓は、おそらく Tæppa と呼ばれた首領のために造営され、Sutton Hoo が発見される以前のイングランドにおける最も豪華な墳墓なのである。Cf. Audrey Meaney, *Gazetteer of Early Anglo-Saxon Burial Sites* (George Allen & Unwin, 1964), p.59. ; D.M. Wilson, *The Anglo-Saxons* (Frederik A. Praeger, 1962), p.46, 103, 137, 219.

⁽³⁰⁾ Cf. John Blair, *The Church in Anglo-Saxon Society* (Oxford U.P., 2005), p.53.

執筆者紹介

平田 隆一	本学文学部教授
谷口 満	本学文学部教授
櫻井 康人	本学文学部准教授
楠 義彦	本学文学部教授
渡辺 昭一	本学文学部教授
原 征明	本学経済学部教授
森脇 龍	本学文学部教授

東北学院大学学術研究会

会 長 星 宮 望

評 議 員 長 吉 田 信 彌
編 集 委 員 長

評 議 員

文学部	遠 藤 裕 一 (会計)
	北 博 (編集)
	辻 秀 人 (編集)
経済学部	越 智 洋 三 (会計)
	細 谷 圭 (編集)
	郭 基 煥 (編集)
経営学部	菅 山 真 次 (庶務)
	目 代 武 史 (編集)
	折 橋 伸 哉 (編集)
法学部	黒 田 秀 治 (編集)
	白 井 培 嗣 (編集)
	羽 田 さゆり (庶務)
教養学部	吉 田 信 彌 (評議員長・編集委員長)
	野 村 信 (編集)
	柳 井 雅 也 (編集)

東北学院大学論集 歴史と文化 第46回

2010年3月24日 印刷
2010年3月24日 発行 (非売品)

編集兼発行人 越 智 洋 三
印刷者 塩 儀 幸
印刷所 (有) 平 電 子 印 刷 所
発行所 東北学院大学学術研修会

〒980-8511
仙台市青葉区土樋一丁目3番地1号東北学院大学内

THE TOHOKU GAKUIN UNIVERSITY REVIEW

HISTORY AND CULTURE

(Formerly HISTORY AND GEOGRAPHY)

No. 46

March. 2010

Special Issue : The Types of Empires

Introduction Shoichi Watanabe

Articles :

1. The Causes of Rise and Decline of Haruspices in the Roman Empire
..... Ryuichi Hirata
2. Geographic Constitution of Ancient Bar (巴) Country at Pre-Quing (秦)
Period (Abstract) Mitsuru Taniguchi
3. ' Christmas ' as ' Empire ' : The Discourses of the Peace and the Crusades
in the Canons of Ecumenical Councils Yasuto Sakurai
4. ' For the Commonwealth ' in the Northern Rebellions of 1536
..... Kusunoki Yoshihiko
5. The Reformation of the International Order in Asia after World War and
the Guideline of the Colombo Plan : the Analysis of the Report of the Second
Commonwealth Consultative Committee in 1950 Shoichi Watanabe

Notes :

1. Vikings and Anglo-Saxon England : A Reassessment of the Danelaw (2)
- The Repton Vikings - Masaaki Hara
2. Veblen's Theory of Capitalistic Development Ryu Moriwaki

The Research Association
Tohoku Gakuin University
Sendai, Japan